



土地家屋調査士白書

日本土地家屋調査士会連合会

2014



境界紛争ゼロ宣言!!

土地家屋調査士白書 2014



土地家屋調査士白書初刊によせて

ここに、土地家屋調査士白書 2014 年版の完成をみたところですが、念願の初刊でもあります。本年は私たち土地家屋調査士が誕生して 64 年となりますが、時間の経過とともに社会に求められる役割も変化して参りました。そのような環境下、土地家屋調査士及び土地家屋調査士会に関する様々な統計データについては、これまで日本土地家屋調査士会連合会の部門ごとに、それぞれ必要に応じて統計又は資料としてまとめ保持されてきたものですが、これを「白書」という形で一元的・集約的にとりまとめ、一般国民向けに公開することは、社会に多く存在する白書と同様に、土地家屋調査士の実勢や取り巻く環境についての貴重な資料集となるばかりでなく、各種行財政施策のバックデータや、土地家屋調査士会及び会員にとっての貴重な制度広報の役割を果たすツールとして、更に将来の土地家屋調査士制度及び不動産登記制度等を展望するに際しての重要な統計集になると考え、本年度当初から準備してきたものです。

なお、東日本大震災における復興支援活動にも注目し、本書巻末に、同大震災に関する日調連及び被災された東北の 3 土地家屋調査士会（宮城県、福島県、岩手県の各土地家屋調査士会）の対応や未曾有の経験を記録として掲載しました。

この度の土地家屋調査士白書の発刊により、多くの皆様に全国各地で活躍する土地家屋調査士を、より身近な存在として認識いただければ幸いです。

最後に、法務省、国土交通省、最高裁判所、警察庁、復興庁、消費者庁、株式会社不動産経済研究所をはじめ関係団体、各土地家屋調査士会の皆様には本書発行に当たり貴重なデータ提供等ご協力いただきましたことに深く感謝いたします。

平成 26 年 3 月

日本土地家屋調査士会連合会

会 長 林 千 年

土地家屋調査士白書【目次】

2014

第 1 章	日本全国あなたの近くの土地家屋調査士	1
1	全国の土地家屋調査士人口	2
(1)	全国の土地家屋調査士人口の推移・年代構成等	2
資料	土地家屋調査士人口の推移	2
(2)	土地家屋調査士の年代構成等	3
資料	土地家屋調査士の年代構成	3
資料	土地家屋調査士新規登録者の年代構成	3
(3)	最近 10 年間の登録者数と取消者数の推移	3
資料	最近 10 年間の登録者数と取消者数の推移	3
(4)	都道府県別（土地家屋調査士会別）土地家屋調査士人口の推移	4
資料	全国の土地家屋調査士人口の推移	4
資料	全国都道府県別の土地家屋調査士人口の推移	5
2	土地家屋調査士試験受験者数、合格者数及び合格率等	9
資料	土地家屋調査士受験者数、合格者数及び合格率	9
3	都道府県別人口と各法律専門職等士業人口	10
資料	全国ブロック別人口と土地家屋調査士人口	10
資料	都道府県別人口及び法律専門職等士業人口	11
[参考統計]	土地家屋調査士の最終学歴・大学卒業学部・開業前の職業	13

第2章 日本経済に貢献する土地家屋調査士 15

1 不動産登記事件数の推移 16

資料 不動産登記事件数の推移 16

2 土地の表示に関する主な登記事件数の推移 17

資料 土地の表示に関する主な登記事件数の推移 17

3 建物の表示に関する主な登記事件数の推移 18

資料 建物の表示に関する主な登記事件数の推移 18

4 土地家屋調査士とオンライン登記申請 19

資料 不動産登記事務取扱件数、オンライン登記申請件数及び申請率の推移 19

5 参考資料 国土交通省「土地白書」から 20

資料 土地白書からデータ掲載 20

6 公共嘱託登記 24

資料 全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会一覧 24

第3章 日本社会に寄り添う土地家屋調査士 27

1 土地家屋調査士会が運営するADRセンター 28

資料 全国の土地家屋調査士会 ADR センター 28

資料 全国の土地家屋調査士会 ADR センターの相談・調停件数 29

2 筆界特定制度 30

資料 筆界特定事件の申請件数の推移 30

資料 境界（筆界）に関する訴えの件数推移 30

資料 筆界調査委員として活躍している土地家屋調査士 31

3 土地家屋調査士による社会教育活動 32

資料 土地家屋調査士による社会教育活動の実績 32

4 土地家屋調査士会等による全国自治体との防災協定 34

資料 土地家屋調査士会等が結んでいる防災協定の締結先 34

第4章 自らを省みる土地家屋調査士 37

1 土地家屋調査士の登録 38

資料 土地家屋調査士の登録事務の流れ 39

2 懲戒処分 40

資料 土地家屋調査士等に対する懲戒処分に関する訓令について
(平成19年5月21日日調連発第52号)
(平成19年5月17日法務省民二訓第1082号) 41

資料 別表(第3条、第4条、第5条関係) 42

資料 懲戒事由の内訳 43

資料 懲戒処分の種類の内訳と件数 43

第5章 研鑽し続ける土地家屋調査士 45

1 土地家屋調査士特別研修とADR代理関係業務認定土地家屋調査士 46

(1) 土地家屋調査士特別研修の実施概要 46

資料 土地家屋調査士特別研修 実施概要 47

(2) 土地家屋調査士特別研修の受講者、認定者、会員数に対する認定率 48

資料 土地家屋調査士特別研修の受講者、認定者、会員数に対する認定率 48

2 土地家屋調査士会による研修会 49

資料 全国土地家屋調査士会主催の研修会の開催回数・内容について 49

第6章 研究し、発信し続ける土地家屋調査士 51

日本土地家屋調査士会連合会の「研究所」について 52

資料 日本土地家屋調査士会連合会 研究所におけるこれまでの研究テーマ 53

第7章 仲間を支え合う土地家屋調査士 57

1 全国の土地家屋調査士会 58

(1) 全国の土地家屋調査士会 58

資料 全国の土地家屋調査士会 58

(2) 各土地家屋調査士会会費及び入会金一覧 60

資料 各土地家屋調査士会会費及び入会金一覧表 60

(3) 土地家屋調査士賠償責任保険 61

資料 土地家屋調査士賠償責任保険 61

(4) 大規模災害対策基金 62

資料 大規模災害対策基金 62

2 日本土地家屋調査士会連合会組織について 63

資料 日本土地家屋調査士会連合会 組織図 63

3 全国土地家屋調査士政治連盟の誕生 64

資料 各土地家屋調査士政治連盟入会者数一覧 64

第8章 進化を続ける土地家屋調査士 65

1 国際地籍シンポジウムの開催 66

資料 京都地籍宣言 66

資料 国際地籍シンポジウム開催経過 67

2 地籍問題研究会 69

資料 地籍問題研究会入会状況 69

資料 地籍問題研究会幹事等 70

資料 地籍問題研究会のこれまでの活動 71

3 土地の筆界に関する「地域の慣習（地図等の歴史的資料類）」の研究 73

資料 土地家屋調査士会が保有する土地家屋調査士法第25条第2項に規定する
「地域の慣習」に関わる地図等の歴史的資料（書籍）類 74

第9章 土地家屋調査士が歩み続けた道 75

1 土地家屋調査士制度の誕生 76

2 日本土地家屋調査士会連合会の歩み並びに土地家屋調査士制度及び不動産登記制度の変遷 78

東日本大震災と土地家屋調査士 91

はじめに 92

1 各土地家屋調査士会との連携 92

資料	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について	93
資料	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の被害状況 所在都道府県別の避難者等の数（平成 25 年 3 月 7 日現在）【概要】 土地家屋調査士会員の被害状況	95

2 日調連、各土地家屋調査士会による被災者支援活動 96

資料	専門家派遣事業のスキーム	96
資料	東日本大震災に関して土地家屋調査士・土地家屋調査士会等が実施した 相談会等の概要（宮城県・福島県・岩手県 各土地家屋調査士会）	97
資料	東日本大震災関連の主な相談事例	98

3 土地家屋調査士の大震災の教訓 100

資料	東日本大震災による土地の水平地殻変動と登記の取扱いについて	100
資料	東北地方太平洋沖地震等の被災に伴う登記所の事務停止等について	103
資料	平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された 地域における地積測量図の作成等に関する留意点について	104
資料	東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について	107

4 土地家屋調査士による復興支援 108

(1) 環境省からの協力依頼について	108	
資料	環境省からの協力依頼について	109
(2) 保険調査、業務委託について	109	
資料	委託業務の内容	109
(3) 土地家屋調査士の専門性が活かされる復興に関する様々な業務	110	
資料	①東日本大震災倒壊建物の滅失調査作業	110
	②土地の境界等の被災状況実態調査	110
	③地区の街区単位修正作業	111
	④土地の境界復元作業	112

第1章

日本全国あなたの近くの 土地家屋調査士

1. 全国の土地家屋調査士人口
2. 土地家屋調査士試験受験者数、
合格者数及び合格率等
3. 都道府県別人口と各法律専門職等士業人口

1 全国の土地家屋調査士人口

1 全国の土地家屋調査士人口の推移・年代構成等

以下のグラフ及び表は、平成 15 年（法人数においては平成 16 年）から平成 25 年までの各年 4 月 1 日現在の土地家屋調査士の個人会員、法人数の推移である。

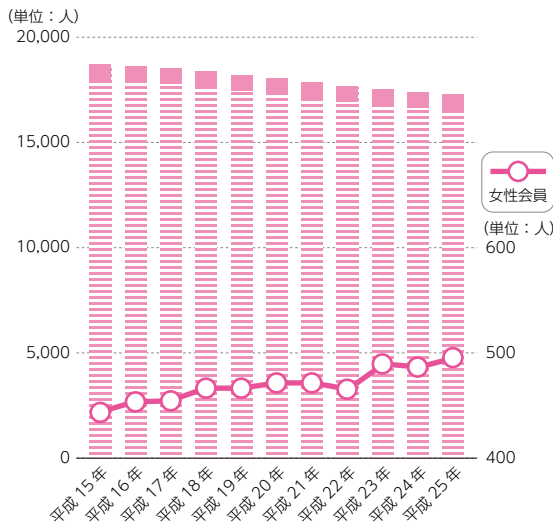
平成 15 年より、会員数は減少傾向に転じており、この傾向は今後も当分は継続するものと予測される。

なお、平成 25 年 4 月 1 日現在の女性会員は 496 名と全体の割合としては低いものの、今後も増加していくと予測される。

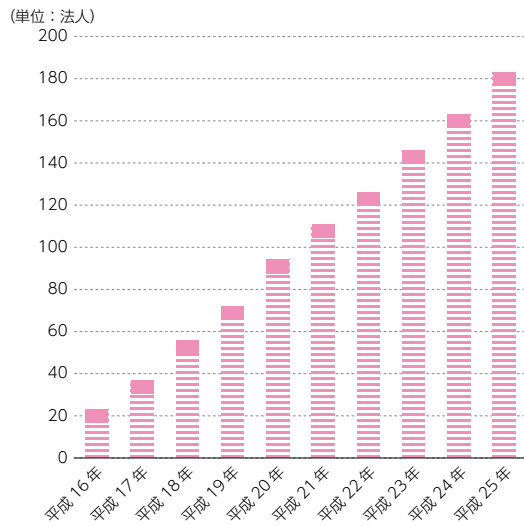
また、平成 15 年 8 月 1 日施行の土地家屋調査士法の改正により認められた、土地家屋調査士法人については、増加傾向にある。

● 土地家屋調査士人口の推移（各年 4 月 1 日現在の個人会員数・法人数）

● 個人会員数の推移（H15～H25）



● 法人数の推移（H16～H25）



年 度	個人会員数 (人) うち () 内は女性会員数	増減 (人)
平成 15 年	18,648 (444)	—
平成 16 年	18,590 (454)	▲ 58
平成 17 年	18,465 (455)	▲ 125
平成 18 年	18,320 (467)	▲ 145
平成 19 年	18,146 (467)	▲ 174
平成 20 年	18,002 (472)	▲ 144
平成 21 年	17,820 (472)	▲ 182
平成 22 年	17,617 (466)	▲ 203
平成 23 年	17,488 (490)	▲ 129
平成 24 年	17,328 (487)	▲ 160
平成 25 年	17,216 (496)	▲ 112
(累計)		▲ 1,432

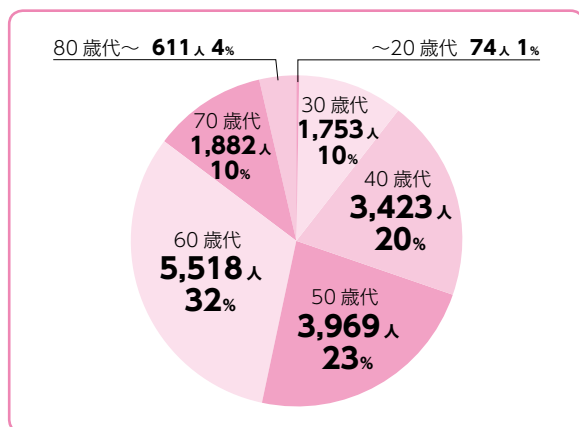
年 度	法人数	増減 (法人)
平成 16 年	23	—
平成 17 年	37	14
平成 18 年	56	19
平成 19 年	72	16
平成 20 年	94	22
平成 21 年	111	17
平成 22 年	126	15
平成 23 年	146	20
平成 24 年	163	17
平成 25 年	183	20

2 土地家屋調査士の年代構成等

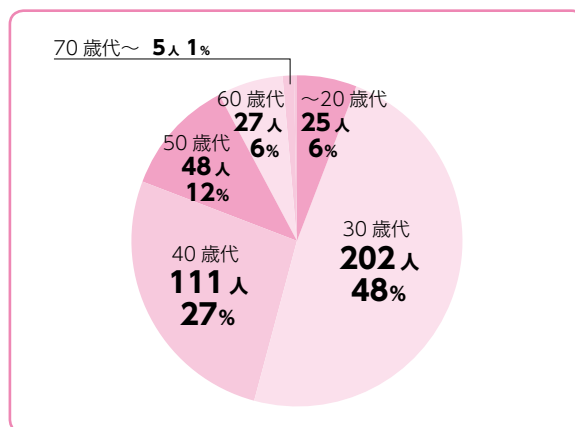
左のグラフは、平成 25 年 4 月 1 日現在の土地家屋調査士の個人会員の年代別構成である。一定の年齢層に偏ることなく、幅広い年齢層の会員が登録していることが分かる。

また、右のグラフは、平成 24 年度に新規登録した会員の年代別構成である。新規登録者の約半数を 30 代が占めており、何らかの社会経験を経てから登録している方が多いことが推測できる。

● 土地家屋調査士の年代構成 (平成 25 年 4 月 1 日現在)



● 土地家屋調査士新規登録者の年代構成 (平成 24 年度)

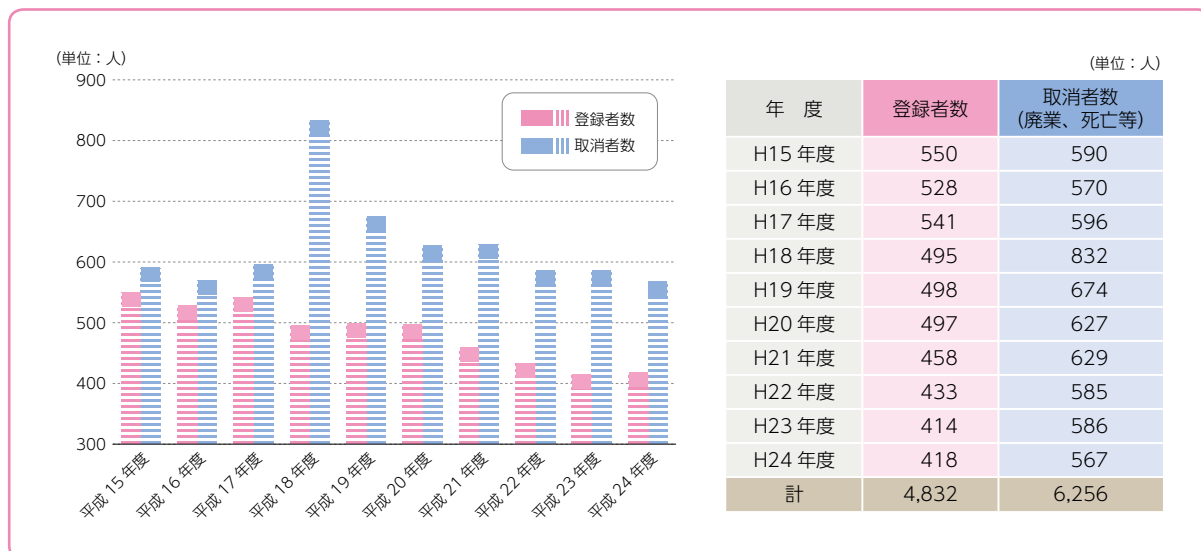


3 最近 10 年間の登録者数と取消者数の推移

以下のグラフ及び表は、平成 15 年から平成 24 年までの土地家屋調査士会員の新規登録者数と登録取消者数である。

前述の統計で、近年の会員数の減少傾向を述べたが、最近 10 年の会員の新規登録者と廃業、死亡などの登録取消者の数をグラフ化すると、突出している平成 18 年度の登録取消者を除くと両方とも緩やかな減少傾向にある。会員の高齢化に伴い、登録を取り消す会員は 500～600 名程度であるが、登録者数においても、400～500 名程度となっており、業界としておおむね健全な世代交代が行われているものと考えられる。

● 最近 10 年間の登録者数と取消者数の推移



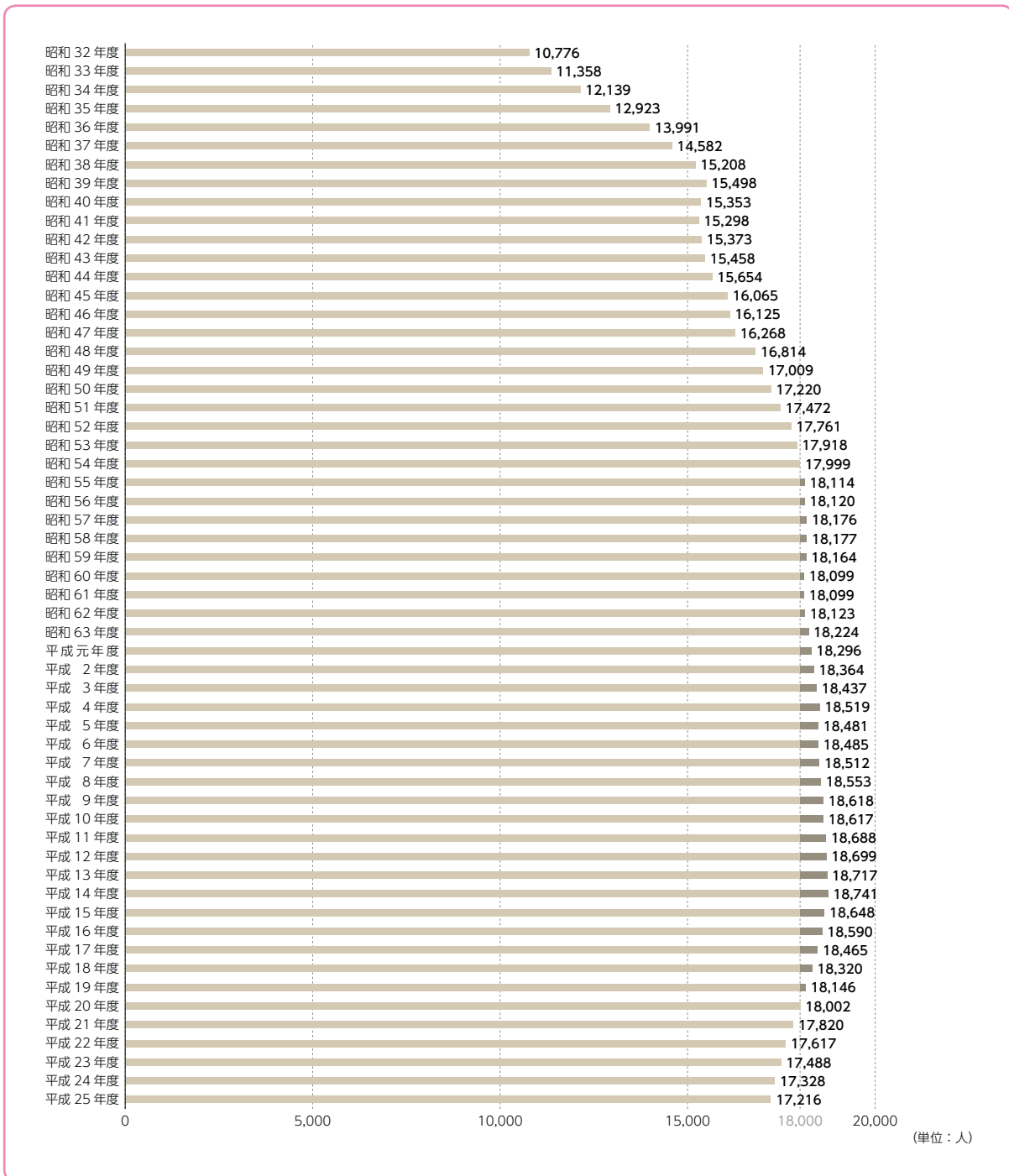
4 都道府県別（土地家屋調査士会別）土地家屋調査士人口の推移

以下のグラフ及び次頁以下の表は、昭和32年度から平成25年度までの土地家屋調査士（会員）の人数（各都道府県にある土地家屋調査士会ごと、北海道は4地域に分割）である。

昭和33年度から昭和55年度までの23年間、ほとんどの年で会員数が増加し続け、昭和32年度に10,776人であった会員数がこの期間で約18,000人に増えた。その後、平成20年度まで18,000人台の年が続いたが、平成21年度から5年連続で18,000人を割っており、近年は減少傾向にある。

各地域を比較しても特定地域における著しい増加や減少は見られず、全国の会員数の推移割合とおおむね一致している。

● 全国の土地家屋調査士人口の推移



● 全国都道府県別の土地家屋調査士人口の推移

昭和 32 年度～昭和 45 年度：7 月 1 日現在
昭和 46 年度～平成 25 年度：4 月 1 日現在

(掲載順序は都道府県コードに基づく。北海道内は、市区町村コードに基づく。以下本書における都道府県別資料は、原則的にこの順序に基づく。)

(単位：人)

都道府県	昭和 32 年度	昭和 33 年度	昭和 34 年度	昭和 35 年度	昭和 36 年度	昭和 37 年度	昭和 38 年度	昭和 39 年度	昭和 40 年度	昭和 41 年度	昭和 42 年度	昭和 43 年度	昭和 44 年度	昭和 45 年度
北海道														
札幌	166	160	160	206	228	236	244	250	255	271	278	282	285	294
函館	23	23	23	23	37	37	37	42	42	42	48	48	49	55
旭川	61	66	77	73	78	78	85	79	79	75	75	75	75	75
釧路	67	70	76	86	94	94	99	102	99	98	98	102	112	118
青森	225	240	260	270	280	273	265	285	271	269	269	253	252	252
岩手	380	376	402	411	426	408	423	401	380	353	344	340	350	338
宮城	137	200	213	214	229	243	243	239	239	239	228	228	232	236
秋田	304	274	333	328	307	304	294	287	273	269	263	255	244	242
山形	365	365	365	365	375	375	366	366	366	366	368	366	359	360
福島	378	375	390	398	441	439	417	402	395	393	393	396	394	399
茨城	266	272	274	291	307	323	340	357	352	340	340	338	337	332
栃木	162	174	180	192	201	201	201	228	228	228	228	228	223	243
群馬	107	107	128	154	204	204	234	244	244	254	254	254	264	274
埼玉	173	188	188	259	259	316	510	530	540	550	580	614	666	704
千葉	133	154	184	221	270	274	290	308	321	341	354	362	390	435
東京	738	840	1,097	1,265	1,434	1,613	1,728	1,985	1,951	1,863	1,801	1,801	1,750	1,811
神奈川	184	208	220	270	418	580	724	732	729	718	730	736	762	804
新潟	451	483	550	587	627	620	620	590	570	560	556	554	560	550
富山	78	116	122	124	126	124	127	122	123	125	130	129	134	133
石川	158	158	158	160	164	167	151	152	153	147	149	157	154	160
福井	64	70	81	84	101	102	101	101	101	101	103	101	100	105
山梨	31	31	31	31	31	35	35	35	67	67	90	90	89	89
長野	730	719	703	713	742	780	755	734	721	707	702	660	659	663
岐阜	383	383	387	372	371	364	375	375	375	365	361	354	347	360
静岡	319	319	350	350	420	405	415	430	443	443	468	493	493	523
愛知	369	404	404	480	480	550	600	600	600	600	600	600	631	636
三重	194	197	195	198	201	197	191	187	184	180	182	182	182	201
滋賀	61	61	61	60	63	63	70	70	70	71	70	82	82	86
京都	118	131	141	151	158	160	162	165	170	173	180	180	185	198
大阪	255	299	377	415	474	510	573	560	537	562	562	625	660	680
兵庫	378	409	448	476	507	521	530	544	540	527	530	531	550	562
奈良	50	55	53	55	60	61	62	68	70	74	74	75	77	83
和歌山	57	76	78	106	123	130	130	130	125	125	125	125	125	125
鳥取	128	141	139	133	136	137	138	134	132	130	131	128	128	131
島根	162	172	161	146	151	156	157	156	153	147	140	142	134	134
岡山	302	306	318	332	360	373	359	355	348	361	358	357	364	368
広島	231	250	254	268	331	331	332	368	368	368	361	362	364	368
山口	252	261	261	268	278	278	272	270	269	262	251	251	251	256
徳島	77	79	79	79	79	111	111	111	111	111	111	103	103	103
香川	101	115	129	124	131	128	123	128	128	128	128	135	151	152
愛媛	193	205	207	218	221	231	228	215	210	210	212	212	212	232
高知	114	114	161	161	161	161	185	182	182	182	182	159	157	157
福岡	327	343	351	375	413	416	430	437	443	450	458	469	481	499
佐賀	137	146	150	158	165	162	165	156	156	156	148	144	141	136
長崎	191	200	186	183	189	183	189	186	177	178	180	183	185	196
熊本	343	356	366	378	376	370	368	357	347	342	341	339	339	339
大分	193	193	193	225	254	254	254	248	240	240	237	236	234	234
宮崎	173	176	174	176	184	176	172	171	161	164	160	166	170	172
鹿児島	287	298	301	311	326	328	328	324	315	310	306	306	308	312
沖縄										63	136	150	160	150
計	10,776	11,358	12,139	12,923	13,991	14,582	15,208	15,498	15,353	15,298	15,373	15,458	15,654	16,065

第1章

日本全国あなたの近くの土地家屋調査士

都道府県	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度
札幌	302	308	320	334	344	353	352	355	367	379	383	381	389	390
函館	55	55	52	51	53	52	57	63	61	63	63	67	64	63
旭川	75	75	75	77	80	80	78	78	81	82	86	84	80	78
釧路	115	113	119	117	111	117	124	124	127	128	127	130	133	135
青森	259	259	260	257	255	257	261	263	267	262	257	252	247	243
岩手	330	322	312	311	306	310	302	303	294	297	292	291	293	291
宮城	238	245	252	248	256	275	283	295	295	302	300	303	311	316
秋田	237	233	235	235	242	235	234	230	225	219	221	222	218	216
山形	351	340	345	343	338	328	326	325	308	302	302	301	295	298
福島	397	392	403	406	398	411	414	412	417	411	401	406	410	404
茨城	332	335	370	385	400	412	422	423	430	425	448	451	451	447
栃木	243	243	253	253	253	280	280	302	301	303	304	304	305	306
群馬	274	274	282	303	302	312	329	343	336	346	349	356	359	360
埼玉	714	738	753	783	795	805	828	830	849	860	868	879	881	884
千葉	454	495	529	564	576	591	609	613	625	648	646	642	636	634
東京	1,811	1,811	1,931	1,927	1,943	1,960	1,987	1,987	2,000	2,007	1,981	1,975	1,958	1,926
神奈川	811	834	855	842	843	859	875	902	899	908	901	892	880	885
新潟	547	539	545	538	530	540	546	550	535	535	518	503	504	509
富山	135	135	146	151	147	148	150	149	157	156	155	158	160	153
石川	157	164	167	172	179	174	174	175	175	177	175	170	173	173
福井	107	111	112	114	112	110	108	109	111	114	115	113	115	119
山梨	88	94	90	100	103	107	110	111	113	112	123	124	119	118
長野	661	651	667	674	671	666	660	656	634	627	622	614	593	586
岐阜	360	360	360	369	365	370	378	377	373	375	380	372	368	357
静岡	526	544	562	579	581	602	613	631	641	655	676	670	673	670
愛知	636	635	688	680	720	725	736	749	758	755	760	789	798	806
三重	201	201	214	217	217	215	221	222	220	235	227	230	234	243
滋賀	84	92	100	104	109	110	118	119	122	123	117	122	120	117
京都	205	203	208	205	212	213	215	215	217	218	219	213	212	217
大阪	704	718	759	772	821	843	878	881	910	923	939	947	952	964
兵庫	572	585	608	633	656	662	681	687	695	713	717	704	700	691
奈良	84	85	90	96	97	96	101	103	109	112	112	119	121	124
和歌山	125	125	125	119	120	123	128	131	131	136	132	132	137	141
鳥取	129	133	132	131	131	125	123	121	116	119	115	118	118	117
島根	135	132	132	132	133	130	133	134	133	137	138	141	139	139
岡山	361	353	352	359	359	365	365	373	372	367	363	360	349	338
広島	368	371	382	390	391	399	417	406	406	412	409	413	413	420
山口	256	256	256	256	260	271	276	272	273	275	277	282	282	278
徳島	101	103	112	117	117	117	119	122	124	124	127	127	133	138
香川	153	155	157	155	157	161	162	164	164	163	167	171	169	166
愛媛	232	235	233	234	233	244	247	244	235	238	236	244	249	247
高知	157	171	171	165	166	166	169	175	172	166	160	163	176	172
福岡	502	514	521	539	553	562	580	600	612	610	620	633	640	655
佐賀	137	139	135	134	132	127	125	122	124	120	124	123	130	130
長崎	194	192	206	202	206	209	216	215	216	217	214	217	219	220
熊本	340	330	336	331	335	338	341	340	349	345	337	346	336	342
大分	234	238	235	234	234	234	237	242	239	237	233	230	235	230
宮崎	174	178	184	189	201	203	202	199	202	199	207	208	210	207
鹿児島	312	304	315	312	309	312	312	312	315	320	320	325	330	335
沖縄	150	150	168	170	168	168	159	164	164	157	157	159	160	166
計	16,125	16,268	16,814	17,009	17,220	17,472	17,761	17,918	17,999	18,114	18,120	18,176	18,177	18,164

(単位：人)

昭和 60 年度	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度	平成 元年度	平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度
390	389	390	387	386	377	380	376	372	367	361	359	355	357
65	67	69	71	73	74	72	74	74	74	74	75	74	74
78	78	77	81	75	73	76	75	77	77	75	77	75	71
134	131	131	125	124	125	127	122	116	113	112	114	114	113
228	221	214	211	212	209	209	206	205	201	202	202	198	196
285	280	278	275	270	269	274	276	272	265	264	250	244	240
314	315	317	315	316	319	321	325	335	333	331	328	325	326
209	212	216	211	214	213	215	219	222	222	222	222	217	215
291	285	275	286	281	280	276	278	270	265	262	266	267	266
403	398	390	394	394	393	398	397	397	390	385	389	378	375
443	451	452	457	461	457	456	457	455	456	453	457	456	449
310	315	312	304	306	310	306	308	312	310	307	308	313	313
349	346	351	354	353	352	355	357	359	364	362	360	364	357
892	901	905	912	925	937	937	933	937	938	939	940	940	931
637	643	648	650	653	651	664	657	665	671	671	678	699	703
1,890	1,878	1,871	1,878	1,893	1,875	1,882	1,871	1,826	1,802	1,780	1,756	1,735	1,733
898	902	908	922	922	923	923	920	912	920	916	918	922	915
500	494	496	496	490	493	487	490	491	486	482	479	478	471
154	159	158	160	165	161	160	159	155	156	156	159	162	164
173	170	176	175	180	180	176	181	187	187	185	189	185	183
120	116	118	119	122	122	124	129	128	128	128	129	134	139
116	115	117	120	122	128	133	136	140	139	138	140	139	138
584	592	593	590	588	593	585	587	586	579	580	572	577	568
366	361	356	348	345	349	343	351	351	358	362	363	364	373
672	669	661	658	656	674	664	658	656	659	667	663	663	653
808	819	833	850	862	857	865	886	898	910	934	949	965	978
236	239	243	240	238	245	249	249	250	254	259	264	265	273
121	121	123	125	128	130	135	139	141	145	148	154	159	162
211	214	215	220	228	230	240	246	248	254	258	260	267	276
952	965	961	985	1,004	1,012	1,029	1,039	1,043	1,062	1,084	1,113	1,136	1,157
702	704	706	702	696	709	723	721	711	722	721	739	738	746
129	134	133	134	136	140	146	155	157	162	168	173	174	182
136	134	134	135	141	144	143	149	149	148	149	150	152	153
138	112	105	132	111	108	110	113	109	107	105	101	103	104
114	135	132	112	133	132	133	132	131	130	128	127	122	121
338	329	326	322	316	317	316	312	301	299	296	293	285	283
421	418	408	417	419	429	424	430	437	442	451	452	448	448
275	272	268	266	263	265	269	265	261	257	260	261	263	261
142	141	147	150	147	153	155	158	161	160	158	157	158	160
168	166	170	176	178	182	182	181	182	182	181	180	181	184
245	242	247	245	246	246	248	262	268	268	273	275	283	291
163	164	159	161	163	164	168	163	163	162	161	157	157	154
660	665	665	665	665	670	670	680	683	682	691	688	700	704
130	131	137	135	138	134	134	134	139	135	136	133	133	129
220	220	216	219	217	221	218	218	220	225	223	224	229	221
349	351	354	352	354	350	352	351	342	332	327	326	322	315
233	230	233	230	231	226	224	229	227	225	225	223	225	222
208	206	209	213	215	218	213	212	211	210	214	217	222	219
335	335	355	365	360	360	358	355	350	349	348	342	345	342
164	164	165	174	181	185	190	198	199	203	200	202	208	209
18,099	18,099	18,123	18,224	18,296	18,364	18,437	18,519	18,481	18,485	18,512	18,553	18,618	18,617

昭和32年度～昭和45年度：7月1日現在
 昭和46年度～平成25年度：4月1日現在
 (単位：人)

都道府県	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
札幌	355	346	344	342	334	330	329	326	325	312	311	308	301	305	305	
北海道	函館	71	70	70	71	70	67	68	66	64	62	60	60	59	59	58
	旭川	71	72	68	67	65	66	65	66	66	61	61	62	63	64	63
	釧路	109	107	104	103	103	101	98	96	92	94	93	91	89	85	83
青森	194	192	186	187	183	175	163	160	154	154	149	143	145	141	141	
岩手	238	236	231	232	227	221	215	202	195	193	186	184	182	179	179	
宮城	328	326	323	322	317	310	313	310	309	299	298	289	282	285	283	
秋田	210	203	203	200	196	191	184	176	170	164	164	152	144	141	137	
山形	263	259	251	243	233	231	222	219	215	207	204	200	197	194	191	
福島	379	372	363	361	352	346	340	330	308	304	303	302	295	289	281	
茨城	443	434	427	428	429	433	433	430	424	427	423	419	417	411	416	
栃木	319	317	313	321	317	318	312	311	306	307	302	301	301	289	289	
群馬	355	360	353	360	358	356	361	363	363	361	351	346	347	340	341	
埼玉	926	919	937	935	925	923	900	902	893	890	882	873	877	868	854	
千葉	708	711	713	708	703	694	689	691	688	669	649	645	636	625	612	
東京	1,713	1,691	1,681	1,672	1,663	1,665	1,655	1,616	1,586	1,582	1,558	1,553	1,541	1,520	1,507	
神奈川	906	906	919	924	915	923	926	936	943	933	911	907	904	898	887	
新潟	469	472	467	459	457	442	424	411	403	400	387	372	366	358	363	
富山	162	163	162	164	161	163	162	164	160	157	160	153	157	155	157	
石川	184	183	186	183	179	177	175	180	180	179	182	178	175	168	174	
福井	136	133	134	142	148	148	156	158	160	158	153	153	157	158	155	
山梨	144	145	144	150	147	145	145	144	140	142	139	142	143	140	146	
長野	565	557	550	542	533	520	504	484	477	457	447	436	426	415	407	
岐阜	376	383	389	406	409	409	410	405	395	394	397	400	397	394	392	
静岡	651	651	646	643	630	628	623	621	611	608	606	612	613	611	607	
愛知	998	1,018	1,036	1,039	1,039	1,065	1,078	1,077	1,077	1,087	1,108	1,097	1,107	1,114	1,105	
三重	283	293	296	299	296	299	299	300	297	298	302	295	292	285	284	
滋賀	174	183	186	185	193	196	200	200	205	202	201	204	206	209	206	
京都	284	289	288	293	301	305	299	294	291	300	300	306	311	312	317	
大阪	1,177	1,189	1,194	1,203	1,226	1,231	1,237	1,221	1,210	1,206	1,174	1,138	1,113	1,103	1,084	
兵庫	756	770	777	785	791	767	773	764	765	765	771	739	731	728	722	
奈良	188	190	196	199	203	203	202	208	213	214	207	209	208	207	208	
和歌山	152	157	154	160	157	159	157	159	157	153	153	154	155	160	162	
鳥取	103	104	100	95	93	90	89	89	89	86	83	83	82	77	75	
島根	125	122	123	120	118	119	122	123	124	121	124	123	119	113	113	
岡山	282	285	283	288	286	286	295	288	287	273	274	273	272	275	279	
広島	456	467	478	471	464	472	479	489	481	481	475	475	464	461	459	
山口	262	259	258	258	259	263	250	250	250	247	245	241	235	229	231	
徳島	160	165	168	174	178	180	177	177	179	178	176	168	172	167	167	
香川	186	190	193	199	205	213	211	212	214	216	214	216	210	212	211	
愛媛	291	294	301	295	302	308	301	296	304	301	308	301	295	291	285	
高知	155	155	153	156	151	141	137	134	134	132	131	128	126	125	122	
福岡	713	713	715	721	711	698	692	692	688	685	679	678	674	671	676	
佐賀	129	124	123	123	123	120	120	122	121	125	123	125	123	120	121	
長崎	228	233	232	234	232	235	230	223	217	217	210	206	202	201	201	
熊本	319	315	319	318	314	314	313	307	306	304	299	295	290	289	285	
大分	222	209	212	210	210	204	201	199	192	191	190	191	189	192	187	
宮崎	217	218	213	206	204	205	202	199	199	196	193	194	194	192	192	
鹿児島	343	341	348	343	339	338	331	328	324	314	310	306	312	312	307	
沖縄	210	208	207	202	199	197	198	202	195	196	194	191	192	191	189	
計	18,688	18,699	18,717	18,741	18,648	18,590	18,465	18,320	18,146	18,002	17,820	17,617	17,488	17,328	17,216	

第1章

日本全国あなたの近くの土地家屋調査士

2 土地家屋調査士試験受験者数、合格者数及び合格率等

下記のグラフ及び表は、平成 18 年から平成 25 年までの土地家屋調査士試験の受験者数、合格者数、受験者数に対する合格者数の割合（合格率）である。

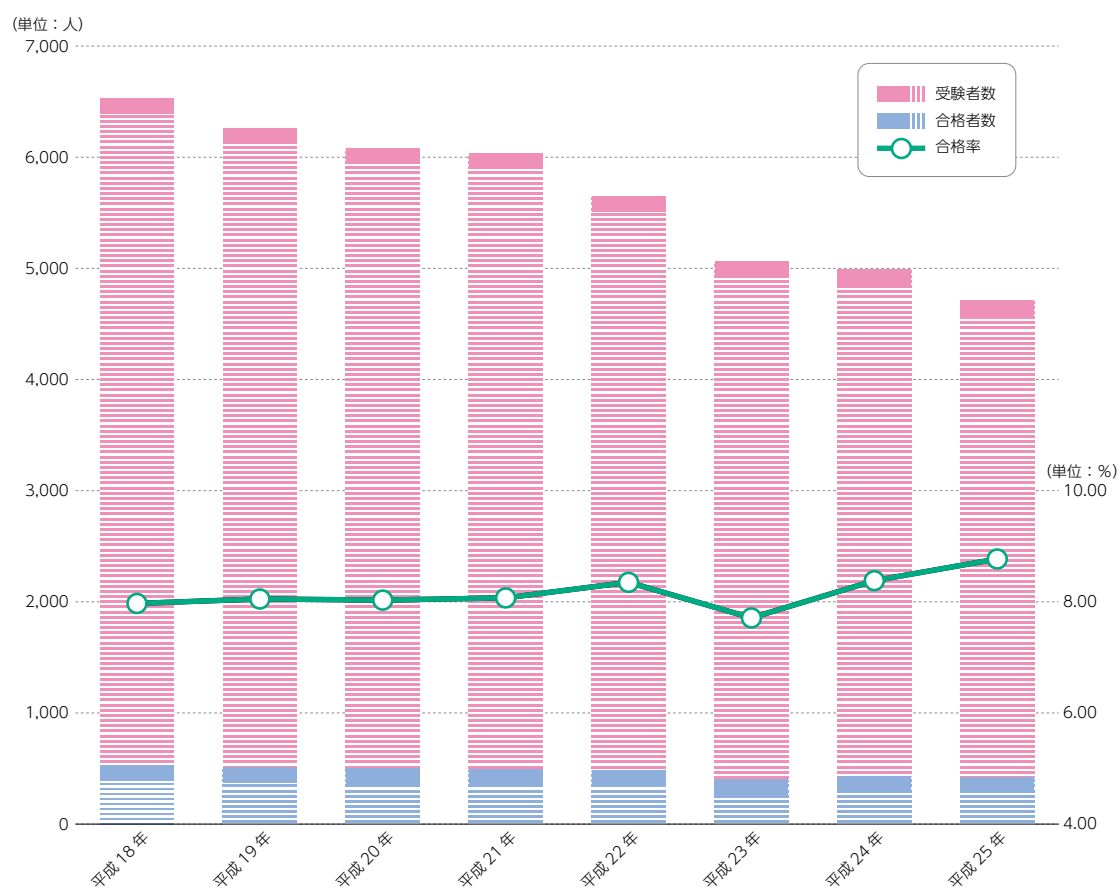
受験者数は全体的に減少傾向であるが、合格率については、ほぼ一定の比率となっている。

土地家屋調査士試験は例年、筆記試験が 8 月下旬、筆記試験合格者に対する口述試験が 11 月上旬に開催され、12 月上旬に合格発表となっている。

受験者及び合格者の平均年齢は、おおむね 30 代後半であり、他の士業資格と比較して若干高い傾向にある。

● 土地家屋調査士受験者数、合格者数及び合格率（平成 18 年～25 年）

（法務省 HP 中において公開の情報を基に統計を作成。）



	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	平均合格者年齢	最低合格者年齢	最高合格者年齢
平成 18 年	6,523	520	7.97	35.06	21	62
平成 19 年	6,250	503	8.05	36.12	21	67
平成 20 年	6,074	488	8.03	36.43	20	64
平成 21 年	6,026	486	8.07	36.35	22	68
平成 22 年	5,643	471	8.35	36.32	23	63
平成 23 年	5,056	390	7.71	39.26	23	74
平成 24 年	4,986	418	8.38	38.10	20	66
平成 25 年	4,700	412	8.77	39.02	23	69

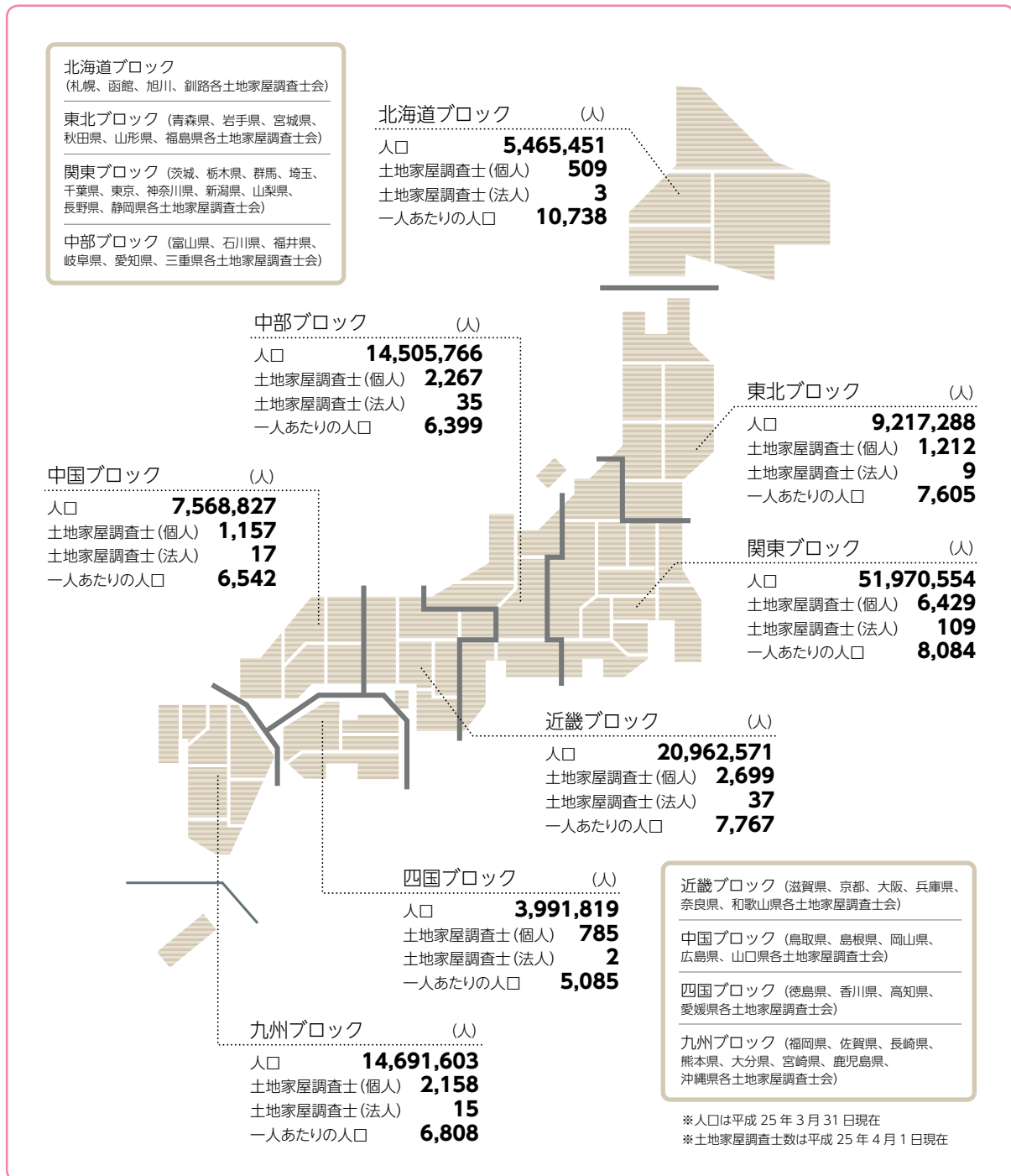
3 都道府県別人口と各法律専門職等士業人口

下記の図は、全国のブロック別の人口と土地家屋調査士人口である。また、次頁の表は、都道府県別人口及び法律専門職等の士業人口一覧である。

土地家屋調査士1人当たりの人口の割合は、西日本に比べて東日本が高い傾向がある。

土地家屋調査士は、他の専門職等と比較すると、若干ではあるが、大都市圏への集中度合いが少ないことが分かる。

● 全国ブロック別人口と土地家屋調査士人口



● 都道府県別人口及び法律専門職等士業人口

都道府県	人口 (注)	土地家屋調査士 (H25 4/1 現在)		土地家屋調査士 1人当たりの 人口(対個人)	司法書士 (H25 4/1 現在)		弁護士 (H25 4/1 現在)		公証人 (H25 4/1 現在)
		個人	法人		個人	法人	個人	法人	個人
北海道	5,465,451	509	3	10,738	652	8	849	39	20
青森	1,372,010	141	0	9,731	125	2	107	2	3
岩手	1,314,180	179	1	7,342	149	2	91	2	4
宮城	2,318,692	283	6	8,193	302	5	396	9	9
秋田	1,076,205	137	0	7,856	120	1	73	3	2
山形	1,155,942	191	0	6,052	155	0	88	4	4
福島	1,980,259	281	2	7,047	280	2	167	8	7
茨城	2,997,072	416	4	7,205	309	3	222	6	8
栃木	2,010,934	289	1	6,958	223	1	189	5	6
群馬	2,023,382	341	0	5,934	298	2	254	7	8
埼玉	7,272,304	854	10	8,516	813	13	674	15	19
千葉	6,240,455	612	13	10,197	672	28	644	13	15
東京	13,142,640	1,507	47	8,721	3,553	130	15,717	187	107
神奈川	9,083,643	887	16	10,241	1,035	37	1,357	24	29
新潟	2,361,133	363	3	6,504	293	6	242	8	7
富山	1,094,827	157	1	6,973	166	1	100	0	4
石川	1,163,089	174	1	6,684	193	0	153	7	5
福井	810,552	155	0	5,229	132	2	95	1	3
山梨	863,917	146	2	5,917	126	2	107	0	3
長野	2,165,604	407	3	5,321	370	1	212	2	9
岐阜	2,102,879	392	4	5,364	346	4	165	6	7
静岡	3,809,470	607	10	6,276	470	15	401	5	13
愛知	7,462,800	1,105	28	6,754	1,192	32	1,617	51	25
三重	1,871,619	284	1	6,590	273	3	159	1	7
滋賀	1,419,426	206	3	6,890	219	5	135	3	4
京都	2,587,129	317	6	8,161	543	18	633	13	9
大阪	8,873,698	1,084	20	8,186	2,244	69	4,001	91	31
兵庫	5,660,302	722	7	7,840	995	16	763	16	21
奈良	1,405,453	208	0	6,757	210	2	153	1	3
和歌山	1,016,563	162	1	6,275	166	0	130	2	7
鳥取	588,508	75	0	7,847	108	1	64	5	3
島根	713,134	113	0	6,311	127	0	67	1	2
岡山	1,946,083	279	3	6,975	355	11	338	5	7
広島	2,873,603	459	9	6,261	496	10	503	12	12
山口	1,447,499	231	5	6,266	240	3	146	10	6
徳島	785,001	167	1	4,701	146	2	90	6	3
香川	1,010,707	211	0	4,790	169	1	150	2	4
愛媛	1,440,117	285	1	5,053	251	2	154	4	7
高知	755,994	122	0	6,197	117	2	87	0	3
福岡	5,105,427	676	4	7,552	883	15	1,041	23	24
佐賀	853,341	121	3	7,052	115	7	93	5	2
長崎	1,427,133	201	0	7,100	160	3	154	6	4
熊本	1,825,361	285	6	6,405	319	8	231	5	6
大分	1,199,401	187	1	6,414	168	5	133	14	4
宮崎	1,141,559	192	1	5,946	173	3	119	11	5
鹿児島	1,701,387	307	0	5,542	315	5	175	13	6
沖縄	1,437,994	189	0	7,608	213	2	243	5	2
全国	128,373,879	17,216	227	7,457	20,979	490	33,682	658	499

注：総務省発表「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成 25 年 3 月 31 日現在）」中の都道府県別人口より

第1章

日本全国あなたの近くの土地家屋調査士

都道府県	公認会計士 (H25 4/1 現在)		税理士 (H25 3/31 現在)		社会保険労務士 (H25 3/31 現在)		行政書士 (H25 4/1 現在)		不動産鑑定士 ^(*) (H25 1/1 現在)	
	公認 会計士	監査法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	不動産 鑑定士	不動産 鑑定業者
北海道	295	6	1,925	102	1,129	23	1,595	16		
青森	23	1	289	11	202	2	314	0		
岩手	30	1	265	12	170	3	308	0		
宮城	157	0	982	23	480	4	836	9		
秋田	13	0	245	9	169	2	282	3		
山形	33	0	302	8	193	2	394	0		
福島	54	0	527	14	299	8	732	6		
茨城	83	0	801	22	459	6	1,083	6		
栃木	65	1	755	32	341	6	795	2		
群馬	76	0	840	46	556	0	1,061	2		
埼玉	572	0	3,114	97	1,810	21	2,168	13		
千葉	550	1	2,416	62	1,394	14	1,798	10		
東京	14,102	130	21,076	805	9,050	194	5,352	82		
神奈川	1,147	2	4,413	148	2,374	28	2,451	23		
新潟	136	1	790	49	538	6	824	5		
富山	81	0	445	23	266	1	397	1		
石川	110	0	575	29	301	6	333	1		
福井	39	0	335	18	245	2	344	0		
山梨	28	1	297	7	169	2	325	1		
長野	119	0	921	36	621	19	986	3		
岐阜	106	1	1,070	35	544	11	828	0		
静岡	271	3	1,735	71	966	36	1,495	8		
愛知	1,262	7	5,007	203	2,360	37	2,667	15		
三重	74	1	761	23	371	3	699	1		
滋賀	45	0	452	22	348	3	448	2		
京都	485	7	1,841	78	841	11	809	9		
大阪	2,933	32	8,114	235	3,854	53	2,711	29		
兵庫	594	2	2,659	50	1,559	15	1,735	9		
奈良	101	0	559	7	313	2	375	2		
和歌山	25	0	349	6	253	0	357	0		
鳥取	9	0	168	4	132	2	209	2		
島根	18	0	187	2	131	2	267	0		
岡山	92	2	714	22	461	4	770	5		
広島	203	1	1,461	42	774	13	1,069	4		
山口	31	1	447	10	281	2	472	1		
徳島	27	1	281	11	160	2	358	0		
香川	80	0	532	16	287	2	393	2		
愛媛	60	3	536	21	335	5	559	3		
高知	13	0	203	1	164	0	231	0		
福岡	560	4	2,477	70	1,291	23	1,260	5		
佐賀	16	0	214	11	137	1	218	0		
長崎	21	0	297	15	161	0	365	2		
熊本	54	1	779	20	380	5	550	4		
大分	36	0	443	14	232	9	302	0		
宮崎	29	0	287	4	202	3	502	2		
鹿児島	55	2	478	16	317	3	760	3		
沖縄	55	1	361	13	164	3	339	2		
全 国	24,968	213	73,725	2,575	37,784	599	43,126	293	9,278	3,354

*千葉県は外国公認会計士2名、東京都は外国公認会計士2名をそれぞれ含む

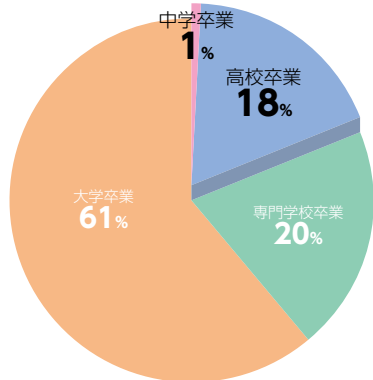
*国土交通省 HP 掲載の統計から引用

参考統計

土地家屋調査士の最終学歴・大学卒業学部・開業前の職業

以下の統計は、千葉県土地家屋調査士会における最近（平成13年～平成24年）の200名の新規登録者の属性調査である。

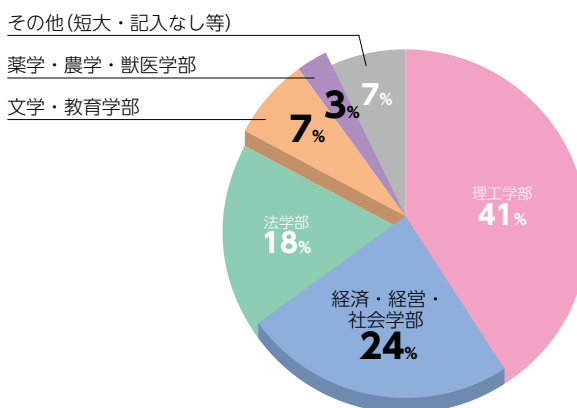
● 最終学歴



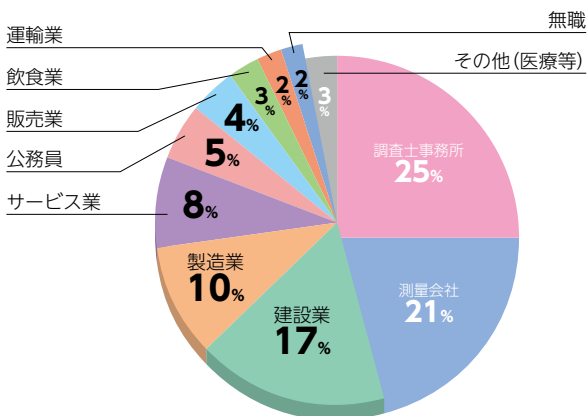
土地家屋調査士試験は、特に受験資格を設けていないため、大学出身者だけではなく、専門学校や高等学校卒業も多く見られる。

土地家屋調査士の業務は、文系的な要素と理系的な要素を包含しているため、大学出身者のうち、いわゆる文系学部出身者と理系学部出身者の割合は概ね同じ程度であり、学部においても、土木系が多いものの、様々な学部を卒業して土地家屋調査士となっていることが分かる。

● 卒業学部について（大学）



● 開業前の職業について



土地家屋調査士は、30代～50代で開業する方が、全体の90%近くを占めており、ほとんどの方が、開業前に何らかの職業経験をしている。前職が測量会社勤務や土地家屋調査士事務所勤務は全体の半分程度であり、その他の方は、他の業種からの転身ということができる。

第2章

日本経済に貢献する 土地家屋調査士

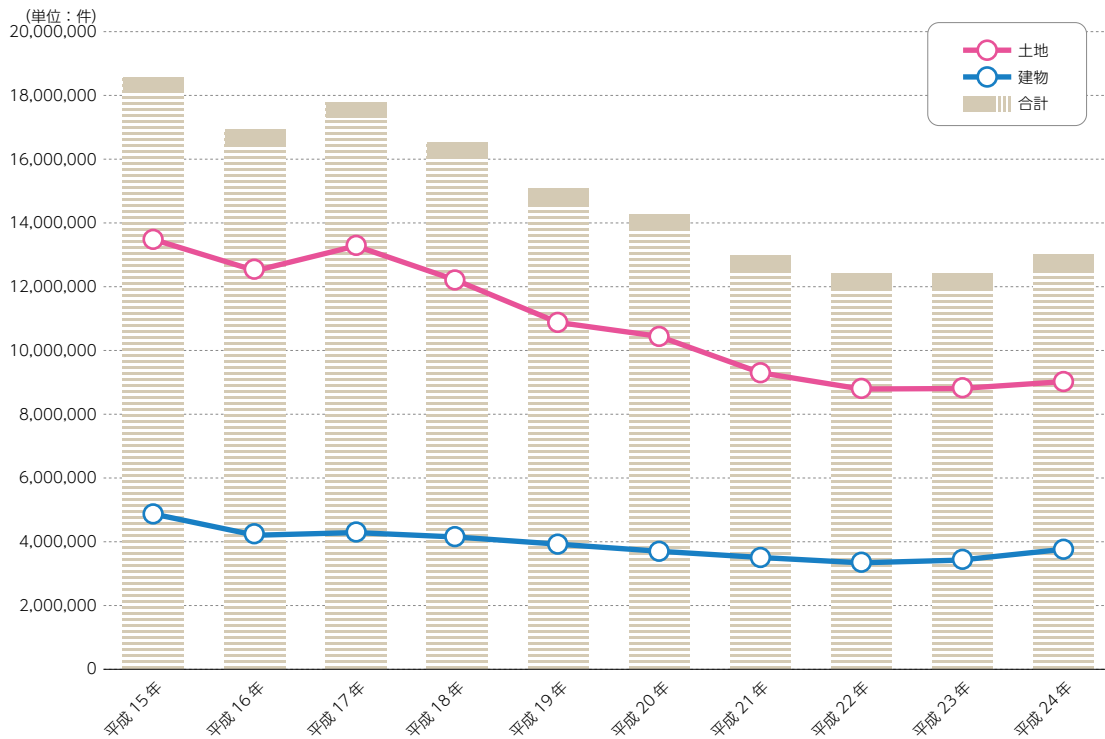
1. 不動産登記事件数の推移
2. 土地の表示に関する主な登記事件数の推移
3. 建物の表示に関する主な登記事件数の推移
4. 土地家屋調査士とオンライン登記申請
5. 参考資料 国土交通省「土地白書」から
6. 公共嘱託登記

1 不動産登記事件数の推移

以下のグラフ及び表は、平成15年から平成24年までの不動産登記（表示に関する登記及び権利に関する登記）事件数の10年間の推移である。

不動産取引の減少を受け、平成15年と比較し、平成24年は約3割の事件数減少となっている。

● 不動産登記事件数の推移（平成15年～24年）



(単位：件)

	土地	建物	合計
平成15年	13,438,583	4,845,256	18,283,839
平成16年	12,574,693	4,228,808	16,803,501
平成17年	13,307,405	4,265,209	17,572,614
平成18年	12,255,216	4,135,812	16,391,028
平成19年	10,923,598	3,927,444	14,851,042
平成20年	10,390,303	3,724,963	14,115,266
平成21年	9,281,782	3,523,328	12,805,110
平成22年	8,823,282	3,364,338	12,187,620
平成23年	8,781,915	3,428,882	12,210,797
平成24年	9,050,038	3,836,002	12,886,040

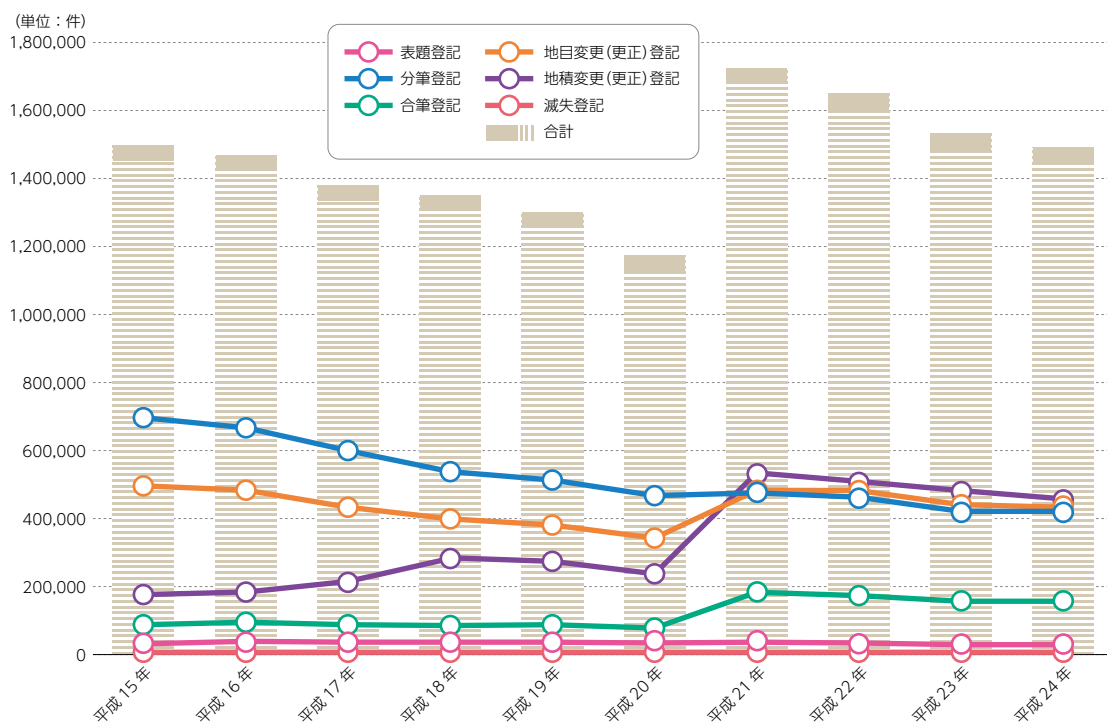
法務省の「登記統計」のデータに基づき作成

2 土地の表示に関する主な登記事件数の推移

以下のグラフ及び表は、過去 10 年間の土地の表示に関する主な登記事件数の推移である。

平成 20 年と平成 21 年を比較すると、地積変更（更正）登記が大幅に増加しているが、平成 18 年の不動産登記法改正を受け、分筆登記における全筆求積（頁末尾参照）の割合が増加したことに伴い、地積更正登記が増加したことが原因と考えられる。

● 土地の表示に関する主な登記事件数の推移



(単位：件)

登記の目的	表題登記	分筆登記	合筆登記	地目変更(更正)登記	地積変更(更正)登記	減失登記	合計
平成 15 年	30,014	682,900	81,445	498,372	176,169	3,658	1,472,558
平成 16 年	33,412	658,033	86,801	487,596	179,982	2,735	1,448,559
平成 17 年	35,044	593,703	80,974	432,572	216,825	3,365	1,362,483
平成 18 年	32,339	535,310	79,976	400,851	278,798	2,424	1,329,698
平成 19 年	32,088	507,219	81,973	381,634	275,976	2,489	1,281,379
平成 20 年	28,761	463,055	71,297	344,417	245,997	1,721	1,155,248
平成 21 年	33,237	476,661	168,863	487,685	532,097	4,586	1,703,129
平成 22 年	32,060	456,295	163,009	476,450	500,755	2,703	1,631,272
平成 23 年	29,223	424,235	145,848	437,962	474,617	2,485	1,514,370
平成 24 年	28,486	418,395	141,760	429,337	455,956	3,072	1,477,006

法務省の「登記統計」のデータに基づき作成

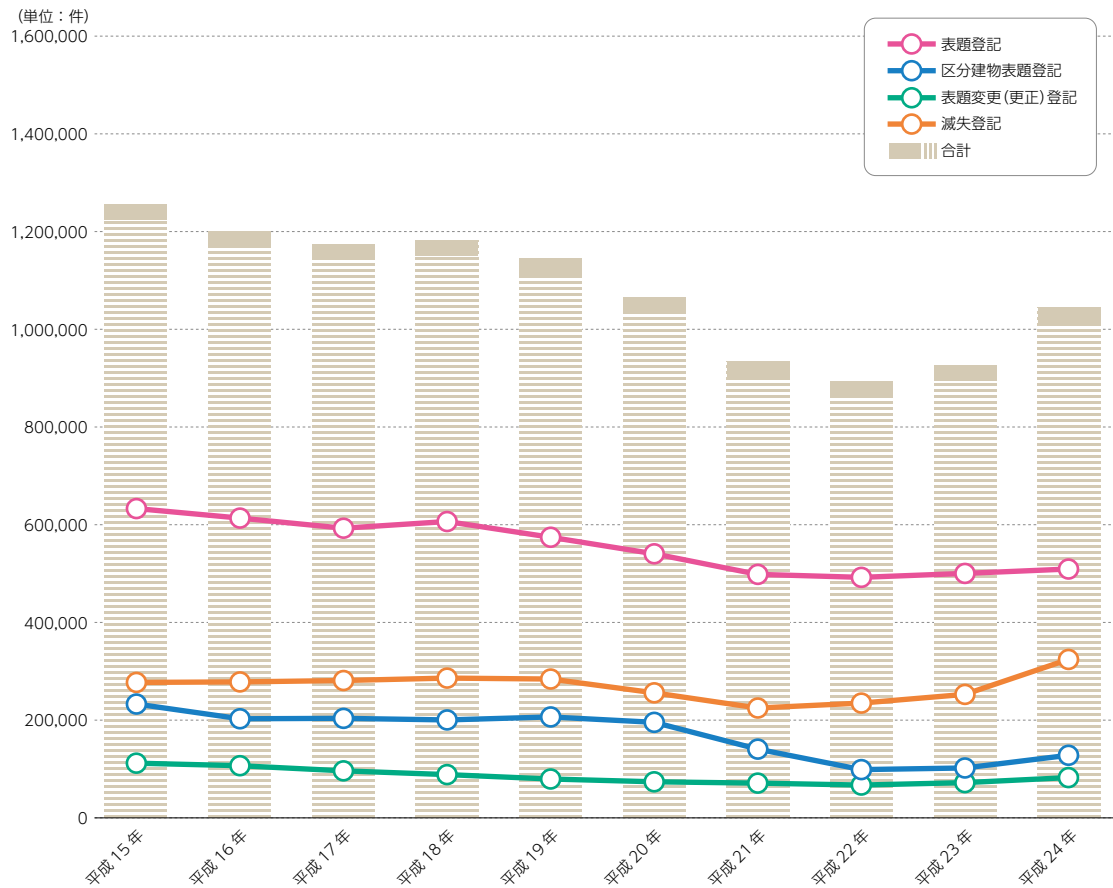
全筆求積とは？

従来から、土地の分筆登記を行う場合に、特別な事情がある場合には、分筆後の土地のうち 1 筆の土地については、提供する地積測量図に土地の地積、求積方法、筆界点間の距離などの記載を省略できる旨の規定が存していたが、平成 18 年の不動産登記法改正により、本規定を、より原則に近い取り扱いとして行うこととなったため、分筆登記において、特別な事情に該当する事例が大幅に減少し、分筆登記を前提とする地積更正登記が増加したものである。

3 建物の表示に関する主な登記事件数の推移

以下のグラフ及び表は、過去 10 年間の建物の表示に関する主な登記事件数の推移である。件数の推移については、全体的には緩やかな減少傾向となっていたが、平成 23 年より、増加傾向へ転ずる兆しがうかがえる。

◎ 建物の表示に関する主な登記事件数の推移



(単位：件)

登記の種類	表題登記	区分建物 表題登記	表題変更 (更正) 登記	滅失登記	合 計
平成 15 年	633,041	232,967	111,919	277,190	1,255,117
平成 16 年	613,540	202,813	106,735	278,253	1,201,341
平成 17 年	592,855	203,668	96,210	281,092	1,173,825
平成 18 年	606,538	200,422	88,517	286,048	1,181,525
平成 19 年	574,330	206,547	79,500	284,121	1,144,498
平成 20 年	540,470	195,497	73,797	255,915	1,065,679
平成 21 年	498,368	140,681	71,082	224,814	934,945
平成 22 年	492,261	98,747	67,136	234,882	893,026
平成 23 年	500,314	102,097	72,088	252,729	927,228
平成 24 年	509,276	128,075	82,410	324,250	1,044,011

法務省の「登記統計」のデータに基づき作成

4 土地家屋調査士とオンライン登記申請

平成 17 年 3 月 7 日に施行された改正不動産登記法により、登記申請は、従来の登記所への書面持参又は、郵送による提出に加え、オンラインによる方法が認められた。

日本土地家屋調査士会連合会は、表示登記の専門家の立場から、オンライン登記申請の促進に協力し、政府機関と相互認証された「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局」を平成 17 年に設置した。

同認証局は、オンライン登記申請に不可欠である会員への電子証明書（IC カード）の発行及び制度啓発を行っており、各都道府県の土地家屋調査士会においてもサポート組織を立ち上げ、手続き面、技術面等での会員へのサポートを行い、土地家屋調査士会員のスムーズなオンライン登記申請の一助を担っている。

本制度がスタートしてからまもなく 10 年が経過するが、不動産登記事務取扱件数に対するオンライン申請率は、現在、後掲のとおり年々増加しており、また、平成 25 年 7 月現在、会員数の 7 割を超す 12,500 人以上の会員が有効 IC カードを取得している。

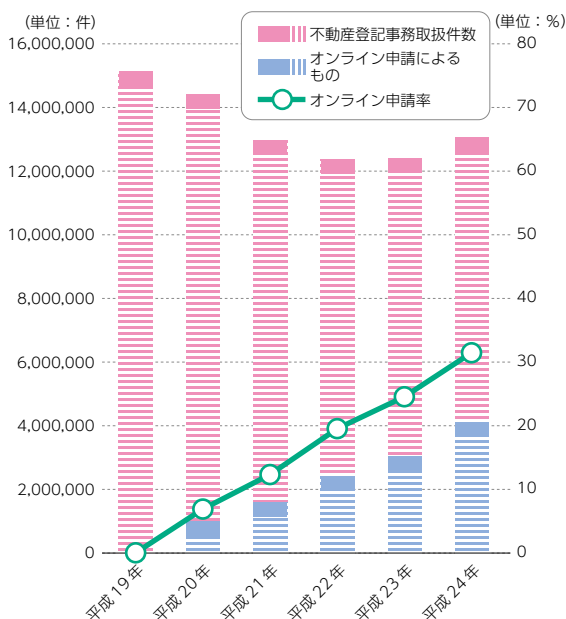
不動産登記法【抜粋】

(申請の方法)

第十八条 登記の申請は、次に掲げる方法のいずれかにより、不動産を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登記の目的その他の登記の申請に必要な事項として政令で定める情報（以下「申請情報」という。）を登記所に提供してしなければならない。

- 一 法務省令で定めるところにより電子情報処理組織（登記所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法
- 二 申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。）を提出する方法

● 不動産登記事務取扱件数、オンライン登記申請件数及び申請率の推移



年度	不動産登記事務取扱件数	オンライン申請によるもの件数	オンライン申請率 (%)
平成 19 年	15,142,781	5,496	0.04%
平成 20 年	14,400,712	994,510	6.91%
平成 21 年	12,977,391	1,599,868	12.33%
平成 22 年	12,356,139	2,414,965	19.54%
平成 23 年	12,388,616	3,041,535	24.55%
平成 24 年	13,064,374	4,109,461	31.46%

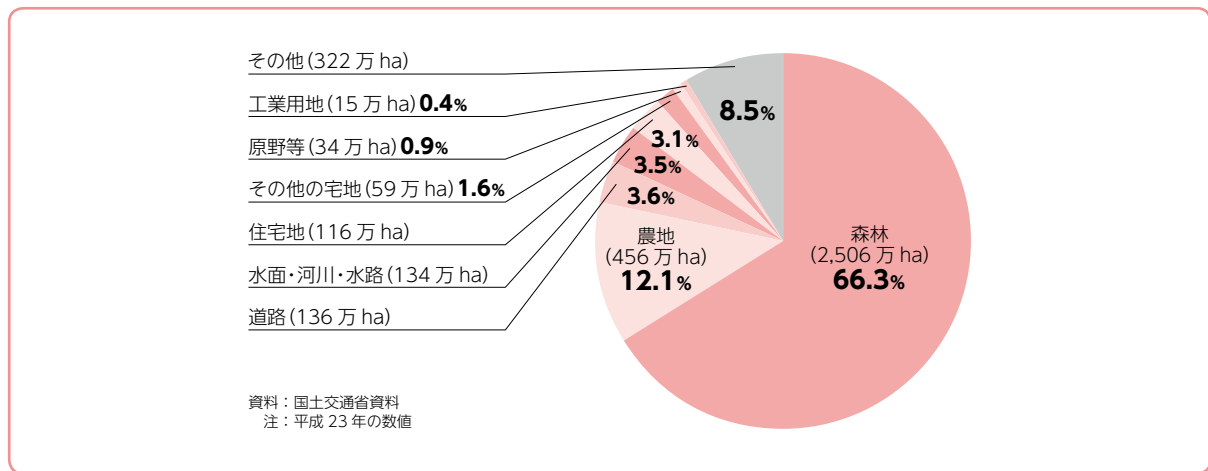
* 法務省 HP「登記統計」に公開の情報を基に作成

5 参考資料 国土交通省「土地白書」から

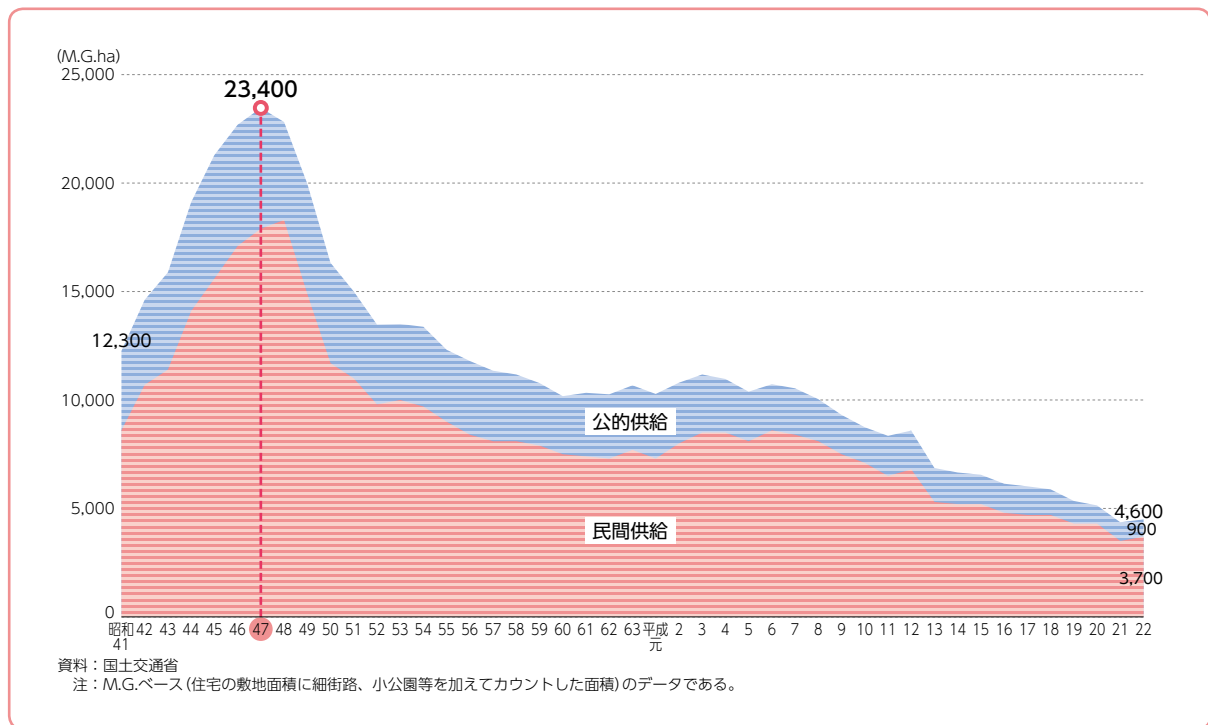
以下の資料は、国土交通省が毎年発表する「土地白書」から、我が国の国土利用の現況・全国宅地供給量の推移・開発許可面積及び土地区画整理事業認可面積の推移・新設住宅（利用関係別）着工戸数の推移・新設住宅（利用関係別）着工床面積の推移・新設住宅（利用関係別、地域別、資金別）着工戸数・新設住宅（地域別、利用関係別）着工床面積及び1戸当たり平均床面積・圏域別マンション新規発売戸数の推移について、同省及び株式会社不動産経済研究所から了解を得て本白書に参考資料として掲載したものである。

これら社会全体の統計と不動産登記事件数等の推移との関連性に注目する必要がある。

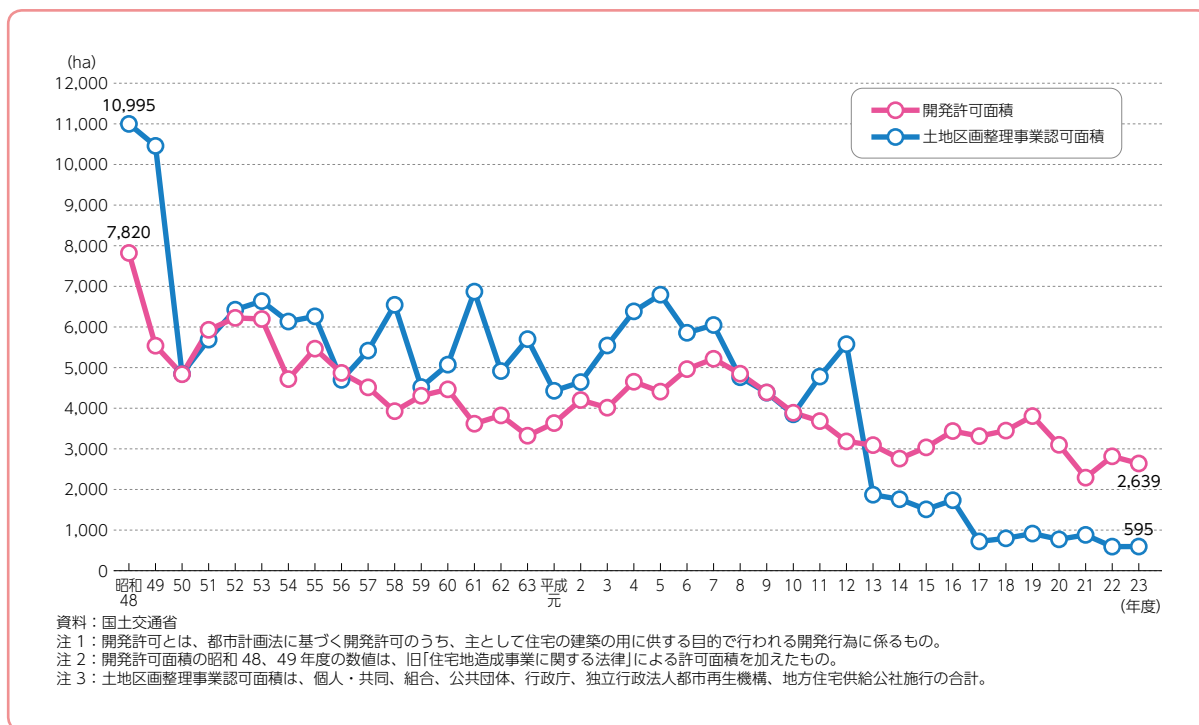
● 我が国の国土利用の現況



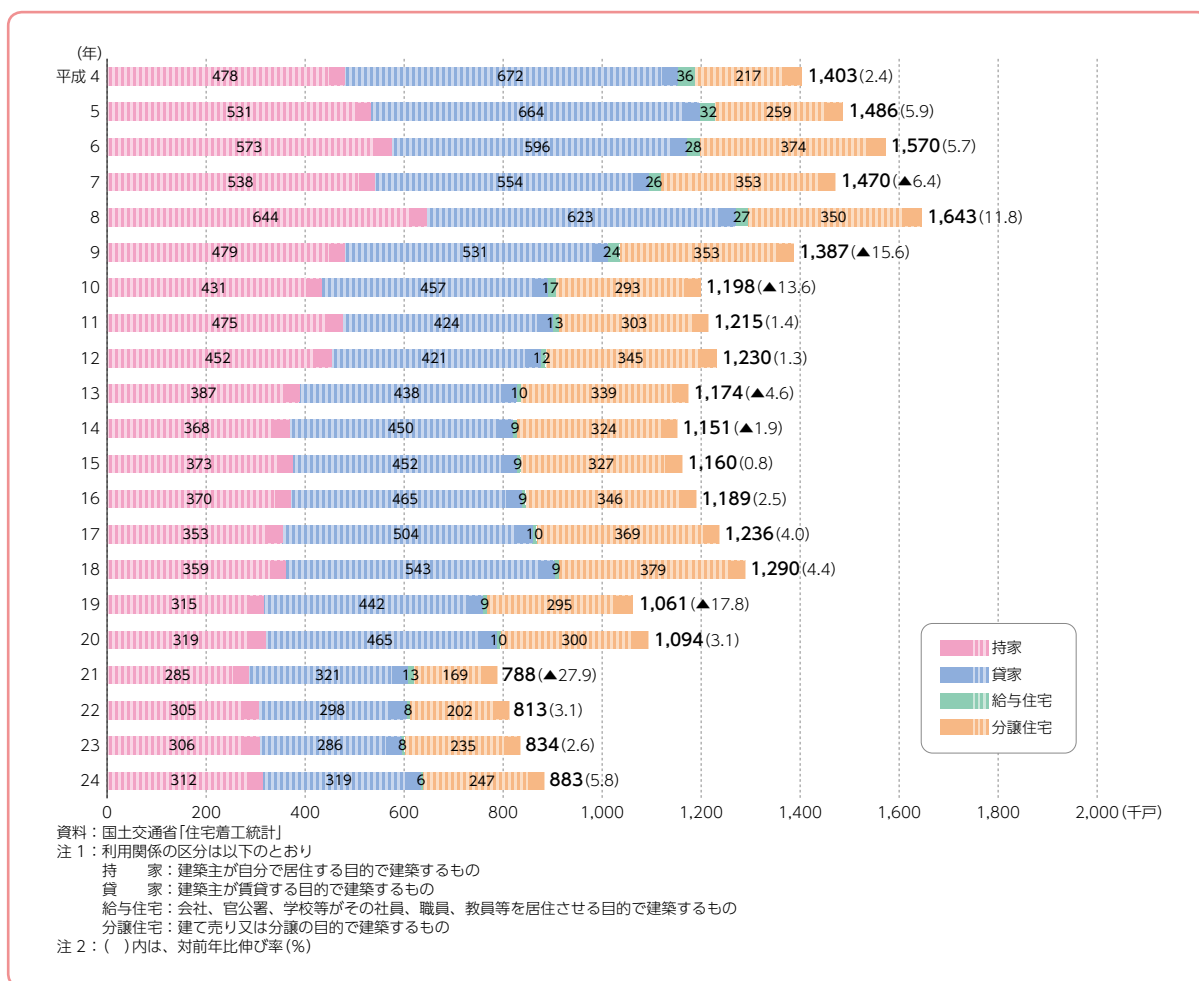
● 全国の宅地供給量の推移



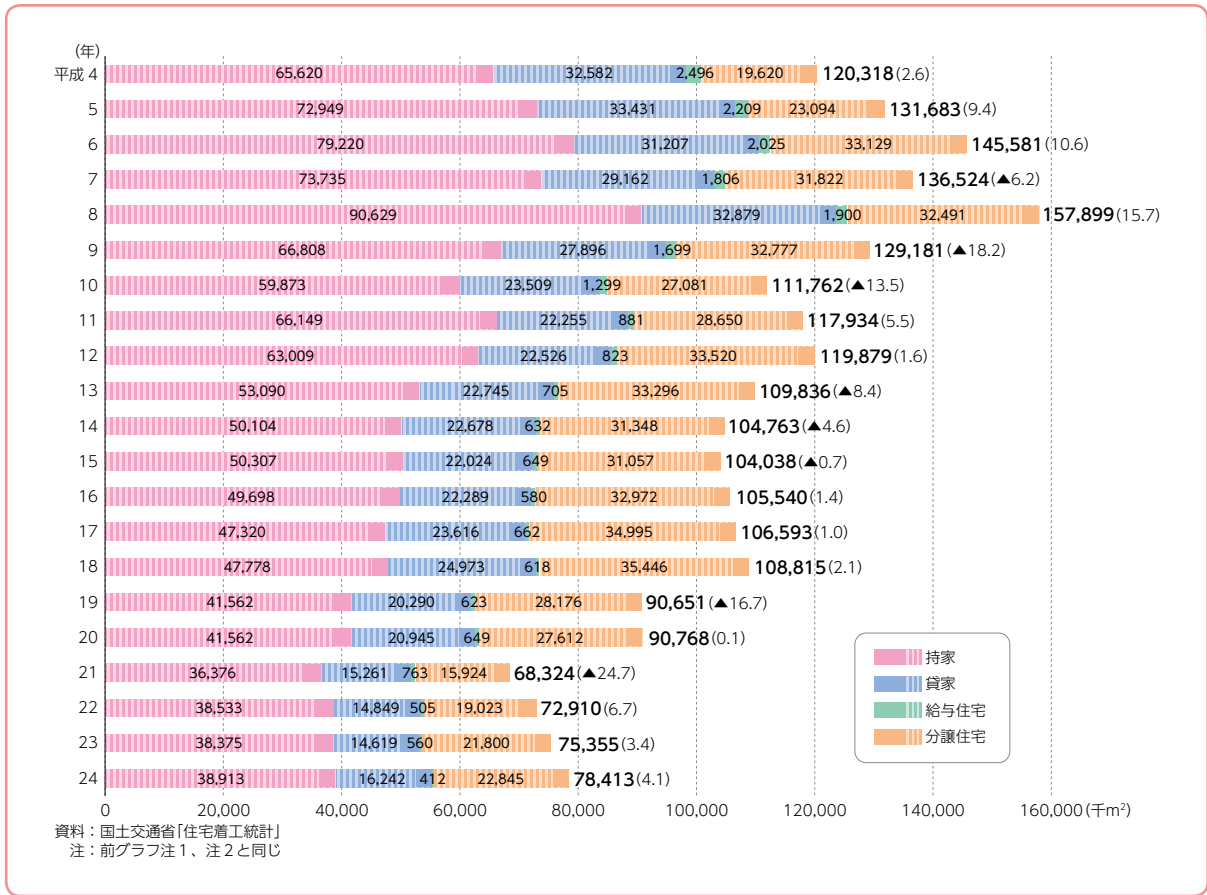
● 開発許可面積及び土地区画整理事業認可面積の推移



● 新設住宅（利用関係別）着工戸数の推移



● 新設住宅（利用関係別）着工床面積の推移

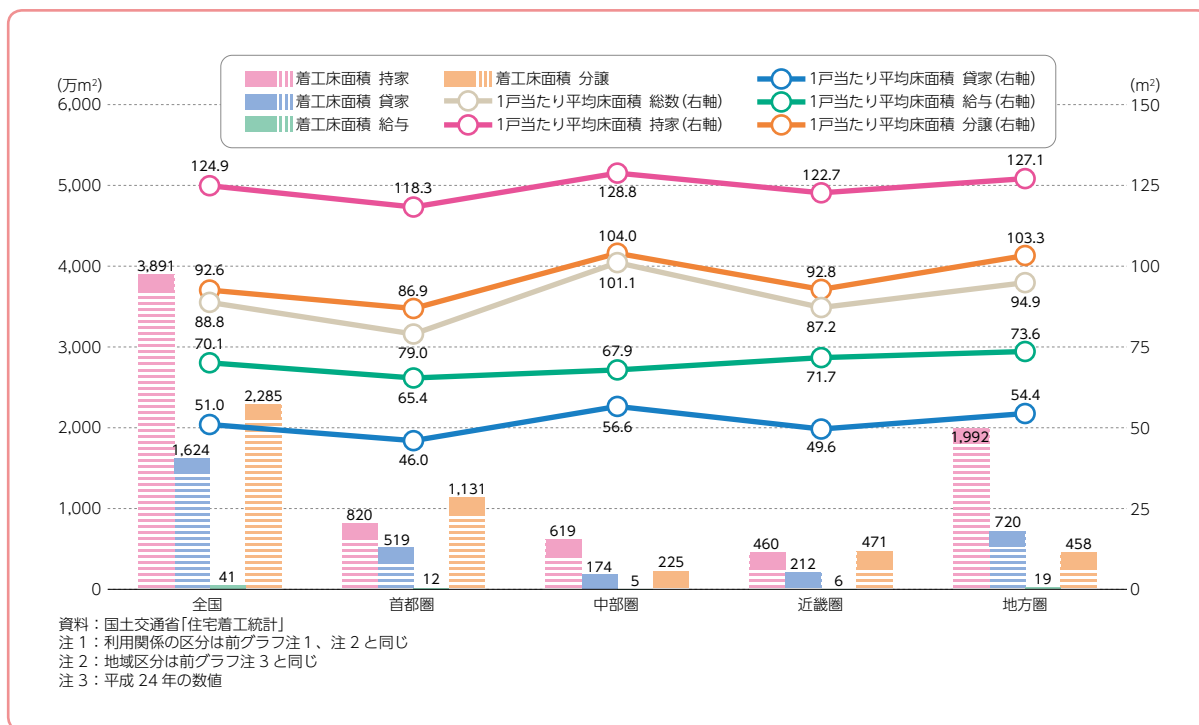


● 新設住宅（利用関係別、地域別、資金別）着工戸数

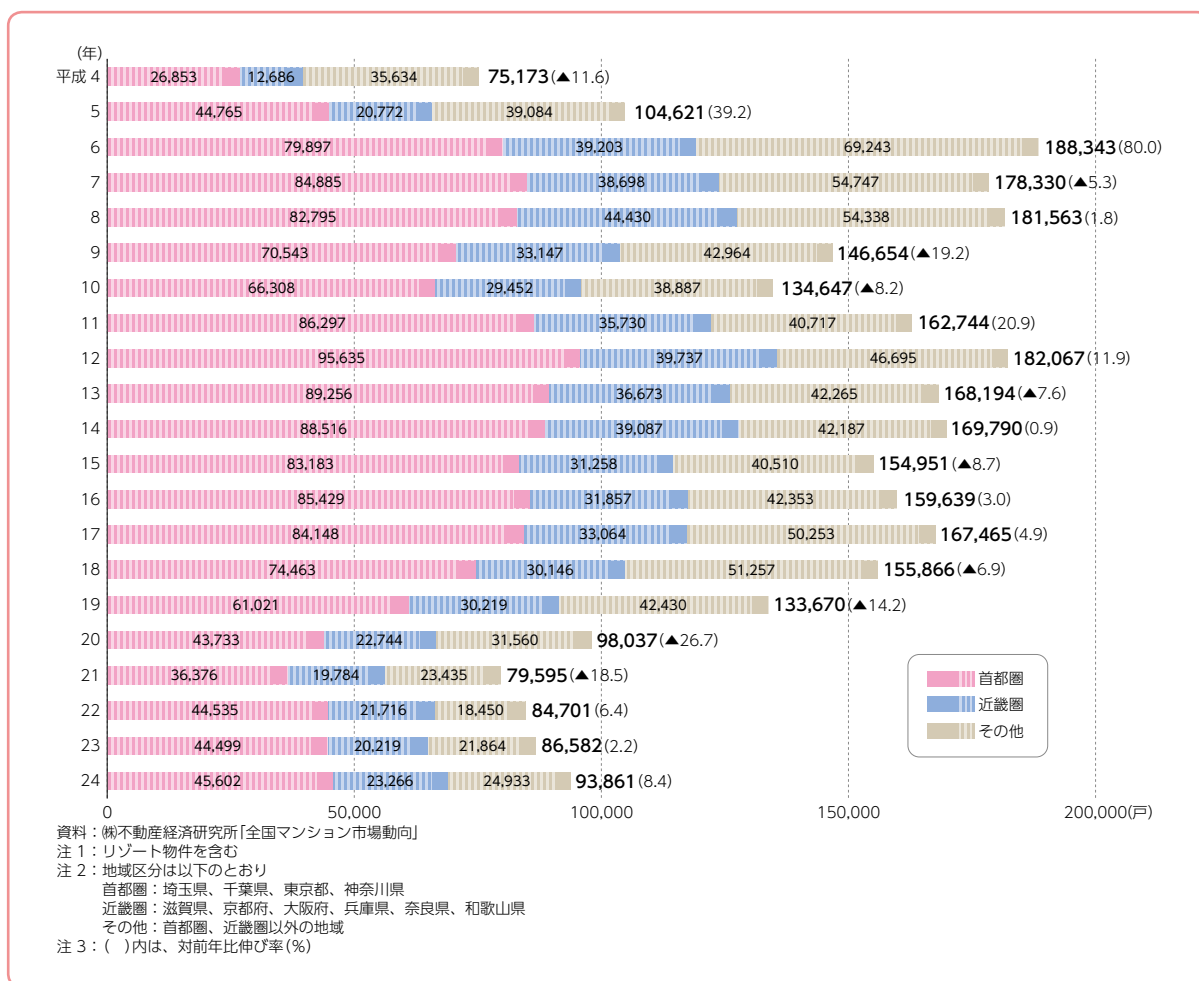
	総計		持家		貸家		給与住宅		分譲住宅			
	戸数	前年比	戸数	前年比	戸数	前年比	戸数	前年比	戸数	前年比	うちマンション	前年比
全国	882,797	5.8	311,589	2.0	318,521	11.4	5,877	▲27.3	246,810	5.2	123,203	5.5
三大都市圏	546,937	2.9	154,868	▲1.0	186,302	6.3	3,292	▲38.5	202,475	4.3	103,146	5.5
首都圏	314,086	3.3	69,324	0.1	112,819	7.4	1,825	▲41.9	130,118	2.6	70,544	2.4
中部圏	101,159	▲0.8	48,041	▲3.6	30,765	0.4	688	▲12.0	21,665	4.6	7,195	▲0.6
近畿圏	131,692	5.2	37,503	0.2	42,718	7.7	779	▲45.4	50,692	8.5	25,407	17.3
地方圏	335,860	10.9	156,721	5.1	132,219	19.7	2,585	▲5.6	44,335	9.8	20,057	5.8
民間資金住宅	765,704	8.4	271,011	5.0	282,740	14.2	4,425	▲5.9	207,528	5.9		
公的資金住宅	117,093	▲8.3	40,578	▲14.6	35,781	▲6.3	1,452	▲57.1	39,282	1.8		

資料：国土交通省「住宅着工統計」
注1：利用関係の区分は、前グラフ注1、注2と同じ
注2：マンションとは、利用関係別で言う分譲住宅のうち、構造が鉄骨鉄筋コンクリート造り、鉄筋コンクリート造り、鉄骨造りで、かつ、建て方が共同（1つの建築物（1棟）内に2戸以上の住宅があって、広間、廊下もしくは階段等の全部または一部を共有するもの）のもの
注3：地域区分は以下のとおり
 首都圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 中部圏：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 近畿圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 地方圏：上記以外の地域
注4：資金の区分は以下のとおり
 民間資金住宅：民間資金のみで建てた住宅
 公的資金住宅：公営住宅、住宅金融公庫融資住宅、都市再生機構建設住宅等をいう
注5：平成24年の数値

● 新設住宅（地域別、利用関係別）着工床面積及び1戸あたり平均床面積



● 圏域別マンション新規発売戸数の推移



6 公共嘱託登記

かつて、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）が、その事業に関して登記所に嘱託する登記は、官公署等の担当者による書類の作成のほか、個々の土地家屋調査士に直接請け負わせていた。

これを「公共嘱託登記」と呼んでいるが、昭和 45 年度以降における経済の高度成長により、不動産登記事件が急増し、官公署等が公共事業等で道路買収や用地買収などを行う場合に、一括大量の登記の嘱託を行うこととなった。

このような状況の中、土地家屋調査士の能力を活用し、公共嘱託登記の適正・迅速・円滑な処理を図る目的で、昭和 60 年の土地家屋調査士法の改正により、法務大臣認可のもと、各都道府県に設けられたのが「公共嘱託登記土地家屋調査士協会」（以下「公嘱協会」という。）である。

近年では、公益法人制度改革関連法の一つとして成立した一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 20 年 12 月 1 日施行）の施行により、公益社団法人、または一般社団法人へと移行するものや、一般社団法人として新しい「公嘱協会」も設立され、公共嘱託登記について、全国的に受注先が増加し、この分野の登記嘱託を支えている。

以下は、平成 25 年 11 月 1 日現在の、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の名称と設立年月日である。

● 全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会一覧

平成 25 年 11 月 1 日現在

都道府県	名称	設立年月日
北海道	公益社団法人 札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 60 年 12 月 12 日
	一般社団法人 函館公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 60 年 12 月 13 日
	公益社団法人 旭川公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 60 年 12 月 16 日
	公益社団法人 釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 60 年 12 月 23 日
青森	公益社団法人 青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 13 日
岩手	公益社団法人 岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 9 日
宮城	公益社団法人 宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 17 日
	一般社団法人 きずな公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 25 年 10 月 21 日
秋田	公益社団法人 秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 60 年 12 月 19 日
山形	公益社団法人 山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 31 日
福島	公益社団法人 福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 60 年 12 月 12 日
茨城	公益社団法人 茨城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 61 年 2 月 18 日
栃木	公益社団法人 栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 23 日
群馬	公益社団法人 群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 61 年 2 月 10 日
	一般社団法人 太田公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 22 年 4 月 13 日
	一般社団法人 高崎公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 25 年 10 月 2 日
埼玉	公益社団法人 埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 17 日
	一般社団法人 和光市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 25 年 4 月 8 日
千葉	公益社団法人 千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 28 日
東京	一般社団法人 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 60 年 12 月 28 日
	一般社団法人 調布市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 24 年 11 月 21 日
神奈川	公益社団法人 神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 29 日
	一般社団法人 大和公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 21 年 3 月 11 日
	一般社団法人 海老名公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 21 年 7 月 28 日
	一般社団法人 座間公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 21 年 10 月 7 日
	一般社団法人 相模原市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 22 年 2 月 16 日
	一般社団法人 かんとう公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 22 年 4 月 15 日
	一般社団法人 横浜市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 22 年 6 月 24 日

都道府県	名称	設立年月日
神奈川	一般社団法人 厚木県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 22 年 8 月 11 日
	一般社団法人 横須賀公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 25 年 5 月 8 日
新潟	公益社団法人 新潟県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 60 年 12 月 16 日
富山	公益社団法人 富山県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 2 月 12 日
石川	公益社団法人 石川県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 2 月 12 日
福井	社団法人 福井県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 14 日
山梨	公益社団法人 山梨県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 14 日
長野	公益社団法人 長野県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 4 日
	一般社団法人 すずらん公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 25 年 1 月 23 日
岐阜	公益社団法人 岐阜県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 2 月 13 日
静岡	公益社団法人 静岡県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 13 日
愛知	公益社団法人 愛知県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 23 日
三重	公益社団法人 三重県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 6 日
	一般社団法人 ひかり公嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 21 年 12 月 16 日
滋賀	公益社団法人 滋賀県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 29 日
京都	公益社団法人 京都公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 29 日
	公益社団法人 大阪公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 28 日
大阪	一般社団法人 中央公嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 22 年 1 月 25 日
	一般社団法人 北河内公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 22 年 2 月 1 日
	一般社団法人 吹田市公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 22 年 10 月 13 日
	一般社団法人 大阪城北公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 22 年 4 月 1 日
	一般社団法人 ながた公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 24 年 1 月 11 日
	一般社団法人 兵庫公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 60 年 11 月 5 日
兵庫	一般社団法人 しらさぎ公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 24 年 1 月 17 日
	社団法人 奈良県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 11 日
奈良	一般社団法人 みやこ公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 22 年 9 月 9 日
	一般社団法人 ヤマト公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 23 年 3 月 1 日
	一般社団法人 ふたかみ公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 23 年 7 月 6 日
	公益社団法人 和歌山県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 17 日
和歌山	一般社団法人 きんき公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 21 年 6 月 8 日
	公益社団法人 鳥取県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 60 年 12 月 19 日
鳥取	公益社団法人 島根県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 2 月 12 日
	一般社団法人 いわみ公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 20 年 12 月 1 日
岡山	公益社団法人 岡山県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 60 年 12 月 21 日
広島	社団法人 広島県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 60 年 12 月 20 日
	一般社団法人 みんなの公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 21 年 1 月 5 日
	一般社団法人 あさひ公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 21 年 1 月 26 日
	一般社団法人 日本公嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 21 年 4 月 8 日
	一般社団法人 芸備公嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 22 年 11 月 22 日
山口	公益社団法人 山口県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 14 日
徳島	公益社団法人 徳島県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 60 年 12 月 7 日
香川	公益社団法人 香川県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 60 年 12 月 28 日
愛媛	公益社団法人 愛媛県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 24 日
	一般社団法人 瀬戸内公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 22 年 1 月 20 日
高知	公益社団法人 高知県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 60 年 12 月 5 日
	公益社団法人 福岡県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 60 年 12 月 20 日
福岡	一般社団法人 福岡市公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成 25 年 3 月 5 日
	公益社団法人 佐賀県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 30 日
長崎	公益社団法人 長崎県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 21 日
熊本	公益社団法人 熊本県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 23 日
大分	公益社団法人 大分県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 60 年 12 月 27 日
宮崎	社団法人 宮崎県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 2 月 10 日
鹿児島	公益社団法人 鹿児島県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 28 日
沖縄	社団法人 沖縄県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	昭和 61 年 1 月 31 日

第 3 章

日本社会に寄り添う 土地家屋調査士

1. 土地家屋調査士会が運営する ADR センター
2. 筆界特定制度
3. 土地家屋調査士による社会教育活動
4. 土地家屋調査士会等による
全国自治体との防災協定

1 土地家屋調査士会が運営する ADR センター

裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律（平成 16 年法律第 151 号：平成 16 年 12 月 1 日公布）により、裁判外紛争解決手続についての基本理念等が定められるとともに、認証制度を設け、認証を受けた機関においては、時効の中断効などが認められた。

一方、土地家屋調査士法が改正（平成 17 年法律第 29 号：平成 17 年 4 月 13 日公布）され、一定の能力担保措置を講じた土地家屋調査士（認定土地家屋調査士。P46 研修の項を参照）は、法務大臣の指定する民間紛争解決手続機関において、土地の境界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続について、弁護士との共同受任に係る事件について代理を業とすることができることとなった。

こうした流れを受け、全国各地の土地家屋調査士会内に順次土地家屋調査士会が運営する ADR センターが設立され、同センターを運営する土地家屋調査士会は前述の土地家屋調査士法上の民間紛争解決手続機関としての法務大臣指定、さらに裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律上の民間紛争解決手続の業務に関する法務大臣認証を受け、安心して境界紛争を解決できる環境づくりに努めている。

同センターは、平成 14 年 10 月 1 日に愛知県土地家屋調査士会内に「あいち境界問題相談センター」が全国で初めて設立され、平成 25 年 6 月 28 日に三重県土地家屋調査士会内に「境界問題相談センターみえ」が設立されたことにより、全国 50 の土地家屋調査士会すべてに設立された。

以下の資料は、土地家屋調査士会が運営する ADR センターの一覧と、平成 22～24 年度の相談・調停件数の統計である。

※ ADR とは、Alternative Dispute Resolution の略称で、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」では「裁判外紛争解決手続」と規定されています。

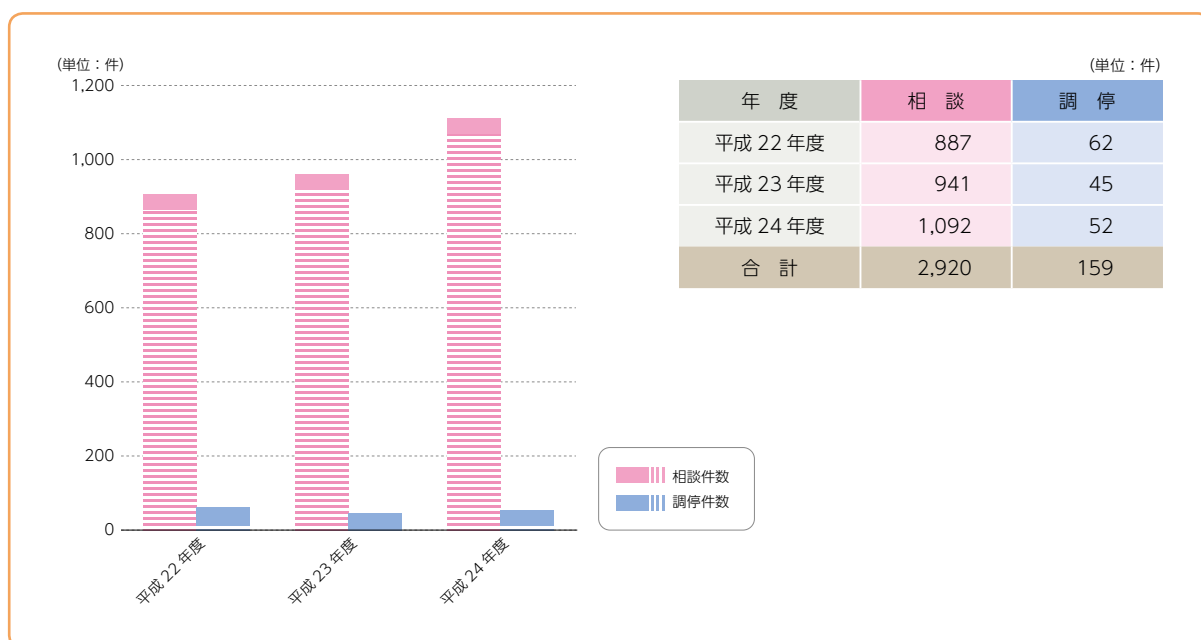
◎ 全国の土地家屋調査士会 ADR センター

平成 25 年 11 月 1 日現在

会名	センター名称	設立年月	大臣指定	認証交付
北海道	さっぽろ境界問題解決センター	平成 17 年 8 月	平成 19 年 8 月 10 日	平成 25 年 3 月 15 日
	土地境界問題相談センター函館	平成 22 年 4 月	平成 22 年 9 月 15 日	
	旭川境界問題相談センター	平成 23 年 5 月	平成 23 年 10 月 28 日	
	境界問題解決支援センター道東	平成 23 年 4 月	平成 25 年 4 月 22 日	
青森	あおもり境界紛争解決支援センター	平成 21 年 3 月	平成 22 年 4 月 9 日	
岩手	境界問題相談センターいわて	平成 20 年 11 月	平成 21 年 2 月 26 日	
宮城	みやぎ境界紛争解決支援センター	平成 17 年 3 月	平成 19 年 8 月 10 日	平成 22 年 3 月 23 日
秋田	秋田境界 ADR 相談室	平成 22 年 9 月	平成 23 年 3 月 31 日	
山形	境界 ADR センターやまがた	平成 22 年 2 月	平成 22 年 10 月 13 日	
福島	境界紛争解決支援センターふくしま	平成 21 年 1 月	平成 21 年 10 月 27 日	
茨城	境界問題解決支援センターいばらき	平成 19 年 7 月	平成 19 年 10 月 23 日	平成 23 年 2 月 8 日
栃木	境界問題解決センターとちぎ	平成 19 年 4 月	平成 19 年 12 月 11 日	平成 23 年 3 月 29 日
群馬	境界問題相談センターぐんま	平成 20 年 2 月	平成 20 年 7 月 22 日	
埼玉	境界問題相談センター埼玉	平成 17 年 11 月	平成 19 年 12 月 11 日	
千葉	境界問題相談センターちば	平成 18 年 9 月	平成 19 年 10 月 23 日	平成 21 年 8 月 17 日
東京	東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター	平成 15 年 6 月	平成 19 年 12 月 11 日	
神奈川	境界問題相談センターかながわ	平成 17 年 3 月	平成 19 年 8 月 10 日	平成 21 年 10 月 23 日
新潟	境界紛争解決支援センターにいがた	平成 19 年 4 月	平成 19 年 6 月 6 日	
富山	とやま境界紛争解決支援センター	平成 18 年 9 月	平成 20 年 4 月 22 日	
石川	境界問題相談センターいしかわ	平成 18 年 3 月	平成 19 年 12 月 11 日	平成 23 年 11 月 9 日
福井	境界問題相談センターふくい	平成 20 年 1 月	平成 21 年 2 月 12 日	

会名	センター名称	設立年月	大臣指定	認証交付
山梨	境界問題相談センターやまなし	平成22年5月	平成22年6月24日	
長野	境界問題解決支援センター長野	平成20年3月	平成20年5月1日	平成21年12月18日
岐阜	境界紛争解決センターぎふ	平成18年3月	平成20年2月8日	
静岡	静岡境界紛争解決センター	平成18年11月	平成19年6月6日	平成22年9月15日
愛知	あいち境界問題相談センター	平成14年10月	平成19年9月5日	平成23年3月29日
三重	境界問題相談センターみえ	平成25年6月	平成25年6月28日	
滋賀	境界問題解決支援センター滋賀	平成18年11月	平成19年8月10日	平成21年5月19日
京都	京都境界問題解決支援センター	平成19年4月	平成19年6月6日	平成22年4月1日
大阪	境界問題相談センターおおさか	平成15年3月	平成19年9月5日	平成19年12月17日
兵庫	境界問題相談センターひょうご	平成18年3月	平成19年8月10日	平成24年7月9日
奈良	境界問題相談センター奈良	平成20年8月	平成20年12月1日	
和歌山	境界問題相談センターわかやま	平成20年7月	平成20年9月18日	
鳥取	境界問題相談センターとっとり	平成21年11月	平成22年8月19日	
島根	境界問題相談センター島根	平成22年12月	平成24年11月22日	
岡山	境界問題相談センター岡山	平成20年11月	平成21年2月12日	
広島	境界問題相談センターひろしま	平成17年6月	平成19年10月23日	
山口	境界問題相談センターやまぐち	平成19年11月	平成19年12月11日	
徳島	境界問題解決センターとくしま	平成17年11月	平成19年8月10日	平成21年6月1日
香川	境界問題相談センターかがわ	平成18年9月	平成19年6月6日	平成22年10月25日
愛媛	境界問題相談センター愛媛	平成18年9月	平成19年6月6日	平成20年1月25日
高知	境界問題ADRセンターこうち	平成18年10月	平成19年6月6日	平成22年10月12日
福岡	境界問題解決センターふくおか	平成16年3月	平成19年9月5日	
佐賀	境界問題相談センターさが	平成22年3月	平成22年5月27日	
長崎	境界問題相談センターながさき	平成22年1月	平成25年1月4日	
熊本	境界紛争解決支援センターくまもと	平成21年9月	平成22年1月25日	
大分	境界紛争解決センター	平成24年2月	平成24年3月23日	
宮崎	境界問題相談センターみやざき	平成21年9月	平成21年10月27日	
鹿児島	境界問題相談センターかごしま	平成18年8月	平成19年8月10日	
沖縄	おきなわ境界問題相談センター	平成19年4月	平成20年8月29日	

● 全国の土地家屋調査士会 ADR センターの相談・調停件数 (平成22年～24年度)



2 筆界特定制度

登記された一筆の土地の筆界が不明であることを原因とする民事紛争は数多く存在する一方で、紛争が訴訟として提起された場合、その解決には専門的な知見を要することや、紛争の対象範囲が小さいこともあり、時間と労力を要する割にはその解決が困難であるとされてきた。

筆界特定制度は、平成 18 年 1 月に施行された不動産登記法の改正によってスタートした制度であり、法務局、地方法務局の筆界特定登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請に基づいて筆界を特定する制度であり、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図ることによって、地図混乱地域の解消、相隣関係の安定等に寄与するものである。

新しい制度は、登記における筆界との関わりを通じて専門的な知識・経験の豊富な筆界特定登記官・土地家屋調査士と、これまで境界確定訴訟の代理人として紛争解決の場で筆界と関わってきた弁護士等がその専門性を発揮することにより、境界問題に悩む土地所有者等の利便に供するものであり、登記申請手続の円滑さの確保のためにも有用なものである。

土地家屋調査士は、土地の境界に関する専門的かつ高度な知識、経験、技能を持つ筆界調査委員として、また、手続きの代理人としてその知見が活用されることにより同制度に貢献している。

また、前述の土地家屋調査士会の運営する ADR センターとの効果的な連携を図ることにより、境界に関する問題の解決に係る国民の多様なニーズに迅速かつ適切に対応することを目指すものである。

筆界特定制度に関する統計については、次のとおりである。近年、境界（筆界）に関する訴えの件数が減少していることは、筆界特定制度が社会に浸透してきたことのあらわれであると考えられる。

不動産登記法【抜粋】

(筆界調査委員)

第 127 条 法務局及び地方法務局に、筆界特定について必要な事実の調査を行い、筆界特定登記官に意見を提出させるため、筆界調査委員若干人を置く。

2 筆界調査委員は、前項の職務を行うのに必要な専門的知識及び経験を有する者のうちから、法務局又は地方法務局の長が任命する。

3 筆界調査委員の任期は、二年とする。

4 筆界調査委員は、再任されることができる。

5 筆界調査委員は、非常勤とする。

● 筆界特定事件の申請件数の推移（平成 18 年～24 年）

平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
2,790	2,690	2,492	2,579	2,302	2,326	2,439

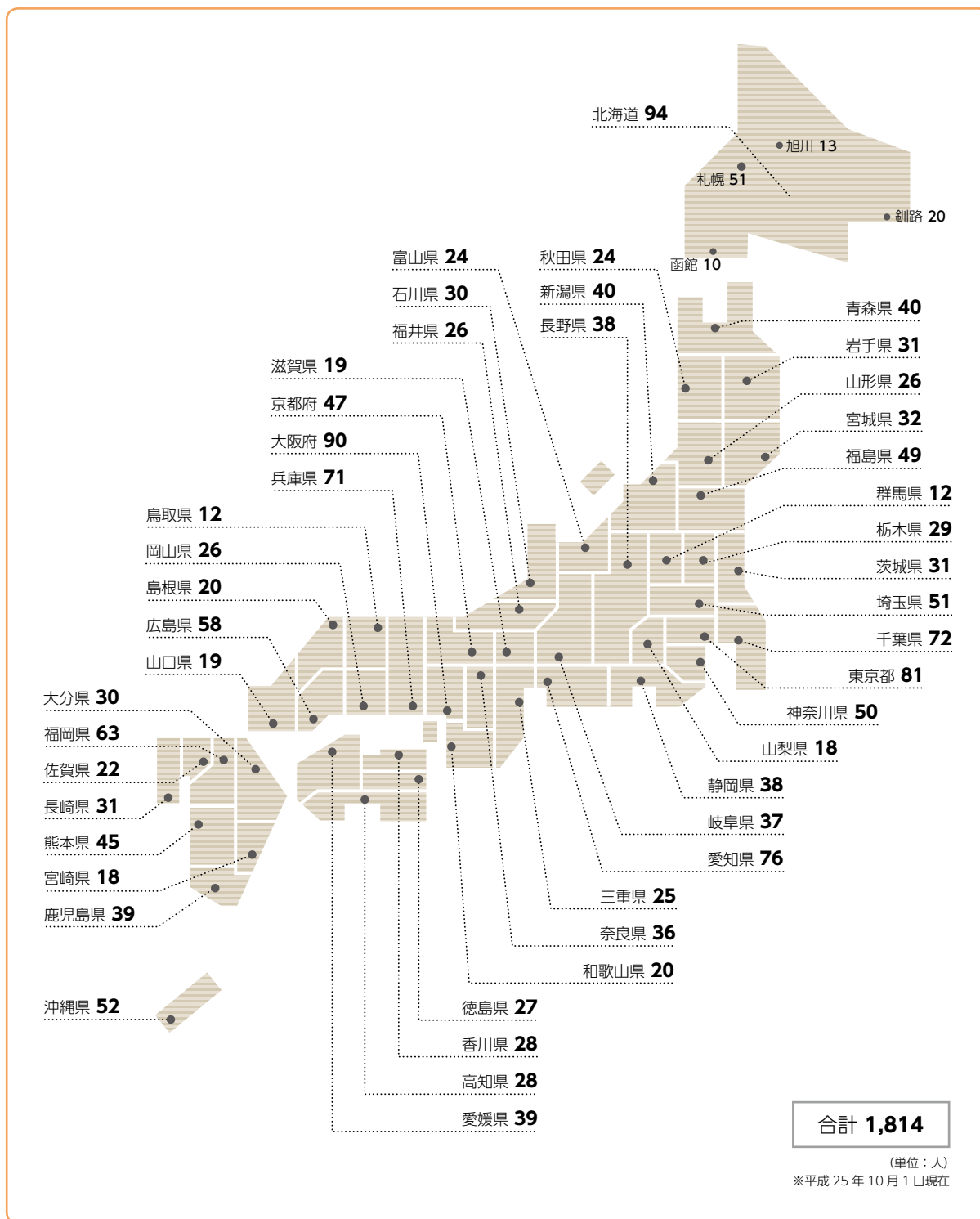
法務省 HP 内【登記統計 統計表】のうち、「筆界特定事件の新受、既済及び未済件数（平成 18 年～24 年）」の統計から。

● 境界（筆界）に関する訴えの件数推移（平成 8 年～10 年、平成 19 年～24 年）

平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
810	833	761	394	405	408	414	409	408

最高裁判所「司法統計年報－民事行政編【第一審通常訴訟新受事件数－事件の種類別－地方裁判所】」の総件数のうち、土地を目的とする訴えの項目中、「土地境界」に関するものの訴えの件数の平成 8 年～同 10 年及び平成 19 年～同 24 年の推移。 情報提供：最高裁判所事務総局

● 筆界調査委員として活躍している土地家屋調査士



3 土地家屋調査士による社会教育活動

土地家屋調査士を取り巻く業務環境が激変していく社会情勢の中で、国民の重要な財産である不動産に関する登記制度を啓発することや、その担い手である土地家屋調査士制度を広く国民に知らしめること、また、次世代を担う後継者の育成は、土地家屋調査士にとっても重要な課題の一つである。

日本土地家屋調査士会連合会や各土地家屋調査士会では、大学をはじめとする様々な教育機関において、社会教育活動を実施している。

◎ 土地家屋調査士による社会教育活動の実績

都道府県	実施先
北海道	北海学園大学、札幌理工学院、札幌工科専門学校
岩 手	奥州市立小山中学校
宮 城	聖和学園高等学校
山 形	県立上山明新館高等学校、天童市立天童南部小学校
福 島	県立平工業高等学校、国立福島工業高等専門学校、矢祭町立東館小学校
茨 城	県立水戸工業高校、県立下館工業高等学校、県立真壁高等学校、茨城県弁護士会、国土調査茨城県北ブロック事務研究会
栃 木	県立宇都宮工業高等学校、県立那須清峰高等学校、県立真岡工業高等学校
群 馬	前橋市立総社小学校
千 葉	明海大学、千葉市立土気南小学校、千葉大学教育学部附属小学校、千葉市立あやめ台小学校、千葉市立あすみが丘小学校、八街市立八街北小学校、千葉県宅地建物取引業協会、千葉県弁護士会（司法修習生選択型実務実習）
東 京	明治大学、東洋大学、国土建設学院、東村山市立東村山第六中学校、清瀬市立清瀬第五中学校
神奈川	県立小田原城北工業高等学校、県立向の岡工業高等学校、県立神奈川工業高等学校、県立藤沢工科高等学校、県立磯子工業高等学校、川崎市立宮前小学校、県下7市市役所
石 川	小松市立安宅小学校、珠洲市立飯田小学校、金沢市立金石町小学校
福 井	県立羽水高等学校
山 梨	県立甲府工業高等学校
長 野	佐久長聖中学校、諏訪市立諏訪南中学校
岐 阜	関市立関商工高等学校、高山市立南小学校
静 岡	県立浜松工業高等学校、県立沼津工業高等学校、静岡市立東源台小学校
愛 知	名城大学
三 重	県立相可高等学校、県立伊勢工業高等学校
京 都	京都産業大学、立命館大学
大 阪	近畿大学、関西大学、近畿測量専門学校
兵 庫	甲南大学
奈 良	奈良大学
島 根	県立松江農林高等学校
香 川	香川大学、香川県弁護士会（司法修習生選択型実務実習）
愛 媛	愛媛大学、愛媛県教育委員会、松山財務事務所
高 知	県立高知短期大学
福 岡	九州大学
長 崎	県立鹿町工業高等学校、県立北松農業高等学校、県立川棚高等学校、諫早市立小野中学校、島原市立第二中学校
熊 本	人吉市立人吉東小学校、上天草市立今津小学校、天草市立本渡南小学校
大 分	臼杵市立北中学校、杵築市立杵築中学校、大分市立野津原東部小学校、日田市立咸宜小学校、臼杵市立市浜小学校
鹿児島	鹿児島大学、県立伊佐農林高等学校、始良市立錦江小学校、国分市立国分小学校、鹿児島県弁護士会（司法修習生選択型実務実習）
沖 縄	沖縄国際大学

〈参考資料 1〉

明海大学（千葉県浦安市）における講義の概要
（平成 25 年度後期）



講義名	「地籍と不動産登記」	
対象年次	2 年生	
履修生	122 名	
講義内容	第 1 回 ガイダンス・地籍とは	第 9 回 境界紛争
	第 2 回 地籍の歴史（土地制度の背景）	第 10 回 地籍調査
	第 3 回 地籍の歴史（地租改正）	第 11 回 土地区画整理事業
	第 4 回 不動産とは	第 12 回 建物とは
	第 5 回 不動産登記制度	第 13 回 建物の登記
	第 6 回 土地とは	第 14 回 区分建物とは
	第 7 回 土地の登記	第 15 回 まとめ
	第 8 回 土地の境界	

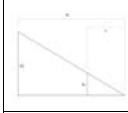
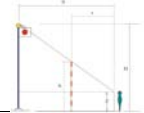
〈参考資料 2〉



追手門学院小学校（大阪府大阪市）における測量体験会
（平成 23 年 10 月 31 日）



対象年次 小学 6 年生
出席 児童 80 名程度
内容 対象の児童を 8 班に分けて実施

- ①机上の三角形求積（三斜求積）を屋外（グラウンド）で実施し体験する。グラウンドに描いた任意の五角形を三角形に分割し、底辺と高さを測量して実際に面積を計算で求める。（※フィールドノート／面積の記録を挿入）
- ②相似三角形を応用し、手前にある赤白ポールまでの距離と高さから、国旗掲揚ポールまでの距離と高さを計算で求める。（※フィールドノート／高さの記録を挿入）
- ③トータルステーションに触れてみて、器械のしくみを知ってもらう。
- ④各班の測量計算結果を比較し、誤差というものを知ってもらう。
- ⑤精密な測量による結果を発表し、各班の測量結果と比較してもらう。

野帳（フィールド・ノート）／高さの記録	
追手門学院小学 6 年（ ）組 第（ ）班 氏名（ ）	
【基本】相似＝同じ形の三角形 ＜底辺×高さ÷2＞	【応用】
	
【挑戦】立ち位置と掲揚ポールとの高さを測ってみよう	
竿の長さ () m → Z	
竿先ポールの高さ () m → h	
竿先ポールまでの距離 () m → s	
竿根ポールまでの距離 () m → S	
測量の結果 →	挑戦の測量 →

野帳（フィールド・ノート）／面積の記録	
追手門学院小学 6 年（ ）組 第（ ）班 氏名（ ）	
【基本】三角形の面積 ＜底辺×高さ÷2＞	【応用】四角形の面積 ＜2つの三角形で別れている＞
	
【挑戦】五角形の面積を測ってみよう	
ポイント ・いくつかの三角形でできているか？ ・高さを測るにはどうしたらよいか？	
測量の結果 →	挑戦の測量 →

4

土地家屋調査士会等による 全国自治体との防災協定

各土地家屋調査士会等は、全国の自治体と災害時における対応についての協定を締結している。協定の内容は、土地家屋調査士の専門性を生かしたものや、自営業という地域に根ざしているからこそできるものなど多様なものとなっている。

今後、更に多くの自治体と協定を締結すると共に、東日本大震災の教訓を生かし、更に実効性の高い協定を目指していく必要がある。

以下は、土地家屋調査士会等が締結している災害時における対応についての協定の締結先の一覧である。

◎ 土地家屋調査士会等^(*)が結んでいる防災協定の締結先

平成 25 年 11 月 1 日現在

	締結先		締結先
福 島	福島市、郡山市、東白川郡棚倉町、会津若松市	三 重	三重県
埼 玉	さいたま市、所沢市、川口市、坂戸市、ふじみ野市、秩父市、加須市、越生町、小鹿野町、戸田市、鴻巣市、横瀬町、羽生市、長瀨町、皆野町、東松山市、三郷市、蕨市	静 岡	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
千 葉	銚子市、市川市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、旭市、柏市、勝浦市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、芝山町、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町、鋸南町	滋 賀	滋賀県
東 京	東京都、葛飾区、日野市、大田区、墨田区、台東区	大 阪	吹田市
富 山	射水市	和歌山	和歌山県
福 井	福井市、坂井市、敦賀市、越前市	広 島	呉市 福山市
山 梨	甲府市、富士吉田市、南アルプス市、富士河口湖町、山中湖村、忍野村、鳴沢村	徳 島	徳島県
岐 阜	岐阜県、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村	愛 媛	伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
愛 知	西尾市、犬山市、碧南市、知多市、豊田市、北名古屋市、大府市、半田市、豊橋市、一宮市、稲沢市、新城市、弥富市、江南市、豊川市、常滑市、田原市、蒲郡市、日進市、清須市、豊明市、長久手市、東海市、尾張旭市、瀬戸市、扶桑町、南知多町、美浜町、東栄町、武豊町、阿久比町、豊山町、東栄町、東郷町、設楽町、蟹江町、幸田町、東浦町、豊根村、飛島村	長 崎	長崎県
		熊 本	熊本県、熊本市
		鹿児島	伊佐市、霧島市、始良市、湧水町

* 公職協会・支部等が締結主体のものも含む

〈参考資料〉

大阪土地家屋調査士会（三島支部）と吹田市との防災協定

1 協定名称 「災害発生時における支援協力に関する協定」

2 協定書概要（第1条（目的）、第2条（支援協力の業務内容）抜粋）

吹田市（以下「甲」という。）と大阪土地家屋調査士会三島支部（以下「乙」という。）は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した時の支援活動に関して、以下のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は災害発生時に被災した土地、建物の罹災状況の調査を速やかに行い、一日も早い復興を行うために甲から乙に対して支援協力を要請し、被災した土地及び建物に対する応急対策を円滑に進めることを目的とする。

（支援協力の業務内容）

第2条 甲が乙に支援協力を要請する業務は以下のとおりとする。

- (1) 甲が実施する土地、建物の被害認定調査
- (2) 甲が所有する公共施設等の被災状況の調査
- (3) 甲が管理する公共施設等の被災状況の調査
- (4) 第2号及び第3号の応急復旧に必要となる境界に関する情報の伝達と境界杭の復元作業
- (5) 被災した土地、建物についての調査、測量及び境界に関する特別市民相談
- (6) 甲が行う復興活動の一環として実施する被災土地、建物に関する特別登記相談
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要となる支援活動

3 調印式概要

日 時 平成25年8月30日（金）

場 所 吹田市役所内特別会議室（大阪府）

出席者 吹田市：吹田市長、副市長2名、危機管理監、危機管理室長

大阪土地家屋調査士会：会長以下、役員3名

大阪土地家屋調査士会三島支部：支部長以下、役員7名

日本土地家屋調査士会連合会：理事1名（取材）

進 行 吹田市長あいさつ・大阪土地家屋調査士会長あいさつ・協定概要説明
協定書の内容確認・写真撮影・意見交換



第4章

自らを省みる

土地家屋調査士

1. 土地家屋調査士の登録
2. 懲戒処分

1 土地家屋調査士の登録

土地家屋調査士法第4条（以下、この項では、単に「法」という。）により、土地家屋調査士試験に合格する等、資格を得た者であっても、それだけで土地家屋調査士となり、法第3条に定める業務を行うことができるわけではない。事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会を經由して、日本土地家屋調査士会連合会（以下、この項では、「日調連」という。）に登録の申請をし、土地家屋調査士名簿へ氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する土地家屋調査士会その他法務省令で定める事項の登録を受け、かつ、その土地家屋調査士会に入会することによって、前述の業務を行うことができる。

土地家屋調査士名簿の登録事務は、昭和60年土地家屋調査士法の改正により、法務局又は地方法務局の長から日本土地家屋調査士会連合会に移譲されている。

土地家屋調査士法【抜粋】

（資格）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、調査士となる資格を有する。

- (1) 土地家屋調査士試験に合格した者
- (2) 法務局又は地方法務局において不動産の表示に関する登記の事務に従事した期間が通算して10年以上になる者であつて、法務大臣が前条第1項第1号から第6号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認めたもの

（欠格事由）

第5条 次に掲げる者は、調査士となる資格を有しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから3年を経過しない者
- (2) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (3) 破産者で復権を得ないもの
- (4) 公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- (5) 第42条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- (6) 測量法（昭和24年法律第188号）第52条第2号の規定により、登録の抹消の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の規定により免許の取消しの処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者
- (8) 司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条の規定により業務の禁止の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者

（土地家屋調査士名簿の登録）

第8条 調査士となる資格を有する者が調査士となるには、日本土地家屋調査士会連合会（以下「調査士会連合会」という。）に備える土地家屋調査士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する土地家屋調査士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

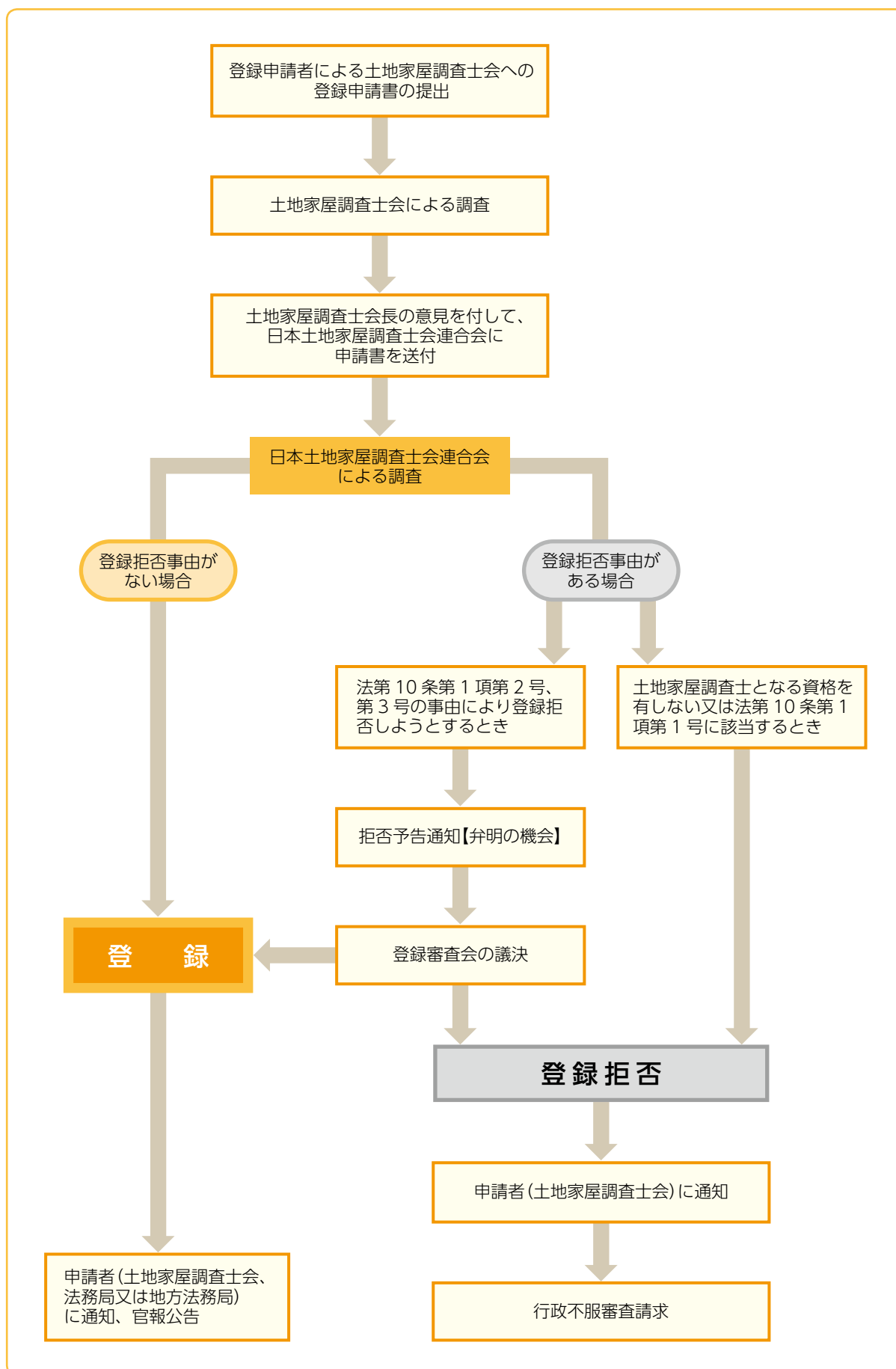
2 土地家屋調査士名簿の登録は、調査士会連合会が行う。

（登録の申請）

第9条 前条第1項の登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会を經由して、調査士会連合会に登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、前条第1項の規定により登録を受けるべき事項その他法務省令で定める事項を記載し、調査士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

● 土地家屋調査士の登録事務の流れ



2 懲戒処分

専門資格者に対する国民からの信頼が強く求められる今日の社会において、土地家屋調査士としての倫理に基づく行動やコンプライアンスがより一層求められるところである。

土地家屋調査士法第 42 条及び第 43 条に基づき、法務局長が懲戒処分をなすことに加え、土地家屋調査士法第 56 条に基づき、土地家屋調査士会が注意、勧告をすることができる。

全国の土地家屋調査士会においては、綱紀委員会等が設置されているところも多くあり、日本土地家屋調査士会連合会においても土地家屋調査士法第 42 条及び同第 43 条に基づく懲戒処分及び法務局長が監督措置として行う嚴重注意処分・注意処分に関する資料を収集し、「土地家屋調査士懲戒処分手集」として取りまとめるほか、懲戒処分の情報についてもホームページにて公開する方向で計画を策定しているところである。

土地家屋調査士法【抜粋】

(調査士に対する懲戒)

第 42 条 調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 業務の禁止

(調査士法人に対する懲戒)

第 43 条 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の全部又は一部の停止
- 三 解散

2 調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長（前項に規定するものを除く。）は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該従たる事務所に関するものであるときに限る。

- 一 戒告
- 二 当該法務局又は地方法務局長の管轄区域内にある当該調査士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止

(注意勧告)

第 56 条 調査士会は、所属の会員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

土地家屋調査士等に対する懲戒処分に関する訓令について

（平成19年5月21日日調連発第52号各土地家屋調査士
会長、各役員あて日本土地家屋調査士会連合会長通知）

土地家屋調査士法第42条及び第43条の規定に基づく懲戒処分に関し、同法施行規則第40条第3項の規定により調査の委嘱を受けたときは、その調査の適正かつ迅速な対応についてをお願いをしているところでありますが（本年3月30日付け日調連発第944号）、この度、法務大臣から別添の訓令（平成19年5月17日付け法務省民二訓第1082号：「土地家屋調査士等に対する懲戒処分に関する訓令」）が発せられましたので、参考のため送付します。

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条又は第43条の規定に基づく土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に対する懲戒処分に関する訓令を次のとおり定める。

（平成19年5月17日法務省民二訓第1082号
号法務局長地方法務局長あて法務大臣訓令）

土地家屋調査士等に対する懲戒処分に関する訓令

（目的）

第1条 この訓令は、土地家屋調査士法第42条又は第43条の規定に基づき土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人（以下「土地家屋調査士等」という。）に対する懲戒処分を行う場合の基準及び同法第46条の規定による公告をする場合における懲戒処分の公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（懲戒処分の公正かつ適正な実施）

第2条 法務局又は地方法務局長は、この訓令の定めるところにより、土地家屋調査士等の懲戒処分を公正かつ適正に行わなければならない。

（懲戒処分の基準）

第3条 土地家屋調査士等が行った行為が別表の違反行為の欄に掲げるものに該当するときは、同表の懲戒処分の量定の欄に掲げる処分を標準として、懲戒処分を行うものとする。ただし、土地家屋調査士法人に対して懲戒処分をする場合には、次のとおりとする。

一 主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長が懲戒処分を行う場合においては、別表の懲戒処分の量定の欄中「2年以内の業務の停止」とあるのは「2年以内の業務の全部又は一部の停止」と、「業務の禁止」とあるのは「解散」と読み替えるものとする。

二 従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長が懲戒処分を行う場合においては、別表の懲戒処分の量定の欄中「2年以内の業務の停止」又は「業務の禁止」とあるのは「当該法務局又は地方法務局長の管轄区域内にある当該従たる事務所についての2年以内の業務の全部又は一部の停止」と読み替えるものとする。

（情状等による加重及び軽減等）

第4条 前条の規定により懲戒処分を行う場合において、土地家屋調査士等が行った行為の態様が極めて悪質であること、その行為の件数が多数であること等の相当の事由があるときは、同条の規定において行うものとされる懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる。

- 2 前条の規定により懲戒処分を行う場合において、土地家屋調査士等に特段の情状が認められるときは、同条の規定において行うものとされる懲戒処分より軽い懲戒処分を行うことができる。
- 3 土地家屋調査士等が行った行為が別表の違反行為の欄に掲げるものに該当する場合において、当該違反行為の態様その他すべての事情を勘案し懲戒処分を行わないことが相当であると認められるとき（原則として同表の懲戒処分の量定の欄に掲げる処分に戒告が含まれているときに限る。）は、懲戒処分を行わないことができる。

（別表に掲げられていない違反行為の量定）

第5条 土地家屋調査士等が行った行為が土地家屋調査士法又は同法に基づく命令に違反する場合であって、別表の違反行為の欄に掲げるもののいずれにも該当しないときは、同欄に掲げる違反行為のうち当該行為に類似するものに準じて当該行為に対する懲戒処分を行うものとする。

（公表）

第6条 法務局又は地方法務局長は、土地家屋調査士法第46条の規定に基づく公告をする場合には、土地家屋調査士等の個々の懲戒処分について、懲戒処分を受けた者の氏名又は名称、所属する土地家屋調査士会の名称、登録番号、事務所の所在地並びに処分の年月日、処分の量定及び処分の対象となった違反行為を公表するものとする。

附 則

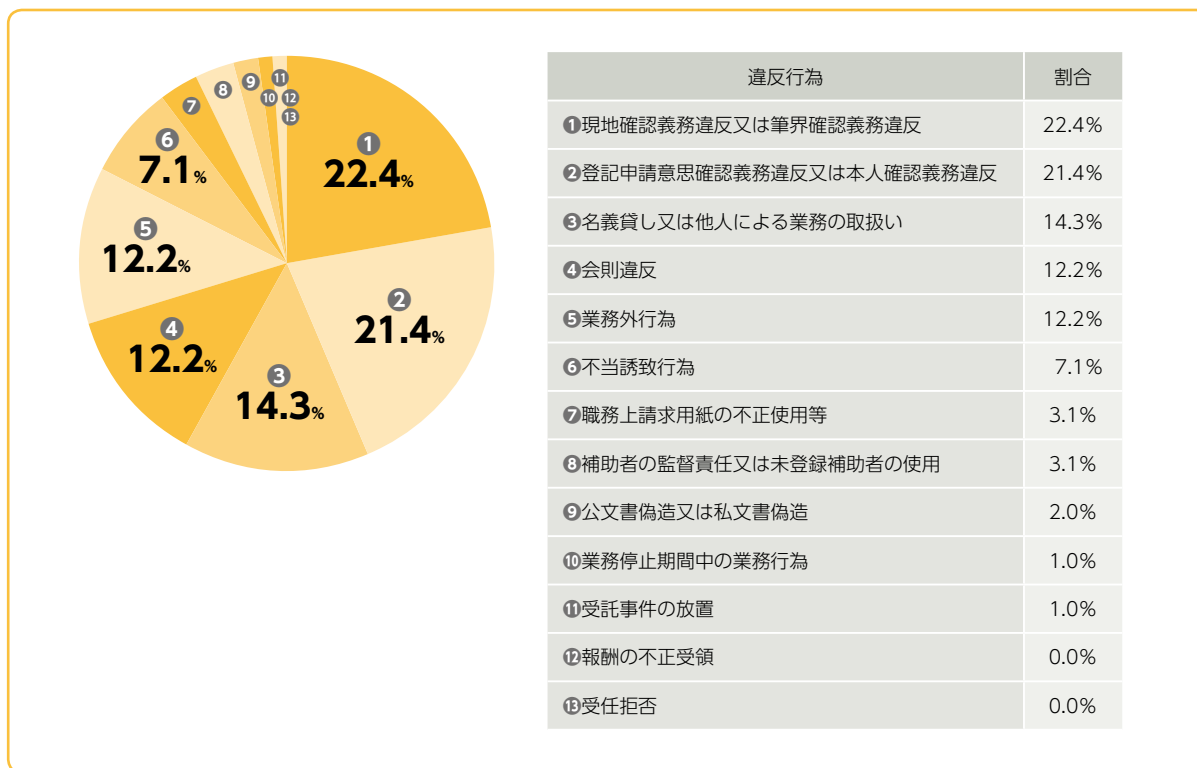
この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

● 別表（第3条、第4条、第5条関係）

違反行為		懲戒処分の量定
公文書偽造又は私文書偽造	刑法（明治40年法律第45号）第155条又は第159条の規定に該当するもの	2年以内の業務の停止 又は 業務の禁止
名義貸し又は他人による業務の取扱い	自己の名義において、他人に業務を行わせたもの	
職務上請求用紙の不正使用等	戸籍謄本等職務上請求用紙を目的以外に不正に使用したものと及び戸籍謄本等職務上請求用紙を用いて取得した戸籍謄本等を目的以外に不正に使用したもの	
業務停止期間中の業務行為	業務停止期間中に業務を行ったもの	
報酬の不正受領	受託した事件を正当な事由なく履行せず報酬を受領するなど報酬を不正に受領したもの	戒告 又は 2年以内の業務の停止
登記申請意思確認義務違反又は本人確認義務違反	登記申請人の申請意思確認又は本人確認を怠ったもの	
現地確認義務違反又は筆界確認義務違反	不動産の表示に関する登記の申請をする場合において、現地確認又は筆界確認を怠ったもの	
不当誘致行為	不当な手段を用いて業務の誘致を行ったもの	戒告 又は 2年以内の業務の停止
補助者の監督責任又は未登録補助者の使用	補助者の監督責任を問われたもの又は業務を行うに当たり未登録の補助者を使用したもの	
受託事件の放置	受託した事件を正当な事由なく履行しないもの	
受任拒否	正当な事由なく依頼された事件の受託を拒否したもの（簡裁訴訟代理等関係業務及び民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）	戒告
会則違反	土地家屋調査士会の会則に違反したもの	戒告、2年以内の業務の停止 又は業務の禁止
業務外行為	業務外の違反行為で刑事罰の対象となる行為に該当するもの	

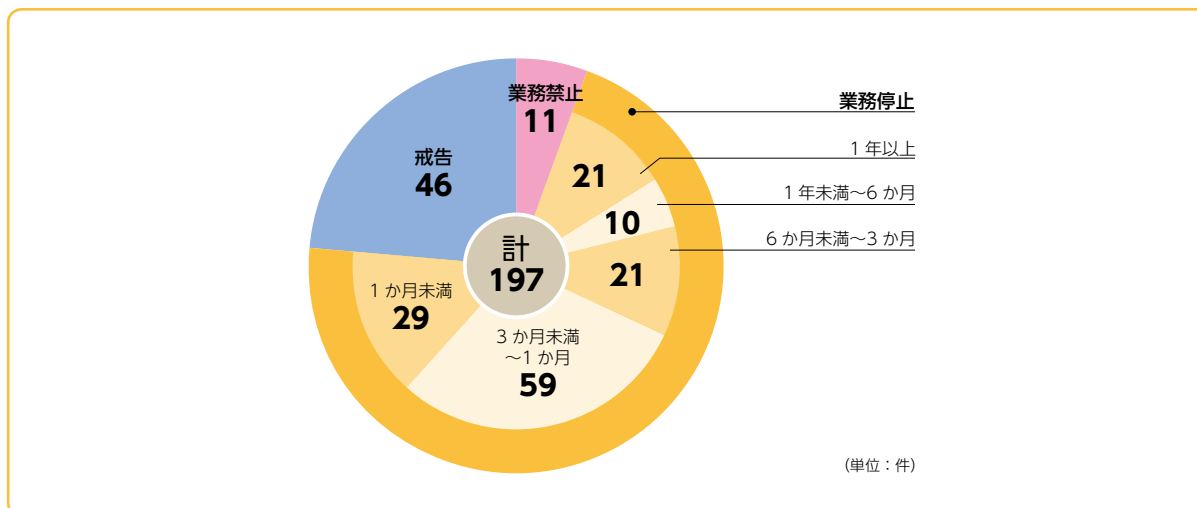
● 懲戒事由の内訳 (平成 17 年～24 年)

平成 17 年から平成 24 年の懲戒事由の内訳は以下のとおりである。近年、②登記申請意思確認義務違反、本人確認義務違反による懲戒処分が増加している。



● 懲戒処分の種類の内訳と件数 (平成 17 年～24 年)

平成 17 年から平成 24 年の懲戒処分の種類の内訳は以下のとおりである。



第 5 章

研鑽し続ける 土地家屋調査士

1. 土地家屋調査士特別研修と
ADR 代理関係業務認定土地家屋調査士
2. 土地家屋調査士会による研修会

1

土地家屋調査士特別研修と ADR 代理関係業務認定土地家屋調査士

平成 18 年 3 月に改正された土地家屋調査士法により、裁判外紛争解決手続機関において土地家屋調査士が紛争当事者の代理人として活動する場を取得した。(P28 参照)

土地家屋調査士が裁判外紛争解決手続機関の場で代理人として活動するためには、法務大臣が指定する団体が行う民間紛争解決手続であり、弁護士との共同受任のほか、一定の能力担保措置として、日本土地家屋調査士会連合会が実施主体となる特別研修を修了し、法務大臣の認定を得ることが必須となっている。

同特別研修は、ADR 代理関係業務認定土地家屋調査士を誕生させるため、改正土地家屋調査士法施行直後から始まり、平成 18 年の秋に第 1 回目の法務大臣の認定者を輩出以来、平成 25 年 10 月 1 日現在で ADR 代理関係業務認定土地家屋調査士は全国で 5,410 名となった。

1 土地家屋調査士特別研修の実施概要

これまでの土地家屋調査士の法定業務であった、表示に関する登記に必要な調査・測量・申請手続における代理人と、紛争解決の場における一方当事者の代理人とは、類似した面もあるものの、その核心となる部分では相違する点もある。

従来不動産登記法に精通することはもちろんのことであるが、それ以外に民法や民事訴訟法、憲法にも精通する必要があり、これらの研修カリキュラムを通して、民間紛争解決手続における主張及び立証活動・民間紛争解決手続における代理人としての倫理等民間紛争解決手続代理関係業務を行うために必要な事項について研修し、高い倫理観を涵養した後、民間紛争解決手続における代理人として必要な法律知識についての考査を受けるものである。

研修方式は、基礎研修、グループ研修、集合研修及び総合講義と段階的に構成され、異なるタイプの研修を通して実践力を養うことができるものとなっている。

法務大臣の認定を得るまでのハードルは決して低くないが、認定された土地家屋調査士は、よりスキルの高い、専門的な知見の豊富な紛争解決手続の担い手としての資格を持つエキスパートとして評価されることとなる。

土地家屋調査士特別研修を修了し、「認定」を取得した土地家屋調査士は、相隣紛争の典型ともいわれている土地の境界に関するトラブルを解決する道案内人として、社会からの大きな期待を寄せられている。

次頁は第 8 回（平成 25 年 2 月 9 日～同 4 月 6 日）の土地家屋調査士特別研修の実施概要である。

土地家屋調査士特別研修 実施概要

1 実施主体

日本土地家屋調査士会連合会

2 協力機関

日本弁護士連合会、各弁護士会、公益財団法人日弁連法務研究財団

3 カリキュラムの概要

(1) 基礎研修 〈17 時間〉

- ① 憲法
- ② ADR 代理と専門家責任
- ③ 民法
- ④ 所有権紛争と民事訴訟
- ⑤ 民事訴訟法 I
- ⑥ 民事訴訟法 II
- ⑦ 境界確定訴訟の実務

(2) グループ研修 〈15 時間〉

- ① 申立書の起案＋問題研究
- ② 答弁書の起案＋問題研究
- ③ 倫理

(3) 集合研修 〈10 時間〉

- ① 申立書起案（講義・講評）
- ② 答弁書起案（講義・講評）

(4) 総合講義 倫理 〈3 時間〉

(5) 考査 択一式・記述式 〈2 時間〉

4 考査及び認定

考査は、日本土地家屋調査士会連合会が主体となり実施し、認定は、連合会による土地家屋調査士特別研修の実施報告及び受講者の民間紛争解決手続代理能力認定の申請を基に法務大臣が行う。

2 土地家屋調査士特別研修の受講者、認定者、会員数に対する認定率

下表は、土地家屋調査士特別研修の、第1回（平成18年3月19日～同5月13日）～第8回（平成25年2月9日～同4月6日）までの、各都道府県別の土地家屋調査士の受講者・認定者・会員数に対する認定率である。

● 土地家屋調査士特別研修の受講者、認定者、会員数に対する認定率

平成25年10月1日現在

都道府県名	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		第6回		第7回		第8回		計		会員数 平成25年 4月1日 現在	会員数に 対する 受講率	会員数に 対する 認定率	
	受講 者数	認定 者数	受講 者数	認定 者数	受講 者数	認定 者数	受講 者数	認定 者数	受講 者数	認定 者数	受講 者数	認定 者数	受講 者数	認定 者数	受講 者数	認定 者数	受講 者数	認定 者数				
北海道	札幌	40	32	16	12	13	11	14	12	12	8	9	2	5	4	0	1	109	82	305	35.7%	26.9%
	函館	5	4	5	4	5	4	5	4	5	5	3	0	2	1	0	0	30	22	58	51.7%	37.9%
	旭川	5	2	6	5	6	3	8	8	10	9	1	1	3	3	0	0	39	31	63	61.9%	49.2%
	釧路	10	8	5	5	5	5	10	8	5	3	2	2	1	0	0	1	38	32	83	45.8%	38.6%
青森	森	10	6	17	13	9	5	8	6	5	4	3	2	2	2	0	0	54	38	141	38.3%	27.0%
	岩手	15	10	20	14	23	19	4	2	7	5	7	8	3	1	4	2	83	61	179	46.4%	34.1%
宮城	宮城	30	23	33	23	14	10	5	4	10	9	6	5	7	6	0	0	105	80	283	37.1%	28.3%
	秋田	15	9	35	26	17	12	8	4	4	3	3	1	1	1	1	1	84	59	137	61.3%	43.1%
山形	山形	20	16	30	24	20	17	7	5	4	3	5	3	6	5	11	11	103	84	191	53.9%	44.0%
	福島	30	20	37	31	14	13	11	9	7	4	9	7	7	4	3	1	118	89	281	42.0%	31.7%
茨城	茨城	30	17	36	18	39	27	15	10	11	11	8	7	14	11	8	9	161	110	416	38.7%	26.4%
	栃木	30	23	26	22	28	21	25	21	27	25	18	14	7	6	7	5	168	137	289	58.1%	47.4%
群馬	群馬	30	20	24	16	10	3	12	6	23	21	6	5	4	2	5	5	114	78	341	33.4%	22.9%
	埼玉	90	66	50	36	47	30	32	31	21	14	9	8	12	10	7	7	268	202	854	31.4%	23.7%
千葉	千葉	60	48	96	64	68	48	79	62	56	39	35	22	23	16	7	5	424	304	612	69.3%	49.7%
	東京	120	81	134	94	35	19	46	40	47	42	40	30	30	23	24	20	476	349	1,507	31.6%	23.2%
神奈川	神奈川	90	57	73	51	44	16	42	29	17	14	24	20	15	13	15	13	320	213	887	36.1%	24.0%
	新潟	30	18	43	26	15	12	16	15	7	6	8	7	11	10	13	11	143	105	363	39.4%	28.9%
富山	富山	15	10	23	15	19	10	12	9	10	8	6	6	4	3	2	2	91	63	157	58.0%	40.1%
	石川	15	11	24	15	20	17	22	19	7	7	0	0	3	3	4	4	95	76	174	54.6%	43.7%
福井	福井	15	15	30	19	28	20	12	9	11	8	5	0	2	1	1	0	104	72	155	67.1%	46.5%
	山梨	15	9	13	10	11	5	8	6	10	9	9	7	1	1	0	0	67	47	146	45.9%	32.2%
長野	長野	45	37	32	26	35	24	18	14	17	17	3	2	8	7	7	6	165	133	407	40.5%	32.7%
	岐阜	30	23	25	18	21	18	7	7	27	24	15	12	3	3	6	6	134	111	392	34.2%	28.3%
静岡	静岡	60	44	60	42	50	33	45	36	36	31	21	19	11	8	17	17	300	230	607	49.4%	37.9%
	愛知	85	64	108	77	59	38	26	19	27	24	5	5	26	20	22	22	358	269	1,105	32.4%	24.3%
三重	三重	20	18	21	14	24	16	20	17	22	21	11	8	13	8	8	6	139	108	284	48.9%	38.0%
	滋賀	15	8	10	8	7	5	12	9	11	9	8	7	4	3	1	1	68	50	206	33.0%	24.3%
京都	京都	30	20	34	20	29	16	14	12	11	9	15	12	9	8	8	7	150	104	317	47.3%	32.8%
	大阪	105	61	85	65	30	14	23	17	39	33	25	18	16	14	15	12	338	234	1,084	31.2%	21.6%
兵庫	兵庫	60	32	57	38	43	26	37	28	27	19	25	19	9	5	7	5	265	172	722	36.7%	23.8%
	奈良	15	10	33	19	39	17	35	28	29	20	10	8	3	3	1	1	165	106	208	79.3%	51.0%
和歌山	和歌山	15	12	17	13	22	17	7	5	14	10	6	5	4	1	3	2	88	65	162	54.3%	40.1%
	鳥取	5	5	10	6	5	5	5	5	0	0	6	6	1	1	3	3	35	31	75	46.7%	41.3%
島根	島根	5	4	18	13	18	18	7	6	5	5	4	3	5	5	3	3	65	57	113	57.5%	50.4%
	岡山	10	8	46	32	23	19	8	5	7	5	1	0	6	6	8	6	109	81	279	39.1%	29.0%
広島	広島	30	15	47	32	68	62	78	70	43	38	18	12	17	17	19	18	320	264	459	69.7%	57.5%
	山口	10	9	64	46	22	19	5	5	6	6	6	5	7	7	6	5	126	102	231	54.5%	44.2%
徳島	徳島	20	19	18	16	14	10	19	13	5	4	10	7	5	2	5	2	96	73	167	57.5%	43.7%
	香川	10	6	13	10	19	14	17	17	16	15	5	5	5	4	0	0	85	71	211	40.3%	33.6%
愛媛	愛媛	20	16	25	23	24	17	18	17	12	7	2	1	3	2	2	1	106	84	285	37.2%	29.5%
	高知	10	7	5	5	15	9	10	9	13	13	0	0	0	0	5	5	58	48	122	47.5%	39.3%
福岡	福岡	60	39	25	15	19	15	11	12	26	24	20	14	10	8	7	6	178	133	676	26.3%	19.7%
	佐賀	30	18	23	12	6	4	8	5	7	3	2	1	8	5	0	0	84	48	121	69.4%	39.7%
長崎	長崎	30	22	13	4	14	9	10	8	6	6	5	2	5	3	4	4	87	58	201	43.3%	28.9%
	熊本	30	25	21	14	12	9	37	29	29	25	14	10	7	6	2	1	152	119	285	53.3%	41.8%
大分	大分	30	20	11	5	7	4	15	9	10	7	8	7	6	7	5	5	92	64	187	49.2%	34.2%
	宮崎	30	23	8	7	21	16	24	20	8	7	3	3	3	1	1	0	98	77	192	51.0%	40.1%
鹿児島	鹿児島	30	20	34	28	12	10	5	5	8	8	7	6	11	10	8	8	115	95	307	37.5%	30.9%
	沖縄	0	0	61	47	36	28	0	0	20	12	2	2	0	0	0	0	119	89	189	63.0%	47.1%
合計		1,560	1,090	1,700	1,198	1,184	819	922	746	797	659	473	358	368	290	285	250	7,289	5,410	17,216	42.3%	31.4%
認定率		69.9%		70.5%		69.2%		80.9%		82.7%		75.7%		78.8%		87.7%		74.2%				

※1 特別研修を修了した年に認定申請を行わず、翌年以降に認定申請を行っている者もいることから、受講者数よりも認定者数が多い場合がある。

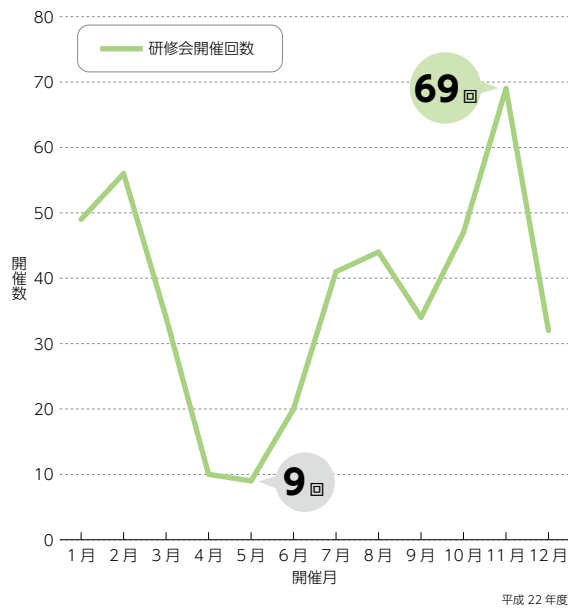
※2 第6回特別研修は、東日本大震災の影響で受講を途中辞退した27名を含む受講者数。

2 土地家屋調査士会による研修会

以下のグラフ及び表は、平成 23 年 11 月に聴取した各土地家屋調査士会主催の、会員向けに実施した研修会の開催数・内容に関するとりまとめ資料である。

● 全国土地家屋調査士会主催の研修会の開催回数・内容について

● 実施月



● 研修会開催回数 (ブロック別)

	開催数 ① (回/年)	単体会数 ② (会)	単体会平均 (①÷②) (回/年)
関東ブロック	114	11	10
近畿ブロック	71	6	12
中部ブロック	52	6	9
中国ブロック	33	5	7
九州ブロック	72	8	9
東北ブロック	43	6	7
北海道ブロック	23	4	6
四国ブロック	43	4	11
合計 (全国)	451	50	9

● 内容

項別	科目	研修会開催回数	(対総研修会開催回数) 割合	
倫理・法令関係	倫理・職責	67	14.9%	
	憲法	2	0.4%	
	民法	23	5.1%	
	民事訴訟法	2	0.4%	
	その他関係法令研修等	25	5.5%	
	(小計)		119	26.4%
業務関連	業務研修全般	60	13.3%	
	オンライン申請関係	58	12.9%	
	GNSSの利用と業務	1	0.2%	
	地図とGISの研究	3	0.7%	
	技術研修(基準点等)	29	6.4%	
	地籍調査、区画整理等の研究	8	1.8%	
	教養研修	8	1.8%	
	その他業務研修等	5	1.1%	
	(小計)		172	38.1%
	境界関連	土地制度と歴史的背景	8	1.8%
境界理論		22	4.9%	
紛争解決学		2	0.4%	
歴史的資料の分析・活用		14	3.1%	
鑑定業務及び鑑定書作成		3	0.7%	
筆界特定		38	8.4%	
ADR・調停技法		55	12.2%	
その他境界に関する研修等		2	0.4%	
(小計)			144	31.9%
新人研修等		単体会新人研修	15	3.3%
	配属研修	1	0.2%	
	(小計)	16	3.5%	
合計		451	100.0%	

第6章

研究し、発信し続ける
土地家屋調査士

日本土地家屋調査士会連合会の
「研究所」について

日本土地家屋調査士会連合会の 「研究所」について

昭和 60 年代以降、会員指導の一助として会員必携、業務処理マニュアル、会運営等に関する役員のためのハンドブック、連合会の沿革史、各種の施策において利用する資料等の作成の必要性が検討され、連合会において「研究機関」の設置が望まれるようになった。

日本土地家屋調査士会連合会内の機構改革と研究機能の検討が重点的に行われ、平成 3 年度の機構改革で「研究室」として新設され、平成 17 年度より研究所として活動している。

近年では、研究員も大学教授や研究テーマに関する有識者を選任して幅広く研究を行ったり、単に会員が内部の研究にとどまるだけでなく、産官学を超えた共同研究や研究を通じた交流を行うことや、研究の成果を外部に向かって積極的に発信する形で土地家屋調査士制度の啓発に努める広報的役割も担っている。

また、研究の成果は、法改正や重要な施策の際には、貴重な資料として活用を図っている。

次頁からは、前身の研究室創設以来、これまでに取り組んだ研究テーマと当時の研究員であるが、テーマにより長期的な期間を要するものや時代背景の変化とともに再度テーマとして取り上げられ、研究されたものもある。



日本土地家屋調査士会連合会 研究所におけるこれまでの研究テーマ

〈平成4年度〉

- 1 関係法令の研究（主任研究員：伊藤利雄 研究員：中川勇治、赤間 護）
 - (1) 土地家屋調査士法並びに会則関係
 - (2) 不動産登記法準則関係
 - (3) 土地家屋調査士業務関連法令関係
- 2 研修制度の研究（主任研究員：西浦 功 研究員：高嶋 稔、宮内大介）
中央総合研究所基本構想
- 3 事務所形態の研究（主任研究員：待野貞雄 研究員：福田勝明、杉井 潔）
 - (1) 業務処理態勢の研究
 - (2) 設備の共用化、合同事務所に関する研究
- 4 地図及び地積測量図の研究
（主任研究員：中川寿一 研究員：内海 孝、泉 清博、加崎 勇、久米允彦、佐々木吉則）
 - (1) 地積測量図の高度化の研究
 - (2) 地図に関する研究
 - (3) 地図作製の具体的作業 —国土調査法第19条第5項の指定について—

〈平成5～6年度〉

- 1 表示に関する登記に関連する法令の研究
（主任研究員：藍原 達 研究員：田中敏夫、中村 寛）
- 2 法第17条地図の合理的作製方法の研究
（主任研究員：久米允彦 研究員：福永宗雄、山田榮治）
- 3 中央総合研究所の設置についての研究（主任研究員：山中康義 研究員：仁井光治、西浦 功）
- 4 研修部門の設置（研究室長兼主任研究員：工藤 市 研究員：加崎 勇、本多 榮）

〈平成7～8年度〉

- 判例・通説からみた業務改善の研究（主任研究員：国島宏治 研究員：松岡直武）
 研修体系の策定（主任研究員：横山一夫 研究員：田中敏夫、伊藤暢康、藤澤 徹）
 研修事業の企画運営（主任研究員：前田 巧 研究員：渡辺治也、長曾我部聰始）

〈平成9～10年度〉

- 21世紀における調査士業務のあり方
 （研究室次長兼主任研究員：藤澤 徹 研究員：國吉正和、伊藤暢康、鈴木 修）
 研修体系の策定（主任研究員：川井正敏 研究員：柳下泰兒、杉井 潔、西永正信、岡田潤一郎）
 研修事業の企画実施（主任研究員：前田 巧 研究員：安西弘康）

〈平成11～12年度〉

- 1 土地家屋調査士試験制度の改善
- 2 土地家屋調査士の独自性と地籍
- 3 「境界整理」と土地家屋調査士
- 4 表示登記における実地調査の民間委託について
- 5 表示登記と一部権利登記の一括申請

- 6 境界紛争事件関与への道
- 7 地籍制度
- 8 電子申請と調査士実務構想
- 9 地図行政の見直しと電子化に関する諸問題
- 10 測量法の改定に伴う調査士業務の検討
- 11 空間データ基盤整備計画の作成
- 12 不動産登記法施行細則第42条ノ4第2項及び不動産登記法準則第98条による地積測量図への筆界に境界標又は近傍の恒久的地物との位置関係の記載と境界標の設置につき、その統一化と地積測量図の公信力確保のための方策の研究
- 13 境界標識の戸籍化に関する研究
- 14 研修体系の策定
- 15 研修事業の運営企画及び充実策の検討
- 16 特別会計制度創設の検討

研究室次長兼主任研究員：川井正敏、杉井 潔

主任研究員：鈴木 修

研究員：柳下泰兒、成住哲雄、伊藤暢康、岡田潤一郎、國吉正和、浦井勉志、西永正信、
長力 晋

在宅研究員：西田 寛、福永宗雄、藤木政和、池畑信也、小野伸秋、浅井宏一郎、山崎耕右、
我妻 昭、佐藤一男

〈平成13～14年度〉

- 1 不動産の権利の保護と明確化のための一考察（研究員 古川英夫）
- 2 地積測量図の標準化覚え書き（研究員 藤木政和）
- 3 地積測量図の法的位置づけ並びに技術基準の制定（研究員 山本喜一）
- 4 裁判外境界紛争解決制度 — ADR 基本法成立前の試行会として —（研究員 江口滋）
- 5 地籍学における境界法概論（在宅研究員 浅井宏一郎）
- 6 公嘱協会と境界資料センター（在宅研究員 西 龍一郎）
- 7 境界の原理的考察（在宅研究員 佐藤一男）
- 8 実務境界確認論（在宅研究員 福島光一）

〈平成15～16年度〉

- 1 地域社会における不適合地図の現状と解消方案に関する考察（客員研究員 表 明榮、研究室長 安西弘康、研究室次長 衣澤征美、理事 岡田潤一郎、研究員 丸田三智雄）
- 2 経済的インセンティブの導入による地籍整備促進
（客員研究員 表 明榮、研究室長 安西弘康）
- 3 日本の地籍制度と諸外国の地籍制度（研究協力員 山田宏美）
- 4 自然災害（地震・火山噴火）と地図混乱（研究室次長 衣澤征美）
- 5 都市再生を地図・地籍の視点から（六本木六丁目地区における再開発を事例として）
（理事・研究室 岡田潤一郎）
- 6 地籍に関する情報の適正化について（目黒区大橋一丁目を事例として）
（研究協力員 山田宏美）
- 7 土地家屋調査士の現状と今後の課題（研究員 渡邊明彦）

〈平成 17～18 年度〉

- 1 公益法人制度改革と公共嘱託登記土地家屋調査士協会の今後のありように関する一考察
(研究員 武笠 幹)
- 2 境界点あるいは位置参照点の管理とデータベース化を切り口として、それに対する GPS の利用
及び GIS を利用した情報発信の方法、それに伴う個人情報保護の視点からの問題点の考察、そ
の応用など (研究員 神前泰幸)
- 3 余剰容積の移動に関する権利保全の研究 (研究員 小川修司)
- 4 境界問題相談センターの利用促進のためのアンケート (研究員 名倉勇一郎)
- 5 研修の効果を上げるための提案～新人研修受講者の分析から～ (研究員 大倉健司)
- 6 自作農創設特別措置法と登記手続 (研究員 井畑正敏)
- 7 街区基準点の利用による登記測量 (研究所次長 安西弘康)

〈平成 19～20 年度〉

- 1 韓国の地籍分野の組織に関する研究 (研究員 戸田和章)
- 2 ICT 時代における地籍情報及び関連組織の再構築 (研究員 上田忠勝)
- 3 土地家屋調査士の取扱う個人情報の保護について (研究員 花岡 真)
- 4 土地家屋調査士の新たな市場 (研究員 小野伸秋)

〈平成 21～22 年度〉

- 1 LADM から地籍を考える～地籍に関する世界的動向と議論 (研究員 剣持智美)
- 2 ADR 認定土地家屋調査士の代理業務についての一考察 (研究員 橋本伸治)
- 3 韓国の地籍の現況に関する研究 (研究員 戸田和章)
- 4 「筆界」論の深化・確立へ向けて一境界問題における「筆界」の意義と役割一
(研究員 宮嶋 泰)
- 5 仮想基準点スタティック測量を用いた位置参照点実証実験 (研究員 藤井十章)

〈平成 23～24 年度〉

- 1 19 条 5 項指定申請 一指定申請における作業マニュアルと今後の課題一 (研究員 三嶋元志)
- 2 「情報公開システムの研究の第一段階としての基盤情報の整理」
土地家屋調査士が保有する業務情報の公開について (常任理事 児玉勝平)
情報公開システムにおける 3D 画像地図アーカイブ (研究員 今瀬 勉)
土地家屋調査士が保管する収集資料、成果品等を共同利用・情報公開する上での個人情報保護法
等の対応について (研究員 花岡 真)
- 3 道路内民有地の取り扱いに関する諸問題 (研究員 曾根芳文)
- 4 土地家屋調査士の専門性を生かした代理業務の制度化の研究
～土地家屋調査士制度改革(業務拡大)の作成に係る研究～
(研究員 山崎勇二、研究員 金関圭子)
- 5 研修体系から考察する土地家屋調査士試験のあり方と資格制度の研究について
(研究員 中邨明生)
- 6 地籍管理に関する国際標準化 (Standardization of Land Administration System)
(研究員 藤原豪紀)
- 7 土地家屋調査士調査・測量実施要領に関する研究 (会長付託事項の研究)
(調測要領委員会委員：漆畑雄一郎、大倉健司、堀越義幸、黒田博雄、桑田和明)

第7章

仲間を支え合う 土地家屋調査士

1. 全国の土地家屋調査士会
2. 日本土地家屋調査士会連合会組織について
3. 全国土地家屋調査士政治連盟の誕生

1 全国の土地家屋調査士会

1 全国の土地家屋調査士会

下表は、全国の土地家屋調査士会一覧である。土地家屋調査士は、土地家屋調査士法により、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一個の土地家屋調査士会を設立しなければならないとされており、その結果、全国に50の土地家屋調査士会が存する。また、全国の土地家屋調査士会は、日本土地家屋調査士会連合会を設立しなければならないとされていることから、各土地家屋調査士会が業界における主体的な役割を果たす機関であるといえる。

土地家屋調査士法【抜粋】

(設立及び目的等)

- 第47条 調査士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一個の調査士会を設立しなければならない。
- 2 調査士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。
- 3 調査士会は、法人とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第4条及び第78条の規定は、調査士会について準用する。

● 全国の土地家屋調査士会

平成25年12月1日現在

土地家屋調査士会	所在地	電話・FAX・e-mail
札幌土地家屋調査士会	〒064-0804 札幌市中央区南四条西六丁目8番地 晴ればれビル8階	TEL (011) 271-4593 FAX (011) 222-4379 sta001@mb.snowman.ne.jp
函館土地家屋調査士会	〒040-0033 函館市千歳町21番13号 桐朋会館3階	TEL (0138) 23-7026 FAX (0138) 23-4486 hakotyo@iaa.itkeeper.ne.jp
旭川土地家屋調査士会	〒070-0032 旭川市二条通十七丁目465番地1	TEL (0166) 22-5530 FAX (0166) 23-0868 a-cho@lapis.plala.or.jp
釧路土地家屋調査士会	〒085-0833 釧路市宮本一丁目2番4号	TEL (0154) 41-3463 FAX (0154) 43-2045 sen.cho@aurora.ocn.ne.jp
青森県土地家屋調査士会	〒030-0821 青森市勝田一丁目1番15号	TEL (017) 722-3178 FAX (017) 775-7067 aomori@chyouasashi.com
岩手県土地家屋調査士会	〒020-0816 盛岡市中野一丁目20番33号	TEL (019) 622-1276 FAX (019) 622-1281 chousasi@helen.ocn.ne.jp
宮城県土地家屋調査士会	〒980-0802 仙台市青葉区二日町18番3号	TEL (022) 225-3961 FAX (022) 213-8485 info@miyagi-chousashi.jp
秋田県土地家屋調査士会	〒010-0951 秋田市山王六丁目1番1号 山王ビル2階	TEL (018) 824-0324 FAX (018) 865-6488 a-chosa@air.ocn.ne.jp
山形県土地家屋調査士会	〒990-0041 山形市緑町一丁目4番35号	TEL (023) 632-0842 FAX (023) 632-0841 green@chosashi-yamagata.or.jp
福島県土地家屋調査士会	〒960-8131 福島市北五老内町4番22号	TEL (024) 534-7829 FAX (024) 535-7617 info@fksimaty.or.jp
茨城県土地家屋調査士会	〒319-0312 水戸市大足町1078番地の1	TEL (029) 259-7400 FAX (029) 259-7403 ibacho@sweet.ocn.ne.jp
栃木県土地家屋調査士会	〒320-0036 宇都宮市小幡一丁目4番25号	TEL (028) 621-4734 FAX (028) 627-3794 tochicho@peach.ocn.ne.jp
群馬県土地家屋調査士会	〒371-0847 前橋市大友町一丁目6番地6	TEL (027) 253-2880 FAX (027) 253-0163 gunmakai@cocoa.ocn.ne.jp
埼玉県土地家屋調査士会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂四丁目14番1号	TEL (048) 862-3173 FAX (048) 862-0916 office@saitama-chosashi.or.jp
千葉県土地家屋調査士会	〒260-0024 千葉市中央区中央港一丁目23番25号	TEL (043) 204-2312 FAX (043) 204-2313 chosashi@olive.ocn.ne.jp
東京都土地家屋調査士会	〒101-0061 千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館	TEL (03) 3295-0587 FAX (03) 3295-4770 info@tokyo-chousashi.or.jp

土地家屋調査士会	所在地	電話・FAX・e-mail
神奈川県土地家屋調査士会	〒220-0003 横浜市西区楠町18番地	TEL (045) 312-1177 FAX (045) 312-1277 info@kanagawa-chousashi.or.jp
新潟県土地家屋調査士会	〒951-8068 新潟市中央区上大川前通六番町1211番地5 三好マンション鏡橋3階	TEL (025) 378-5005 FAX (025) 225-5678 nii-cho@nk.rim.or.jp
富山県土地家屋調査士会	〒930-0856 富山市牛島新町8番22号	TEL (076) 432-2516 FAX (076) 432-2529 info@tomicho.com
石川県土地家屋調査士会	〒921-8013 金沢市新神田三丁目9番27号	TEL (076) 291-1020 FAX (076) 291-1371 info@ishicho.or.jp
福井県土地家屋調査士会	〒918-8112 福井市下馬二丁目314番地 司・調合同会館2階	TEL (0776) 33-2770 FAX (0776) 33-2788 ftk@quartz.ocn.ne.jp
山梨県土地家屋調査士会	〒400-0043 甲府市国母八丁目13番30号	TEL (055) 228-1311 FAX (055) 228-1312 honkai@yamanashi-chosashi.or.jp
長野県土地家屋調査士会	〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2	TEL (026) 232-4566 FAX (026) 232-4601 naganolb@nlb.or.jp
岐阜県土地家屋調査士会	〒500-8115 岐阜市田端町1番地12	TEL (058) 245-0033 FAX (058) 248-1898 honkai@bz04.plala.or.jp
静岡県土地家屋調査士会	〒422-8006 静岡市駿河区曲金六丁目16番10号	TEL (054) 282-0600 FAX (054) 282-0650 info@shizuoka-chosashi.or.jp
愛知県土地家屋調査士会	〒451-0043 名古屋市中区新道一丁目2番25号	TEL (052) 586-1200 FAX (052) 586-1222 info@chosashi-aichi.or.jp
三重県土地家屋調査士会	〒514-0065 津市河辺町3547番地2	TEL (059) 227-3616 FAX (059) 225-2930 honkai@mie-chosashi.or.jp
滋賀県土地家屋調査士会	〒520-0056 大津市末広町7番5号	TEL (077) 525-0881 FAX (077) 522-8443 chosasi@shiga-kai.jp
京都土地家屋調査士会	〒604-0984 京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地	TEL (075) 221-5520 FAX (075) 251-0520 mail@chosashi-kyoto.or.jp
大阪土地家屋調査士会	〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号	TEL (06) 6942-3330 FAX (06) 6941-8070 otkc-3330@chosashi-osaka.jp
兵庫県土地家屋調査士会	〒650-0017 神戸市中央区楠町二丁目1番1号	TEL (078) 341-8180 FAX (078) 341-8115 info@chosashi-hyogo.or.jp
奈良県土地家屋調査士会	〒630-8305 奈良市東紀寺町二丁目7番2号	TEL (0742) 22-5619 FAX (0742) 24-1269 info@nara-chosashikai.or.jp
和歌山県土地家屋調査士会	〒640-8144 和歌山市四番丁7番地	TEL (073) 421-1311 FAX (073) 436-8101 wacho@chive.ocn.ne.jp
鳥取県土地家屋調査士会	〒680-0022 鳥取市西町一丁目314番地1	TEL (0857) 22-7038 FAX (0857) 24-3633 toricho@guitar.ocn.ne.jp
島根県土地家屋調査士会	〒690-0884 松江市南田町26番地	TEL (0852) 23-3520 FAX (0852) 27-1051 simachou@ceres.ocn.ne.jp
岡山県土地家屋調査士会	〒700-0807 岡山市北区南方二丁目1番6号	TEL (086) 222-4606 FAX (086) 225-2018 info@okayama-chosashikai.or.jp
広島県土地家屋調査士会	〒732-0057 広島市東区二葉の里一丁目2番44号 広島県土地家屋調査士会館2階	TEL (082) 567-8118 FAX (082) 567-8558 chosashi@mocha.ocn.ne.jp
山口県土地家屋調査士会	〒753-0042 山口市惣太夫町2番2号	TEL (083) 922-5975 FAX (083) 925-8552 yamaty@chosashi.net
徳島県土地家屋調査士会	〒770-0823 徳島市出来島本町二丁目42番地5	TEL (088) 626-3585 FAX (088) 626-3027 tokucho@coda.ocn.ne.jp
香川県土地家屋調査士会	〒760-0033 高松市丸の内9番29号	TEL (087) 821-1836 FAX (087) 822-3410 info@kagawa-chosashikai.or.jp
愛媛県土地家屋調査士会	〒790-0062 松山市南江戸一丁目4番14号	TEL (089) 943-6769 FAX (089) 943-6779 ehime@e-chosashi.or.jp
高知県土地家屋調査士会	〒780-0928 高知市越前町二丁目7番11号	TEL (088) 825-3132 FAX (088) 873-3018 honkai@k-chosashi.or.jp
福岡県土地家屋調査士会	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴三丁目3番4号 ライブピア舞鶴201号	TEL (092) 741-5780 FAX (092) 731-5202 info@fukuoka-chosashi.or.jp
佐賀県土地家屋調査士会	〒840-0041 佐賀市城内二丁目11番10-1号	TEL (0952) 24-6356 FAX (0952) 24-6349 sagaty@po.bunbun.ne.jp
長崎県土地家屋調査士会	〒850-0031 長崎市桜町7番6-101号 サンガーデン桜町1階	TEL (095) 828-0009 FAX (095) 828-2629 nagasaki@trust.ocn.ne.jp
熊本県土地家屋調査士会	〒862-0970 熊本市中央区渡鹿三丁目14番21号	TEL (096) 372-5031 FAX (096) 372-5057 kuma-cho@nifty.com
大分県土地家屋調査士会	〒870-0045 大分市城崎町二丁目3番10号	TEL (097) 532-7709 FAX (097) 536-4088 oitakai@oita-chosashi.jp
宮崎県土地家屋調査士会	〒880-0803 宮崎市旭二丁目2番2号	TEL (0985) 27-4849 FAX (0985) 27-4898 mz-chou@miyazaki-tc.net
鹿児島県土地家屋調査士会	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センタービル1階	TEL (099) 257-2833 FAX (099) 256-4337 kachosa@orange.ocn.ne.jp
沖縄県土地家屋調査士会	〒900-0021 那覇市泉崎二丁目1番地4 大建ハーバービューマンション401	TEL (098) 834-7599 FAX (098) 854-8131 otkc000@chive.ocn.ne.jp

2 各土地家屋調査士会会費及び入会金一覧

以下の表は、平成 25 年 4 月 1 日現在の各土地家屋調査士会の会費及び入会金の一覧である。会費や入会金は、各会の唯一の財源であり、それぞれの事業計画に応じて、各会が自主的に定めているものである。

● 各土地家屋調査士会会費及び入会金一覧表

平成 25 年 4 月 1 日現在

会名	会費				入会金			
	調査士会員 (円)	変更年度 (実施)	法人会員 (円)	変更年度 (実施)	調査士会員 (円)	変更年度 (実施)	法人会員 (円)	変更年度 (実施)
札幌	13,000	19年	13,000	19年	50,000	5年	50,000	15年
函館	12,000	12年	12,000	15年	50,000	2年	50,000	15年
旭川	12,000	11年	12,000	15年	45,000	5年	45,000	15年
釧路	12,000	5年	12,000	17年	50,000	5年	50,000	17年
青森	12,000	19年	12,000	19年	45,000	4年	45,000	15年
岩手	12,500	25年	12,500	25年	50,000	4年	50,000	17年
宮城	11,500	19年	11,500	19年	50,000	3年	50,000	16年
秋田	11,000	10年	11,000	15年	50,000	5年	50,000	15年
山形	11,500	21年	11,500	21年	50,000	5年	50,000	15年
福島	12,500	22年	7,000	22年	50,000	7年	50,000	15年
茨城	10,000	15年	10,000	15年	50,000	15年	50,000	15年
栃木	12,000	6年	12,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
群馬	13,500	22年	10,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
埼玉	11,500	17年	11,500	17年	50,000	5年	50,000	15年
千葉	15,500	23年	12,000	15年	50,000	4年	50,000	15年
東京	13,000	5年	20,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
神奈川	13,000	8年	13,000	15年	50,000	5年	50,000	15年
新潟	10,000	12年	10,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
富山	12,000	9年	12,000	15年	50,000	5年	50,000	15年
石川	15,000	22年	15,000	22年	50,000	4年	50,000	15年
福井	10,000	4年	10,000	15年	50,000	6年	50,000	15年
山梨	10,000	21年	10,000	21年	50,000	19年	50,000	19年
長野	11,000	20年	11,000	20年	50,000	9年	50,000	15年
岐阜	10,500	20年	10,500	20年	50,000	4年	50,000	16年
静岡	11,000	21年	11,000	21年	50,000	4年	50,000	24年
愛知	12,000	4年	12,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
三重	13,500	22年	13,500	22年	50,000	5年	50,000	15年
滋賀	14,000	11年	14,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
京都	12,500	19年	12,500	19年	50,000	11年	50,000	15年
大阪	13,000	4年	13,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
兵庫	12,000	8年	12,000	15年	50,000	7年	50,000	15年
奈良	12,000	7年	12,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
和歌山	12,000	6年	12,000	15年	50,000	5年	50,000	15年
鳥取	12,000	16年	12,000	16年	45,000	5年	45,000	15年
島根	17,000	22年	17,000	22年	50,000	7年	50,000	15年
岡山	13,000	24年	13,000	24年	50,000	23年	50,000	23年
広島	14,000	18年	14,000	18年	50,000	3年	50,000	15年
山口	14,000	17年	14,000	21年	50,000	3年	50,000	21年
徳島	13,000	18年	13,000	18年	50,000	6年	50,000	15年
香川	11,000	5年	11,000	15年	50,000	3年	50,000	15年
愛媛	14,000	25年	14,000	25年	50,000	3年	50,000	16年
高知	11,000	19年	11,000	19年	50,000	5年	50,000	15年
福岡	11,000	17年	10,000	15年	50,000	5年	50,000	15年
佐賀	13,000	21年	9,000	15年	50,000	5年	50,000	15年
長崎	15,000	21年	15,000	21年	50,000	5年	50,000	15年
熊本	13,000	22年	13,000	22年	50,000	4年	50,000	15年
大分	12,800	25年	12,800	25年	50,000	5年	50,000	15年
宮崎	11,000	17年	11,000	17年	50,000	5年	50,000	15年
鹿児島	10,500	19年	10,500	19年	50,000	5年	50,000	15年
沖縄	12,000	24年	12,000	24年	50,000	13年	50,000	15年

3 土地家屋調査士賠償責任保険

日本土地家屋調査士会連合会が把握している、損害賠償責任保険の加入状況を一覧とした。専門資格者として間違いのない業務処理を目指すのは当然であるが、まさしく「保険」として、万一の事故に備えることも資格者の使命だといえる。また、賠償責任保険の他にも自己責任としての「共済年金」「測量機器保険」「所得補償保険」を用意しているところである。

◎ 土地家屋調査士賠償責任保険

会名	土地家屋調査士会員数	賠償責任加入数
札幌	305	211
函館	58	33
旭川	63	45
釧路	83	63
青森	141	81
岩手	179	100
宮城	283	201
秋田	137	92
山形	191	108
福島	281	132
茨城	416	254
栃木	289	161
群馬	341	261
埼玉	854	877
千葉	612	614
東京	1,507	1,464
神奈川	887	879
新潟	363	220
富山	157	120
石川	174	136
福井	155	79
山梨	146	92
長野	407	267
岐阜	392	220
静岡	607	458
愛知	1,105	838
三重	284	211

会名	土地家屋調査士会員数	賠償責任加入数
滋賀	206	156
京都	317	254
大阪	1,084	1,097
兵庫	722	463
奈良	208	172
和歌山	162	131
鳥取	75	36
島根	113	58
岡山	279	152
広島	459	346
山口	231	143
徳島	167	145
香川	211	171
愛媛	285	218
高知	122	36
福岡	676	540
佐賀	121	49
長崎	201	101
熊本	285	0* ³
大分	187	157
宮崎	192	151
鹿児島	307	219
沖縄	189	84
合計	17,216	13,096

* 1 各種保険類加入数は平成 25 年 1 月 1 日現在

* 2 全国会員数は、平成 25 年 4 月 1 日現在

* 3 熊本会の賠償責任保険は加入数表記がないが、連合会取扱会社とは別の損害保険会社と契約している。

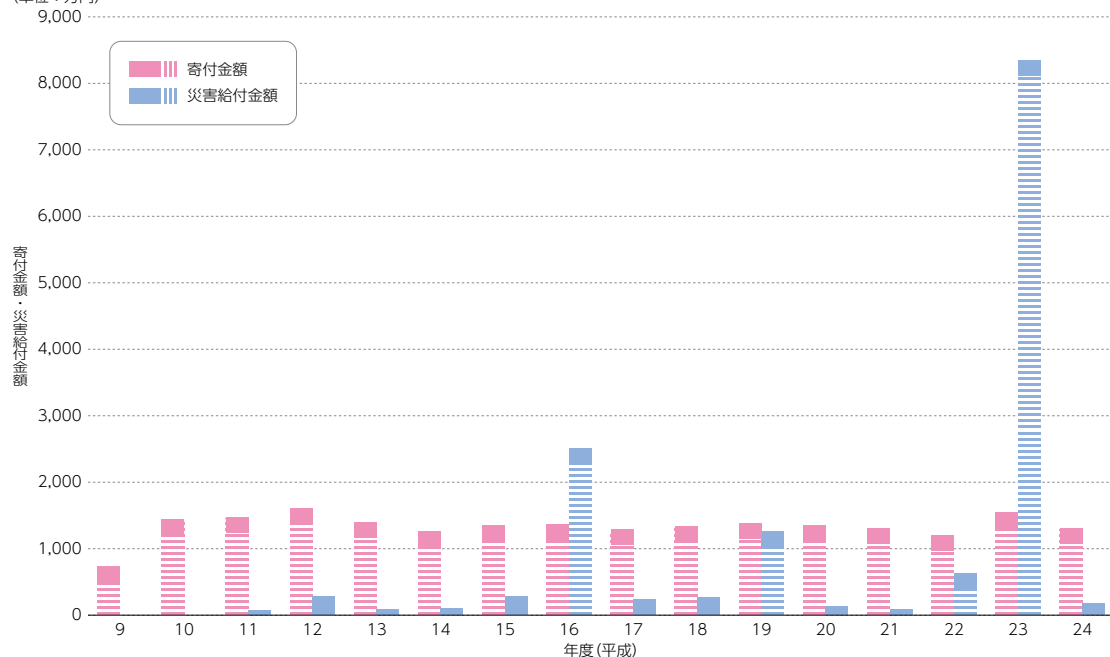
4 大規模災害対策基金

以下のグラフは、日本土地家屋調査士会連合会における大規模災害対策基金の寄付金額・給付金額・残高をグラフにしたものである。

● 大規模災害対策基金

● 寄付金額・災害給付金額

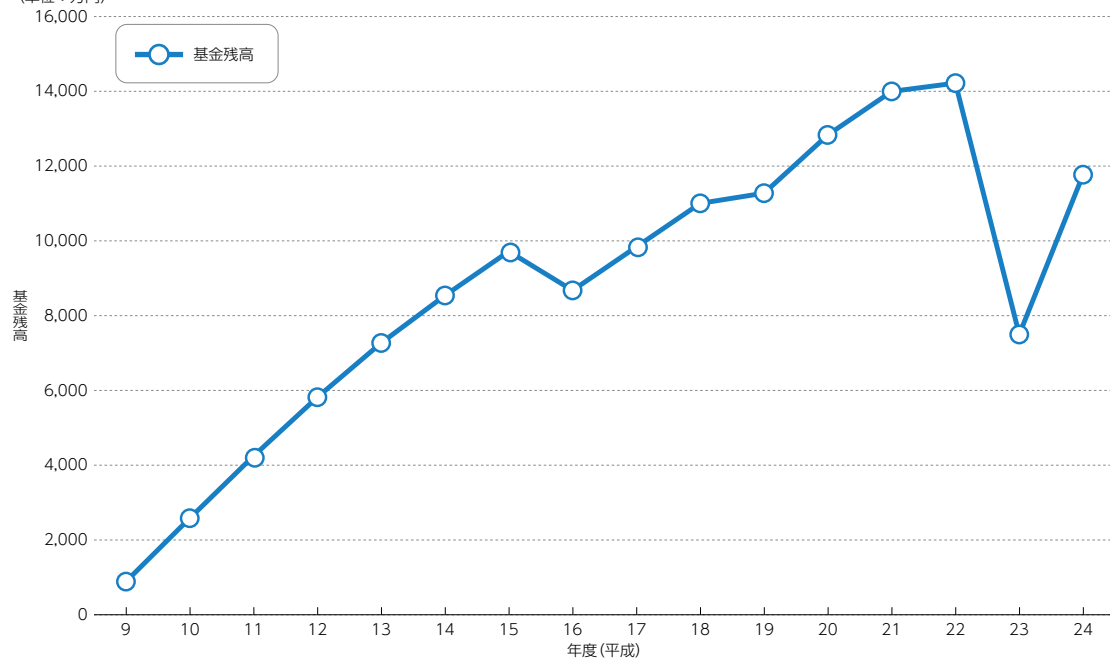
(単位：万円)



平成 25 年 3 月 31 日現在

● 基金残高

(単位：万円)

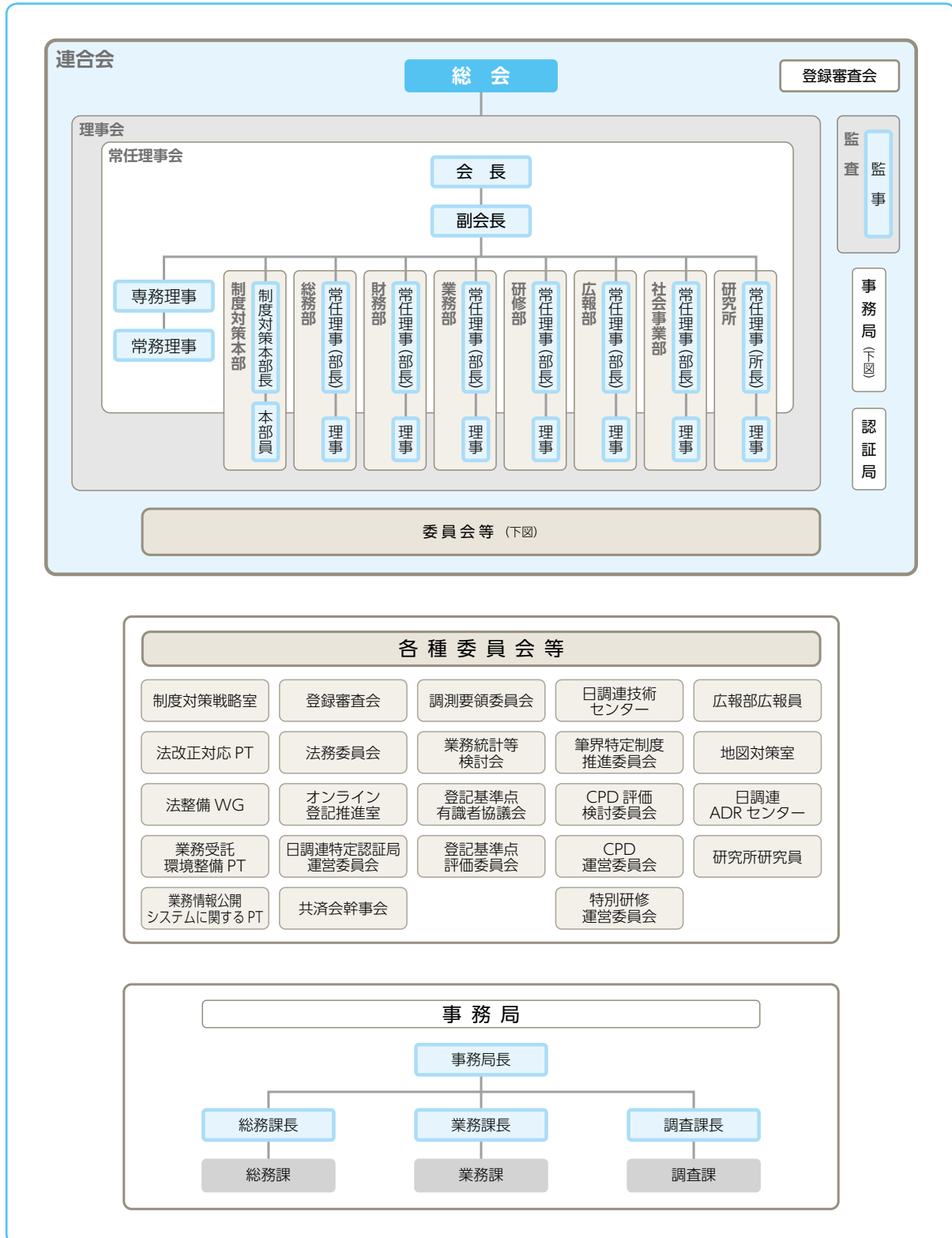


平成 25 年 3 月 31 日現在

2 日本土地家屋調査士会連合会組織について

日本土地家屋調査士会連合会の平成 25 年 11 月 1 日現在の組織図である。

● 日本土地家屋調査士会連合会 組織図



3 全国土地家屋調査士政治連盟の誕生

司法制度改革や規制緩和等、土地家屋調査士を取り巻く環境が激変する中、平成12年6月24日に開催された日本土地家屋調査士会連合会第56回定時総会において、出席者の多数意見として、土地家屋調査士制度の充実・発展のために、政治連盟の必要性が提言されたことを受け、同年11月11日の臨時全国会長会議では、政治連盟設立の検討が行われ、政治連盟設立準備委員会が結成された。その後、同委員会で検討が重ねられた結果、全国の各土地家屋調査士会で政治連盟を順次結成していく運びとなった。そして、平成13年6月23日の日本土地家屋調査士会連合会第57回定時総会において、全国土地家屋調査士政治連盟を設立することが正式に承認され、同定時総会終了後に東京都新宿区の京王プラザホテルにおいて全国土地家屋調査士政治連盟設立大会を開催し、組織的なスタートを切った。他士業の政治連盟にあっては、既に、数十年の歴史を持つところも多く、当時、制度50年の中で、待望の結成となり、現在に至っている。

◎ 各土地家屋調査士政治連盟入会者数一覧

平成25年1月1日現在

各土地家屋調査士政治連盟		入会者数 (人)	土地家屋調査士 会員数 (人)	入会率 (%)	各土地家屋調査士政治連盟		入会者数 (人)	土地家屋調査士 会員数 (人)	入会率 (%)
北海道	札幌土地家屋調査士政治連盟	184	301	61.1	愛知県土地家屋調査士政治連盟	750	1,108	67.7	
	函館土地家屋調査士政治連盟	40	58	69.0	三重県土地家屋調査士政治連盟	232	283	82.0	
	旭川土地家屋調査士政治連盟	42	64	65.6	滋賀県土地家屋調査士政治連盟	130	206	63.1	
	釧路土地家屋調査士政治連盟	57	83	68.7	京都土地家屋調査士政治連盟	180	313	57.5	
青森県土地家屋調査士政治連盟	98	141	69.5	大阪土地家屋調査士政治連盟	555	1,088	51.0		
岩手県土地家屋調査士政治連盟	143	180	79.4	兵庫県土地家屋調査士政治連盟	240	720	33.3		
宮城県土地家屋調査士政治連盟	140	291	48.1	奈良県土地家屋調査士政治連盟	117	206	56.8		
秋田県土地家屋調査士政治連盟	94	137	68.6	和歌山県土地家屋調査士政治連盟	93	161	57.8		
山形県土地家屋調査士政治連盟	118	192	61.5	鳥取県土地家屋調査士政治連盟	67	76	88.2		
福島県土地家屋調査士政治連盟	213	286	74.5	島根県土地家屋調査士政治連盟	105	114	92.1		
茨城土地家屋調査士政治連盟	207	414	50.0	岡山県土地家屋調査士政治連盟	106	275	38.5		
栃木県土地家屋調査士政治連盟	206	288	71.5	広島県土地家屋調査士政治連盟	159	458	34.7		
群馬土地家屋調査士政治連盟	192	343	56.0	山口県土地家屋調査士政治連盟	136	231	58.9		
埼玉土地家屋調査士政治連盟	409	854	47.9	徳島県土地家屋調査士政治連盟	109	168	64.9		
千葉県土地家屋調査士政治連盟	323	618	52.3	香川県土地家屋調査士政治連盟	138	210	65.7		
東京土地家屋調査士政治連盟	575	1,557	36.9	愛媛県土地家屋調査士政治連盟	195	288	67.7		
神奈川県土地家屋調査士政治連盟	355	886	40.1	高知県土地家屋調査士政治連盟	82	122	67.2		
新潟県土地家屋調査士政治連盟	198	357	55.5	福岡県土地家屋調査士政治連盟	460	671	68.6		
富山県土地家屋調査士政治連盟	138	155	89.0	佐賀県土地家屋調査士政治連盟	71	120	59.2		
石川県土地家屋調査士政治連盟	108	169	63.9	長崎県土地家屋調査士政治連盟	162	201	80.6		
福井県土地家屋調査士政治連盟	121	156	77.6	熊本県土地家屋調査士政治連盟	282	285	98.9		
山梨県土地家屋調査士政治連盟	113	142	79.6	大分県土地家屋調査士政治連盟	120	191	62.8		
長野県土地家屋調査士政治連盟	291	415	70.1	宮崎県土地家屋調査士政治連盟	154	194	79.4		
岐阜県土地家屋調査士政治連盟	318	391	81.3	鹿児島県土地家屋調査士政治連盟	190	308	61.7		
静岡県土地家屋調査士政治連盟	504	611	82.5	沖縄県土地家屋調査士政治連盟	126	190	66.3		
合計		10,146	17,276	58.7					

第 8 章

進化を続ける 土地家屋調査士

1. 国際地籍シンポジウムの開催
2. 地籍問題研究会
3. 土地の筆界に関する
「地域の慣習（地図等の歴史的資料類）」の研究

1 国際地籍シンポジウムの開催

国際地籍シンポジウムは、日本・韓国・台湾を核として、平成10年に台湾で誕生・開催された。

それぞれの国、地域の地籍測量をはじめ、地籍に関する諸問題についての学術交流の促進、技術・実務経験の交換のための論文発表・総合討論を通して、それぞれの関連制度・法規・方法・情報等を学術的に共同研究し、地籍測量技術レベルの向上・不動産登記等公示制度を含む地籍測量情報の管理等の面において、新時代へ向けての課題を達成することにあり、研究者・実務家による研究大会において設立された「国際地籍学会」が主催するもので、開催地を2年毎の持ち回りで実施している。

日本が開催国となったのは、平成12年東京で開催の第2回、同18年京都で開催の第5回、そして、平成24年札幌で開催の第8回の国際地籍シンポジウムであり、いずれも、日本土地家屋調査士会連合会が実施機関となり開催した。

平成12年の東京での開催では、メインテーマを「21世紀の地籍を考える」と題して、様々な角度から地籍に関して掘り下げた議論を行った。

また、平成18年京都での開催では、「京都地籍宣言」（後掲）を発信し、地籍に関する専門的研究機関の設立を目指し、現在、後記の「地籍問題研究会」として継承された。

そして、平成24年の札幌開催では前年に発災した「東日本大震災」の復興を願い、「災害からの復興」をメインテーマとして実施した。

京 都 地 籍 宣 言

かけがえのない万物共有の財産である土地の「姿・かたち」やその範囲を明らかにする「地籍」の明確化に寄与し、人々の毎日の暮らしや、財産を護るため、更には国づくり、まちづくりを進める行財政施策における基盤作りに資するため、一人一人の弛むことのない努力を必要としています。

今日、京都の地において内外の研究者・実務家が相集って世界的視野から日本の地籍についての現状と課題を検証し、新たな時代に求められる制度の姿を描く端緒ができました。

私たちは、この大会を契機として、わが国及び世界の地籍の制度の充実と発展のために以下をその行動指針とします。

- 1、地籍・地図・境界の重要性を広く各層に啓発し、その整備の充実に寄与します。
- 2、高度情報化社会・電子化社会に対応し、国家と自治体による行財政施策の基盤整備に資し、国民の更なる利便に供することのできる地籍制度の構築に向けて技術的、学術的研鑽を更に深めます。
- 3、安心で心豊かな暮らしを護るため、土地の境界をめぐる紛争を未然に防止するとともに、万一紛争となったときの迅速・適切な解決を図る仕組みを提供します。
- 4、地籍についての学術的・学際的研究のための組織の構築と、地籍に携わる者の体系的教育システムの構築について提言し、実現に向けて努力します。
- 5、地籍の明確化に取り組む全ての関係機関と研究者・実務家・利用者が連携し、情報の交換を密にするとともに課題の共同研究、その成果の活用・実現への努力を重ねます。

地域を超え、国を越えて広がる「地籍・地図・境界のあした」の実現を目指して、ここに宣言します。

2006年11月14日

第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto

国際地籍シンポジウム開催経過（平成 24 年まで）

第 1 回国際地籍測量学術研究会（シンポジウム）

（1998 年）平成 10 年 11 月 25 日～26 日
「逢甲大学国際会議場」（台湾 台中市西屯区文華路）

第 2 回地籍国際シンポジウム

（2000 年）平成 12 年 11 月 9 日～11 日
「東京コンファレンスセンター」（日本 東京都千代田区飯田橋）
基調講演「平成検地を夢見て」（講演者：山本有二 衆議院議員 衆議院法務委員会理事）
第 1 分科会「地籍に関する調査・測量」
第 2 分科会「地籍に関する公示制度」
第 3 分科会「地図・土地情報」
第 4 分科会「土地境界に関する諸問題」
メインシンポジウム「21 世紀の「地籍」を考える」

第 3 回地籍国際シンポジウム

（2002 年）平成 14 年 5 月 14 日～16 日
「Lotte Ocean Castle」（大韓民国 忠青南道泰安郡安眠邑）

第 4 回国際地籍測量学術研究会（シンポジウム）

（2004 年）平成 16 年 6 月 8 日～10 日
「Jian Shan-pi Resort」（台湾 台南懸柳榮 尖山埤江南渡假村）

第 5 回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto

（2006 年）平成 18 年 11 月 13 日～14 日
「国立京都国際会館」（日本 京都府左京区岩倉大鷲町）
基調スピーチ「見出す境界、消えゆく境界」（講演者：寺田逸郎 法務省民事局長）
第 1 会場「平成検地～日本の挑戦」
第 2 会場「地籍の研究と地籍教育の確立」
第 3 会場「境界紛争解決に挑む土地家屋調査士の新たなステージ」
第 4 会場「会員研究論文発表」
メインシンポジウム「世界と語ろう 地籍・地図・境界のあした」

第 6 回国際地籍シンポジウム／NSDI Korea 2008

（2008 年）平成 20 年 10 月 8 日～9 日
「韓国国際展示場 KINTEX」（大韓民国 京畿道高陽市一山西区大化洞）
第 1 分科会「地籍に関する法律、制度、教育」
第 2 分科会「地籍測量、測位」
第 3 分科会「LIS/GIS」
パネルディスカッション

第7回国際地籍測量学術研究会（シンポジウム）

（2010年）平成22年11月9日～11日

「グランドホテル（圓山大飯店）」（台湾 台北市中山北路）

基調講演「地籍測量・作図技術の発展と国際化」（講演者：周天穎（Dr.Tien-Yin Chou）氏

テーマ「法規政策と教育の促進について」

テーマ「空間情報資料の処理及び応用について」

テーマ「測量と地図作成技術の革新について」

パネルディスカッション

第8回国際地籍シンポジウム

（2012年）平成24年10月19日

「札幌グランドホテル」（日本 札幌市中央区）

基調講演「津波災害後の、インドネシア（アチェ）と日本（東北）における土地権利の擁護と回復」（講演者：坂本勇氏（元吉備国際大学教授 元 JICA 専門家）

論文発表

テーマ「災害復興に向けた地籍、政策、教育の促進」

テーマ「災害に対する地籍測量と地図作成技術の革新」

テーマ「災害における地理空間情報の活用」

2 地籍問題研究会

地籍に関する研究者その他、地籍問題に関心を持つ者相互の協力を図り、研究発表、情報交換等の場を提供することを通じて地籍に関する研究の推進、実務の改善及び制度の発展に寄与することを目的とし、「地籍に関する諸問題」についての調査・研究・情報発信の拠点として、平成 22 年 10 月 3 日、地籍に関する研究に関心を持つ 38 名の発起人が集まり発起人総会が開催され、早稲田大学大学院法務研究科教授（当時。同年 11 月から同大学総長）鎌田薫氏を初代の代表幹事として「地籍問題研究会」が設立された。

同研究会は、法学系及び工学系の各関係専門分野の研究者・大学教授、関係官庁及び関係諸団体の職員、土地家屋調査士をはじめとする実務家及び一般有志の方々を含む正、准会員と土地家屋調査士会をはじめとする諸団体を含む賛助会員といった同研究会の趣意に賛同する幅広い関係者によって構成されており、前述の目的を達成するため、(1) 研究報告会、講演会等の開催、(2) 地籍に関する研究者及び実務者の育成及び支援、(3) その他研究会の目的を達成するために必要な活動を行うものとしている。

そこで、設立後、翌平成 23 年から、地籍に関する様々なテーマ設定がなされた定例研究会を行うなど本格的な活動を開始した。

また、日本土地家屋調査士会連合会からの要請を受け、地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する地域の慣習等についても研究を行っていくこととしている。

平成 25 年 3 月 9 日に開催された同研究会の定時総会において、役員改選が行われ、初代代表幹事鎌田薫氏は顧問に就任し、前副代表幹事の清水英範氏が代表幹事に就任し、京都産業大学大学院法務研究科教授の村田博史氏が新たに副代表幹事に就任した。

さらに、副代表幹事兼事務局長の鎌野邦樹氏のほか新任及び留任を含む幹事 15 名及び監事 2 名の新役員が就任し、今後も産学官の枠を超えた研究発表の場として活動を継続する予定である。

◎ 地籍問題研究会入会状況

平成 26 年 1 月 11 日現在

年度	会員総数				入会者数				退会者数（物故者を含む）			
	正会員	准会員	賛助会員 (団体数)	賛助会員 (口数)	正会員	准会員	賛助会員 (団体数)	賛助会員 (口数)	正会員	准会員	賛助会員 (団体数)	賛助会員 (口数)
平成 22 年*	69 (47)	0 (0)	3 (2)	32 (31)	69 (47)	0 (0)	3 (2)	32 (31)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 23 年	224 (183)	1 (0)	13 (11)	42 (40)	155 (136)	1 (0)	10 (9)	10 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 24 年	240 (195)	1 (0)	13 (11)	42 (40)	23 (17)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
平成 25 年	247 (203)	1 (0)	15 (13)	44 (42)	18 (18)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	11 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

*括弧内は、土地家屋調査士または土地家屋調査士を構成員とする団体と推定される者の内訳である。

**各年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日までであるが、平成 22 年度は、10 月 3 日（設立の日）から同年 12 月 31 日までの集計である。

**平成 25 年末現在において賛助会員として入会している土地家屋調査会（入会順）

日本土地家屋調査士会連合会、愛媛県土地家屋調査士会、大分県土地家屋調査士会、大阪土地家屋調査士会、京都土地家屋調査士会、静岡県土地家屋調査士会、東京土地家屋調査士会、富山県土地家屋調査士会、兵庫県土地家屋調査士会、宮城県土地家屋調査士会、山口県土地家屋調査士会、和歌山県土地家屋調査士会、佐賀県土地家屋調査士会、群馬県土地家屋調査士会

● 地籍問題研究会幹事等（敬称略、名簿順、なお、肩書きは就任当時のもの）

〈平成 22 年 10 月 3 日〜〉	
代表幹事	鎌田 薫（早稲田大学大学院法務研究科教授）
副代表幹事	清水 英範（東京大学大学院工学系研究科教授）
副代表幹事	鎌野 邦樹（早稲田大学大学院法務研究科教授）
幹事	小笠原希悦（社団法人全国国土調査協会常任理事）
幹事	川口有一郎（早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授）
幹事	坂本 勇（元吉備国際大学教授、JICA 専門家）
幹事	阪本 一郎（明海大学不動産学部教授）
幹事	鮫島 信行（社団法人農業土木事業協会専務理事）
幹事	清水 湛（弁護士、元法務省民事局長、元広島高等裁判所長官）
幹事	藤井 俊二（創価大学大学院法務研究科教授）
幹事	松岡 直武（日本土地家屋調査士会連合会会長）
幹事	村田 博史（京都産業大学大学院法務研究科 教授）
幹事	安本 典夫（名城大学法学部教授）
監事	林 亜夫（明海大学不動産学部教授）
監事	松尾 英夫（桐蔭横浜大学法学部・法科大学院客員教授、元横浜地方法務局長、元公証人）
〈平成 25 年 3 月 9 日〜〉	
代表幹事	清水 英範（東京大学大学院工学系研究科教授）
副代表幹事（兼事務局長）	鎌野 邦樹（早稲田大学大学院法務研究科教授）
副代表幹事	村田 博史（京都産業大学大学院法務研究科教授）
幹事	鮫島 信行（鹿島建設顧問）
幹事	清水 湛（弁護士）
幹事	藤井 俊二（創価大学大学院法務研究科教授）
幹事	安本 典夫（大阪学院大学法学部教授）
幹事	小笠原希悦（社団法人全国国土調査協会常任理事）
幹事	阪本 一郎（明海大学不動産学部教授）
幹事	川口有一郎（早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授）
幹事	小柳春一郎（独協大学法学部法律学科教授）
幹事	藤原 勇喜（元仙台法務局長・藤原民事法研究所代表）
幹事	大星 正嗣（日本土地家屋調査士会連合会相談役）
幹事	國吉 正和（東京土地家屋調査士会会長）
幹事	宮嶋 泰（日本土地家屋調査士会連合会副会長）
監事	林 亜夫（明海大学不動産学部教授）
監事	松尾 英夫（桐蔭横浜大学法学部・法科大学院客員教授、元横浜地方法務局長、元公証人）

地籍問題研究会のこれまでの活動（平成 25 年 11 月まで）

※講演者等の肩書きは当時のものです。

2010 年 10 月 3 日 設立宣言（東京・日比谷公会堂）

2011 年 7 月 31 日（日） 第 1 回定例研究会（東京・日経カンファレンスルーム）

講演 1 「表示登記制度から見た地籍図」 清水湛氏（地籍問題研究会幹事）

講演 2 「日本の地籍」 鮫島信行氏（地籍問題研究会幹事）

シンポジウム 1 「東日本大震災と測量」

座長 清水英範氏（地籍問題研究会副代表幹事）

「東日本大震災と地理空間情報」 大木章一氏（国土地理院企画部企画研究官）

「復興測量支援協議会及び支援センターの取り組み状況」 大瀧茂氏（日本測量協会測量技術センター管理部長）

シンポジウム 2 緊急報告～東日本大震災と登記・境界・地図

座長 村田博史氏（地籍問題研究会幹事）

「東日本大震災への法務省・法務局の取組」 西江昭博氏（法務省民事局民事第二課地図企画官）

「土地と建物の震災被害による現状報告」 鈴木洋一氏（宮城県土地家屋調査士会業務部長）

「日本土地家屋調査士会連合会における東日本大震災発生からの取組み」

「～組織としての取組み」 國吉正和氏（東京土地家屋調査士会会長）

「～現場での取組み…滅失建物と土地移動の可視化」 児玉勝平氏（日本土地家屋調査士会連合会業務部長）

2011 年 12 月 10 日（土） 第 2 回定例研究会（東京・早稲田大学 15 号館 102 号教室）

テーマ：東日本大震災の復興における地域再生と土地問題 ～地籍の視点から～

講演 1 「東日本大震災の災害復興と切迫する二大震災の事前復興」 中林一樹氏（明治大学大学院特任教授）

講演 2 「特区制度と地籍・土地所有・利用法制の課題」 安本典夫氏（地籍問題研究会幹事）

報告 1 「東日本大震災と地籍整備」 長嶺行信氏（国土交通省土地・建設産業局地籍整備課国土調査企画官）

報告 2 「東日本大震災への法務省・法務局の取組」 西江昭博氏（法務省民事局民事第二課地図企画官）

報告 3 「東日本大震災と登記・地図・境界（被災後 9 か月、現状と課題）」

菅原唯夫氏（日調連・東北ブロック協議会長（岩手県土地家屋調査士会会長））

報告 4 「登記所の被災により浸水した帳簿等の復旧」 坂本勇氏（地籍問題研究会幹事）

パネルディスカッション（司会・コーディネーター 鎌野邦樹副代表幹事・松岡直武担当幹事）

パネリスト：中林一樹氏、安本典夫氏、長嶺行信氏、西江昭博氏、菅原唯夫氏、岡田潤一郎氏（日本土地家屋調査士会連合会副会長）

2012 年 3 月 17 日（土） 平成 24 年度通常総会及び第 3 回定例研究会
（東京・東京大学農学部弥生講堂一条ホール）

テーマ：森林の適正な利用管理と境界問題

協力：東京大学大学院農学生命科学研究科森林経理学研究室

講演 1 「グローバル化する国土資源と土地制度の盲点」 平野秀樹氏（東京財団研究員）

講演 2 「境界確認・団地化と地域森林管理の再構築」 志賀和人氏（筑波大学大学院生命環境科学研究科教授）

パネルディスカッション（司会・コーディネーター 鮫島信行担当幹事）

パネリスト：志賀和人氏、木村忠雄氏（奈良県宇陀郡御杖村村議会議員）、本郷浩二氏（静岡県農林組合連合会静岡営業所業務部指導係長）、角南国隆氏（国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長）

コメンテーター：瀬口哲義氏（土地家屋調査士）

2012 年 7 月 28 日（土） 第 4 回定例研究会（京都・京都産業大学壬生校地むすびわざ館ホール）

テーマ：地籍およびその周辺問題

協力：京都土地家屋調査士会

総合司会：村田博史担当幹事

報告 1 「『あいちの地籍』（明治前期）について」 福永正光氏（会員）（司会：鮫島信行幹事）

報告 2 「原始筆界の筆界認定における問題点」 飯沼健悟氏（会員）（司会：鎌野邦樹幹事）

報告 3 「国土調査・今後の展開」 塚田利和氏（会員）（司会：村田博史幹事）

報告 4 「地籍 諸外国の研究動向」 藤原豪紀氏（日本土地家屋調査士会連合会研究員）（司会：安本典夫幹事）

報告 5 「フランスにおける土地境界確定と地籍」 小柳春一郎氏（会員）（司会：松岡直武幹事）

特別報告 「韓国の地籍再調査事業推進政策」

申順浩氏（大韓民国・木浦大学校社会科学部地籍学専攻教授、翻訳・戸田和章氏）（司会：村田博史幹事）

2012年10月19日(金) 第5回定例研究会
(北海道・札幌グランドホテル、第8回国際地籍シンポジウムと共催)

メインテーマ：災害からの復興

基調講演 「津波災害後の、インドネシア（アチェ）と日本（東北）における土地権利の擁護と回復」
坂本勇氏（地籍問題研究会幹事）

研究論文発表（海外参加国・地域代表）

2013年3月9日(土) 平成25年度通常総会及び第6回定例研究会
(千葉・明海大学浦安キャンパス講義棟 2206 教室)

テーマ：地籍と教育

特別講演 「東日本大震災での GIS の活用と今後の課題」 醍醐恵二氏（浦安市市長公室 企画政策課行政経営室長）

講演 「金沢工業大学における測量系を含む専門基礎教育について」 鹿田正昭氏（金沢工業大学環境・建築学部教授）

講演 「地籍に係る不動産教育の現状と課題」 林亜夫氏（地籍問題研究会監事）

パネルディスカッション（司会・コーディネーター 林亜夫担当監事）

「高等教育機関における地籍、土地調査、登記等に係る教育の寄付講座による試み」

パネリスト：加藤幸男氏（大阪土地家屋調査士会）、鈴木泰介氏（千葉県土地家屋調査士会）、岡田潤一郎氏（日本土地家屋調査士会連合会）、西浦巨太氏（明海大学不動産学部（学生））、阪本一郎氏（地籍問題研究会幹事）

2013年9月15日(日) 第7回定例研究会（東京・創価大学本部棟 M205 教室）

テーマ：地籍及びその周辺問題

協力：創価大学、東京土地家屋調査士会

総合司会 藤井俊二担当幹事

基調報告 「地租改正と日本の近代的土地所有」 奥田晴樹氏（立正大学文学部教授）

会員からの研究報告（司会：國吉正和担当幹事）

「調査士会 ADR（境界センター）の今後のあり方」 高橋孝一氏（山形県土地家屋調査士会）

「国土調査の問題点」 塚田利和氏（香川県土地家屋調査士会）

「土地家屋調査士法第25条2項と筆界の特定（北海道に限定して）」 山谷正幸氏（旭川土地家屋調査士会）

「縄延びについての一考察」 山口眞平氏（京都土地家屋調査士会）

2013年11月2日(土) 第8回定例研究会（神奈川・桐蔭横浜大学中央棟 C307 号大講義室）

テーマ：地籍図および登記所備付け地図をめぐる諸問題

協力：桐蔭横浜大学、神奈川県土地家屋調査士会、日本土地家屋調査士会連合会

総合司会 松尾英夫担当監事

基調報告 「登記所備付け地図制度の沿革、意義および現状と展望」 清田秀治氏（法務省民事局民事第二課補佐官）

「地籍図制度の沿革、意義および現状と展望」 檜山洋平氏（国土交通省土地・建設産業局地籍整備課課長補佐）

パネルディスカッション 「地籍図および登記所備付け地図をめぐる諸問題」

コーディネーター：佐川祐介氏（神奈川県土地家屋調査士会研修部長）

パネリスト：吉田和彦氏（公益社団法人全国国土調査協会西部事務所長）、山田哲夫氏（公益社団法人神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会副理事長）、大竹正晃氏（神奈川県土地家屋調査士会総務部長）、江本修二氏（東京法務局民事行政部不動産登記部門次席登記官）、小野伸秋氏（日本土地家屋調査士会連合会研究所長）

土地の筆界に関する 「地域の慣習（地図等の歴史的資料類）」の研究

土地家屋調査士は、日常行う土地分筆登記・境界鑑定業務・筆界特定・土地家屋調査士会が運営するADR等の場面において、地域や時代ごとに異なる「土地の筆界に関する慣習」を理解した判断が求められることから、平成14年8月1日施行された土地家屋調査士法の改正において、下記のとおり法定化された。

私たち土地家屋調査士は、土地の筆界（境界）について、丁寧に歴史をひも解き、「人」と「土地」と「未来」を調和させるといった、とても人間らしく温かい資格者を目指してきたところである。

現在、登記所に備え付けられている筆界に関する資料である公図は、明治時代に作成されたものが大半を占めており、それらは全国の各府県により異なった作業基準で作成されたことが判明している。つまり、土地の筆界を取扱うにあたっては、その業務を行う地域における土地の筆界の形成された歴史的経緯、また土地の筆界を明らかにするための当該地域特有の取扱いを熟知する必要がある。

これらの研究が、社会の期待に応えており、登記事務にとどまらず司法の場においても有効な資料として活用されている。

土地家屋調査士法【抜粋】

(研修)

第25条 調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

2 調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

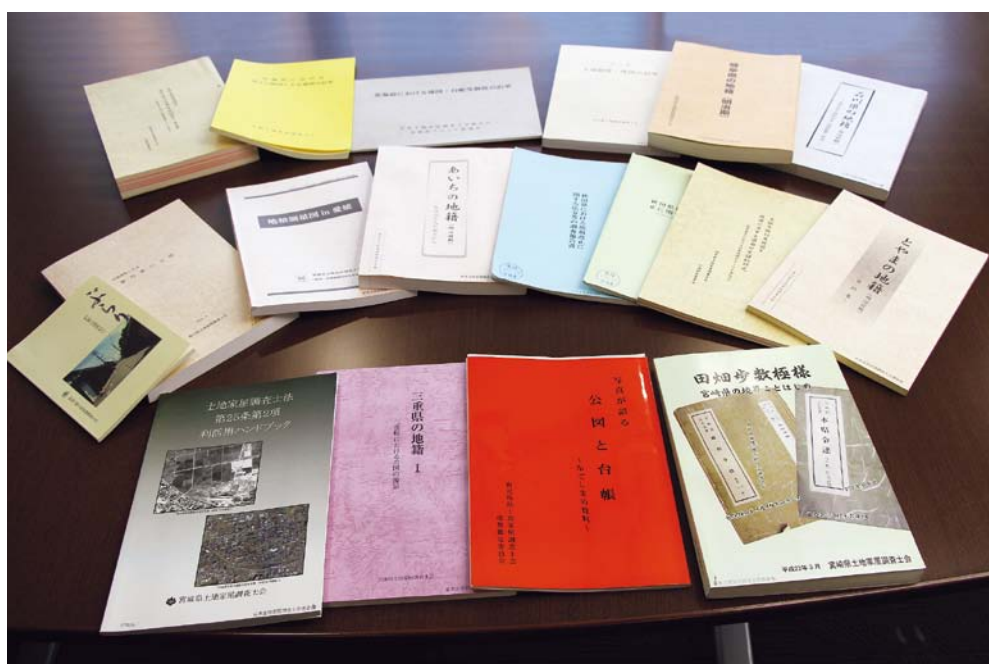
土地家屋調査士は、全国の各土地家屋調査士会又は会員が研究を行うとともに研修会を開催し、その資質の向上を図るよう努めている。

全国の土地家屋調査士会のとりまとめの成果のうち、冊子として編纂されているものについて、次頁へ掲載した。

● 土地家屋調査士会が保有する土地家屋調査士法第 25 条第 2 項に規定する「地域の慣習」に関わる地図等の歴史的資料（書籍）類

平成 25 年 10 月 1 日現在

発行月	書籍名	土地家屋調査士会
昭和 52 年 3 月	沖縄県 沖縄の地籍 ー現状と対策ー	沖縄県土地家屋調査士会
平成 4 年 12 月	沖縄県 沖縄登記関係法令集	沖縄県土地家屋調査士会
平成 17 年 10 月	秋田県における地租改正に関する法令等調査報告書	秋田県土地家屋調査士会
平成 17 年 10 月	秋田県における地租改正に関する法令等調査報告書 (公図は平板測量によって作られた)	秋田県土地家屋調査士会
平成 18 年 3 月	土地境界鑑定ハンドブック	千葉県土地家屋調査士会
平成 18 年 3 月	山口県土地制度・地図の沿革	山口県土地家屋調査士会
平成 18 年 11 月	「北海道における地図・台帳等制度の沿革」	北海道ブロック協議会 (札幌、函館、旭川、釧路各土地家屋調査士会)
平成 19 年 10 月	暫定版 愛媛の地租改正 (資料編)	愛媛県土地家屋調査士会
平成 19 年 10 月	写真が語る公図と台帳 ～かごしまの資料～	鹿児島県土地家屋調査士会
平成 20 年 6 月	茨城県における地方の慣習による地図の沿革	茨城土地家屋調査士会
平成 20 年 12 月	ぶらり～和歌山境界紀行～	和歌山県土地家屋調査士会
平成 21 年 2 月	土地家屋調査士法第 25 条第 2 項活用ハンドブック	宮城県土地家屋調査士会
平成 21 年 8 月	地積測量図 IN 愛媛	愛媛県土地家屋調査士会
平成 21 年 11 月	岐阜県の地籍 (明治期)	岐阜県土地家屋調査士会
平成 22 年 3 月	土地台帳付属地図と地図に準ずる図面の実証的研究 (福井県下に於ける付属地図のルーツを尋ねて)	福井県土地家屋調査士会
平成 22 年 3 月	旧香南町にみる 香川県の公図 I	香川県土地家屋調査士会
平成 22 年 12 月	三重県の地籍 三重県における公図の源泉	三重県土地家屋調査士会
平成 23 年 3 月	旧大川町にみる 香川県の公図 II	香川県土地家屋調査士会
平成 23 年 3 月	田畑歩数極様 ～宮崎県の境界ことはじめ～	宮崎県土地家屋調査士会
平成 24 年 3 月	土地台帳付属地図と地図に準ずる図面の実証的研究 (福井県下に於ける付属地図のルーツを尋ねて) 第 2 集	福井県土地家屋調査士会
平成 24 年 3 月	あいちの地籍 (明治前期) ー地図読み人の視点からー	愛知県土地家屋調査士会
平成 25 年 3 月	とやまの地籍 (明治前期) ー資料集	富山県土地家屋調査士会
平成 25 年 3 月	石川県の地籍 (明治前期) ー地租改正・地押調査・地籍編纂と地図	石川県土地家屋調査士会
平成 25 年 3 月	岐阜県の地籍 (明治期) 補巻	岐阜県土地家屋調査士会
平成 25 年 3 月	三重県の地籍 用語集 第一版	三重県土地家屋調査士会



第 9 章

土地家屋調査士が 歩み続けた道

1. 土地家屋調査士制度の誕生
2. 日本土地家屋調査士会連合会の歩み
並びに土地家屋調査士制度
及び不動産登記制度の変遷

1 土地家屋調査士制度の誕生

土地家屋調査士法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 228 号）制定に至る沿革は、以下のとおりである。これについては、日本土地家屋調査士会連合会が発行する周年記念誌や会史及び藤原政弥氏の著書「日本を測る人々」（武蔵野書房）に、その経緯資料や当時の有力尽力者の方の気概が詳細にも記載されているが、土地家屋調査士白書の初版の発行に当たり、その概要を記すものである。

胎動期の概要

徳川幕府の大政奉還によって成立した明治政府は、わが国において初めて国民に土地の所有権を認め、地租、家屋税は国政運営の重要な財源となった。後に、政府は全国各地の税務署に土地調査員を配置したが、徴税の公正を期するために必要な全国の土地を一律正確に調査、測量するまでには至らなかった。

昭和の初頭、一説には大正時代からといわれているが、名古屋税務監督局管内の各税務署においては、特に地租、家屋税に関して申告制度ではあっても、無申告による脱税に嚴重な対策を講じており、市町村を通じて土地建物の所有者に申告を促す必要があった。

また、申告がなされても専門家の手を経ないものは不備が多く、未処理事件が山積することとなる事情から、名古屋局管内の 6 県には市町村長の推薦により、各税務署長から囑託を受けた土地調査員という職が置かれて、土地建物の調査、測量、申告手続等を行っていた。

そのような中、昭和 2 年、信州松本税務署において法制定運動の烽火があがった。

時の署長の植木庚子郎氏（後の法務大臣）は、昭和 3 年、当時管内に散在していた約 240 名の土地調査員（内 2 割は市町村吏員）に結集を呼びかけ、土地調査員に国家資格を与えることによる業界の刷新を提唱した。それに共鳴した中島 實、赤羽多知雄両氏は同運動の基盤とするため、昭和 4 年、官民協力して同署管内に松本土地調査員会を結成し、また拡張して県内の調査員会をまとめ、昭和 13 年に聯合会的な長野県土地調査員会を創設して、他府県に協力連携を呼びかけた。

しかし、他府県には調査員の組織が不完全であったため、了解を得て爾後、国会請願の全国運動は長野県が主体となって行うこととなり、同運動の正副会長に中島 實、赤羽多知雄両氏を選任し、昭和 16 年、従来の囑託員制度を免許制度に改正することの請願書を初めて国会に提出し、その後、数度に亘る請願運動を展開した。

昭和 20 年に至り、戦後日本はアメリカ軍による軍政によって支配され、激変した国会情勢に対処して運動方針も大転換し、昭和 24 年、従来の政府提案方式を改めて、アメリカ流の議員立法方式に切り替え、八方努力した結果、法案は昭和 25 年 7 月臨時国会及び GHQ を無事通過したのである。

土地整理士法制定運動

〔第1回請願〕

昭和16年2月17日 衆議院に請願提出（赤羽多知雄 外313名）

同 2月22日 請願文書表第382号で受理

同 2月25日 採択可決決定

法文作成に至らず。

〔第2回請願〕

昭和17年1月30日 衆議院に請願提出（赤羽多知雄 外371名）

同 2月6日 請願文書表第45号で受理

同 2月25日 衆議院採択可決決定（3月3日、貴族院に送付）

同 3月12日 貴族院採択可決決定

法文作成に至らず。

〔第3回請願〕

昭和18年3月23日、第81議会の衆議院建議委員会に小野秀一議員から建議。

建議文書（第25号）要旨「去る第78議会及び第79議会で通過しているにもかかわらず未だに法文化されないのは不当であるから速やかに本法の制定を要望する。」

満場一致可決されるも、太平洋戦争苛烈化に伴い終戦まで運動も一時中止となる。

戦後の土地家屋調査士法制定運動

昭和21年 松本土地調査員会長の中島實先生から、東京に近い諏訪の会長の林義成先生に運動の先達が引き継がれる。（長野県から全国的運動への転換）

昭和22年 「土地家屋整理士法制定に関する請願」

長野県土地家屋調査員 林義成 外419名

※ 家屋税の関係から、ここで初めて「家屋」という言葉が現れてくる。また、調査員では役割的であるとのことから、「土地家屋整理士」の名称にする予定のところ、当時使用していた「土地家屋調査員」の員が士となって、後に日の目を見ることとなる。

戦前同様に法案化されず、以後、請願運動は昭和24年に至る。

昭和24年 降旗徳弥先生（逓信大臣、後の連合会初代会長）を通じ議員提案に動く。

家令昌紀先生（日本測量士会長、後の連合会2代会長）らの協力を得る。

※ 測量士の登録資格規定を織り込んだ測量法（昭和24年6月3日法律第188号）は厳重で、一般の測量実務家の既得権は認められず、試験を受けなければ資格が得られないことから、その救済のための測量法一部改正と土地家屋調査士法成立を互いに協力して運動することとなった。

昭和25年5月 シャープ勧告の税制改革による台帳制度改正の流れの後押しもあり、法案成立が期待されたが、国税を地方税へ移譲する法案が審議未了となったため、土地家屋調査士法も審議未了となる。（同時に提案されていた司法書士法は、地方税と関係がないため、5月22日法律第197号として制定、即日施行された。）

昭和25年7月31日 第8回臨時国会に税法改正案と共に再提出され、「土地家屋調査士法」制定公布となる。

日本土地家屋調査士会連合会の歩み並びに 土地家屋調査士制度及び不動産登記制度の変遷

日本土地家屋調査士会連合会の歩み並びに土地家屋調査士制度及び不動産登記制度のこれまでの変遷の概要である。

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
昭和 25 (1950) 年	降旗徳弥 (元逋信大臣) 昭和 25 年 11 月 13 日～昭和 27 年 5 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 11 月 13 日、全国土地家屋調査士会連合会設立準備委員会（長野県諏訪市吉田屋別館） ● 11 月 13 日、全国土地家屋調査士会連合会設立総会（長野県諏訪市吉田屋別館） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 7 月 31 日、土地家屋調査士法制定（法律第 228 号） ● 土地家屋調査士の資格（民事局長通達） <ul style="list-style-type: none"> ① 選考により土地家屋調査士となる資格 ② 法附則第 2 項該当者認否 	<ul style="list-style-type: none"> ● 7 月 31 日、土地台帳法等の一部を改正する法律（法律第 227 号）〔関係法令〕 地方税法（法律第 226 号）
昭和 26 (1951) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 5 月 26 日、全国土地家屋調査士会連合会理事会（第 2 回総会）（東京都参議院会館第 1 号会議室） ● 10 月、土地家屋調査士会員徽章制定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 6 月 4 日、土地家屋調査士法一部改正（法律第 195 号）〔建築士法の一部を改正する法律附則 3 項による改正〕・資格（建築士）の追加 ● 法附則第 2 条該当者の認否等単に台帳登録申告手続のみを業としていた者は法附則第 2 項に該当しない。（民事局長通達） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 4 月 20 日、不動産登記法の一部改正（法律第 150 号） ● 6 月 29 日、不動産登記法施行細則一部改正（法務府令第 150 号）〔関係法令〕 土地改良登記令（政令第 146 号） 国土調査法（法律第 180 号）
昭和 27 (1952) 年	家令昌紀 (所属：東京土地家屋調査士会) 昭和 27 年 5 月 17 日～昭和 28 年 6 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 5 月 17 日、第 3 回全国土地家屋調査士会連合会総会（東京都参議院会館第 1 号会議室） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 7 月 31 日、土地家屋調査士法一部改正（法律第 268 号）〔法務府設置法等の一部を改正する法律 37 条による改正〕 	<ul style="list-style-type: none"> ● 7 月 31 日、法務府設置法等の一部を改正する法律（法律第 268 号）〔関係法令〕 農地法（法律第 229 号）
昭和 28 (1953) 年	長田正雄 (所属：東京土地家屋調査士会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 6 月 26 日、第 4 回全国土地家屋調査士会連合会総会（東京都参議院会館第 1 号会議室） 		<ul style="list-style-type: none"> ● 8 月 8 日、農地法による不動産登記に関する政令（政令第 173 号）
昭和 29 (1954) 年	昭和 28 年 6 月 26 日～昭和 30 年 6 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 5 月 25 日、第 5 回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都参議院会館第 1 号会議室） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地家屋調査士試験合格証を紛失した場合は再交付できないが証明願があれば交付できる。（民事局長通達） 	
昭和 30 (1955) 年	内山勝衛 (所属：埼玉土地家屋調査士会) 昭和 30 年 6 月 6 日～昭和 35 年 5 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 6 月 6 日、第 6 回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都参議院会館第 1 号会議室） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村官吏で土地家屋調査士業務を営もうとする者でない限り登録はできない。（民事局長通達） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3 月 20 日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第 134 号）
昭和 31 (1956) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 3 月 1 日、第 7 回全国土地家屋調査士会連合会臨時総会（東京都参議院会館第 1 号会議室） ● 6 月 14 日、第 8 回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（神奈川県箱根湯元三味荘） ● 11 月 1 日、連合会会報発行開始 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3 月 22 日、土地家屋調査士法一部改正〔第一次改正〕（法律第 19 号）・強制会、強制加入、会則の大臣認可制度土地家屋調査士の法令・会則等の遵守（民事局長通達） 	
昭和 32 (1957) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 5 月 19～20 日、第 9 回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（岐阜県稲葉郡鷺沼町城山荘） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地家屋調査士の年計報告書・事件簿の取扱い（民事局長通達） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 7 月 9 日、不動産登記事務取扱手続準則制定（民事甲第 1127 号民事局長通達）
昭和 33 (1958) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 6 月 5～6 日、第 10 回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市志ほみや本館） 		

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
昭和 34 (1959) 年		<ul style="list-style-type: none"> 5月16～17日、第11回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市暖海荘） 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士は土地家屋調査士の業務に属する申請手続をすることができない。（民事局長通達） 	<ul style="list-style-type: none"> 8月14日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第45号）
昭和 35 (1960) 年	金井光次郎 (所属：東京土地家屋調査士会) 昭和35年5月20日～昭和44年5月16日	<ul style="list-style-type: none"> 5月20日、第12回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（兵庫県有馬温泉中之坊） 	<ul style="list-style-type: none"> 3月31日、土地家屋調査士法一部改正〔不動産登記法の一部を改正する等の法律附則17条による改正〕（法律第14号） 土地家屋調査士の登録資格土地家屋調査士法附則第3項により調査士となる資格を有する者は昭和35年9月30日までに登録を受けない限り登録資格を喪失する。（民事局長通達） 	<ul style="list-style-type: none"> 3月31日、不動産登記法の一部改正等（法律第14号）・登記簿と台帳の一元化 3月31日、不動産登記法施行細則一部改正等（法務省令第10号） 8月5日、不動産登記法施行令制定（政令第228号）
昭和 36 (1961) 年		<ul style="list-style-type: none"> 5月13日、第13回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市富士屋ホテル） 	<ul style="list-style-type: none"> 5月13日、土地家屋調査士法制定10周年記念式典（静岡県熱海市富士屋ホテル） 	<ul style="list-style-type: none"> 10月13日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第42号）
昭和 37 (1962) 年		<ul style="list-style-type: none"> 5月20日、第14回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（神奈川県湯河原町大伊豆旅館） 10月20～21日、事務取扱者研修会（現在の会長会議の前身）（東京都中央区銀座ホテル） 		<ul style="list-style-type: none"> 3月20日、不動産登記法第17条の規定による地図備付けについて（民事甲第369号民事局長通達） 4月4日、建物の区分所有等に関する法律の制定（法律第69号） 4月20日、不動産登記事務取扱手続準則全文改正（民事甲第1175号民事局長通達） 4月28日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第39号） <p>〔関係法令〕 5月10日、住居表示に関する法律制定（法律第119号）</p>
昭和 38 (1963) 年		<ul style="list-style-type: none"> 5月13日～14日、第15回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（福島県飯坂町若喜本店） 11月16日、全国指導者協議会（東京都中央区共済会館） 	<ul style="list-style-type: none"> 法務局長の監督権限 地方法務局長からの土地家屋調査士の懲戒処分の内議は、法務局長が認可又は承認する。（民事局長通達） 	<ul style="list-style-type: none"> 3月14日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第18号） 4月15日、不動産登記事務取扱手続準則全文改正（民事甲第931号民事局長通達）
昭和 39 (1964) 年		<ul style="list-style-type: none"> 5月15～16日、第16回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市西熱海ホテル） 11月19日、指導者研究会（静岡県熱海市西熱海ホテル） 		<ul style="list-style-type: none"> 3月30日、不動産登記法の一部改正（法律第18号） 3月31日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第48号） 4月1日、不動産登記記載例について（民事甲第839号民事局長通達）
昭和 40 (1965) 年		<ul style="list-style-type: none"> 5月17～18日、第17回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市西熱海ホテル） 11月15～16日、指導者協議会（和歌山県勝浦市ホテル浦島） 	<ul style="list-style-type: none"> 3月31日、琉球土地家屋調査士会の加入（沖縄本土復帰を前提として加入） 	<ul style="list-style-type: none"> 3月31日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第15号）
昭和 41 (1966) 年		<ul style="list-style-type: none"> 5月16～17日、第18回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市ニューフジヤホテル） 11月13～14日、全国指導者協議会（兵庫県有馬温泉有馬グランドホテル） 	<ul style="list-style-type: none"> 5月16日、土地家屋調査士法制定15周年記念式典（静岡県熱海市ニューフジヤホテル） 	<ul style="list-style-type: none"> 3月1日、土地の地積又は建物の床面積を平方メートルによる単位で表示する場合の換算率及び換算方法等について（民事甲第279号民事局長通達）

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
			<ul style="list-style-type: none"> ● 6月30日、土地家屋調査士法一部改正（法律第98号）〔審議会等の整理に関する法律6条による改正〕 ● 審議会等の整理に関する法律制定 ● 法務省に土地家屋調査士試験委員を置く。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月26日、登記の申請書に不動産の表示をする場合の取扱いについて（民事甲第1011号民事局長通達）
昭和42 (1967)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 3月27日、連合会事務所移転（東京都港区） ● 5月21～22日、第19回全国土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市ニューフジヤホテル） ● 8月23～24日、第20回全国土地家屋調査士会連合会臨時総会（静岡県熱海市西熱海ホテル） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月12日、土地家屋調査士法一部改正（法律第36号）〔登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律10条による改正〕 ● 7月18日、土地家屋調査士法一部改正（法律第66号）〔司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律2条による改正〕 ● 土地家屋調査士会及び連合会に法人格付与 ● 「全国土地家屋調査士会連合会」を「日本土地家屋調査士会連合会」と名称変更した。（第20回臨時総会決議。法人設立の年月日は昭和42年12月15日） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月1日、不動産登記記載例について（民事甲第600号民事局長通達） 〔関係法令〕 6月12日、登録免許税法（法律第35号）
昭和43 (1968)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 5月12～13日、第21回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市西熱海ホテル） ● 12月21～22日、全国指導者協議会（石川県山中温泉岩間荘） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産登記法第17条地図作製モデル作業開始 	
昭和44 (1969)年	<p>中山松一 (所属：東京土地家屋調査士会) 昭和44年5月16日～昭和45年3月2日 (昭和45年3月4日～同5月16日まで山本凱信(所属：兵庫県土地家屋調査士会)氏が会長代行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 5月15～16日、第22回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市西熱海ホテル） ● 10月22～23日、全国指導者協議会（静岡県伊豆船原ホテル） 		
昭和45 (1970)年	<p>山本凱信 (所属：兵庫県土地家屋調査士会) 昭和45年5月18日～昭和48年5月24日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 5月15～16日、第23回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（神奈川県箱根湯元県立箱根観光会館） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 10月19日、土地家屋調査士法制定20周年記念全国大会（東京都千代田区日比谷公会堂） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月1日、不動産登記記載例について（民事甲第966号民事局長通達）
昭和46 (1971)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 2月27日、全国会長会議（静岡県浜松市遠鉄ホテル） ● 5月17～18日、第24回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市南明ホテル） ● 9月14日、連合会機構改革 		<ul style="list-style-type: none"> ● 3月15日、不動産登記事務取扱手続準則改正（民事甲第557号民事局長通達） ● 10月1日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第47号）
昭和47 (1972)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 3月17～18日、全国会長会議（広島県宮島町宮島観光会館） ● 5月11～12日、第25回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市ニューフジヤホテル） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産調査士という名称は土地家屋調査士法第19条第2項に抵触する。（民事局長回答） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月22日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第79号）
昭和48 (1973)年	<p>多田光吉 (所属：千葉県土地家屋調査士会) 昭和48年5月24日～昭和52年6月21日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2月23～24日、全国会長会議（三重県鳥羽市ホテル鯛池） ● 5月23～24日、第26回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（神奈川県箱根市箱根小湧園） ● 土地家屋調査士会員徽章変更 		<ul style="list-style-type: none"> ● 3月5日、国土調査法第20条第1項の規定により登記所に送付される地籍図の写しの材質をポリエステルフィルムにすることについて（民三第1886号民事局長通達）

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
		<ul style="list-style-type: none"> ● 11月8日、全国企画部長会同（東京都港区共済会館） ● 11月22～23日、全国会長会議（宮崎県宮崎市サンホテルフェニックス） 		
昭和49 (1974)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 5月15～16日、第27回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市つるやホテル） ● 11月6～7日、全国会長会議（宮城県宮城郡松島町ホテルニュー小松） ● 11月26日、全国広報部長会同（東京都港区虎ノ門会館） 		[関係法令] 10月1日、商法の一部を改正する法律（法律第21号） 10月1日、商法の法律を改正する法律（法律第23号） 10月1日、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（法律第22号）
昭和50 (1975)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 3月17～18日、全国総務・経理・厚生部長会同（東京都千代田区全国町村会館） ● 6月19～20日、第28回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都港区高輪ホテルパシフィック） ● 11月8～9日、全国会長会議（香川県高松市高松国際ホテル） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月19日、土地家屋調査士法制定25周年記念式典（東京都港区高輪ホテルパシフィック） 	
昭和51 (1976)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 3月1日、綱紀委員長会同（東京都港区虎ノ門会館） ● 6月17～18日、第29回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市つるやホテル） ● 9月13～14日、全国会長会議（北海道登別温泉第1涌本館） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月1日、表示登記の日を「4月1日」と設定 	
昭和52 (1977)年	池田信治 (所属：大阪土地家屋調査士会) 昭和52年6月21日～昭和53年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月20～21日、第30回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市つるやホテル） ● 11月9～10日、全国会長会議（東京都港区高輪ホテルパシフィック） ● 11月10日、共済会支部長会議（東京都港区高輪ホテルパシフィック） 		<ul style="list-style-type: none"> ● 9月3日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第54号） ● 9月3日、不動産登記事務取扱手続準則改正（民三第4473号民事局長通達）
昭和53 (1978)年	多田光吉 (所属：千葉県土地家屋調査士会) 昭和53年10月26日～平成元年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月31日、全国会長会議【緊急】（東京都港区新橋第一ホテル） ● 4月20日、全国会長会議【緊急】（東京都千代田区全国町村議員会館） ● 6月1日、第31回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（京都府京都市京都国際会館） ● 10月2日、厚生担当者会同（東京都千代田区農林年金会館） ● 10月25～26日、第32回日本土地家屋調査士会連合会臨時総会（静岡県熱海市つるやホテル） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月23日、土地家屋調査士法一部改正（法律第82号）（司法書士法の一部を改正する法律附則7項による改正） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 10月1日、仮登記担保契約に関する法律（法律第78号）
昭和54 (1979)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 3月24日、全国会長会議（東京都千代田区都市センターホテル） ● 4月6日、第33回日本土地家屋調査士会連合会臨時総会（東京都港区日本女子会館） ● 6月8～9日、第34回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市つるやホテル） ● 8月25日、厚生担当者会同（東京都千代田区農林年金会館） ● 9月4日、広報担当者会同（東京都千代田区農林年金会館） ● 11月13日、全国会長会議（福井県芦原温泉芦原町公民館） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月18日、土地家屋調査士法一部改正（第二次改正）（法律第66号） ・職責の明確化 ・業務内容の付加 ・特認事項及び欠格事由の整備 ・試験制度の整備 ・登録入会手続の一本化 ・土地家屋調査士に対する注意勧告権の付与・連合会に対する建議権の付与 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月31日、不動産登記記載例について（民三第2112号民事局長通達）

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
昭和55 (1980)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 6月5日、第35回日本土地家屋調査士連合会定時総会（東京都港区高輪ホテルパシフィック） ● 10月21～22日、自家共済担当者会同（東京都千代田区農林年金会館） ● 11月13～14日、綱紀委員長会同（東京都港区日本女子会館） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月6日、土地家屋調査士法制定30周年記念式典（東京都港区高輪ホテルパシフィック） 	
昭和56 (1981)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 2月6～7日、全国会長会議（広島県広島市市町村職員共済組合新八丁掘会館） ● 6月11～12日、第36回日本土地家屋調査士連合会定時総会（静岡県熱海市つるやホテル） ● 10月26～27日、経理・厚生担当者会同（静岡県熱海市つるやホテル） ● 11月12～13日、全国会長会議（佐賀県嬉野町和多屋別荘） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月22日、土地家屋調査士法制定30周年記念座談会（法務省大会議室） 	
昭和57 (1982)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 6月10～11日、第37回日本土地家屋調査士連合会定時総会（東京都千代田区ホテルグランドパレス） ● 10月20～21日、全国会長会議（福島県若松市東山グランドホテル） ● 11月12～13日、広報担当者会同（静岡県熱海市つるやホテル） 		
昭和58 (1983)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 2月5～6日、綱紀委員長会同（東京都千代田区サンケイ会館） ● 2月15～16日、公共事業担当者会同（静岡県熱海市つるやホテル） ● 6月10～11日、第38回日本土地家屋調査士連合会定時総会（静岡県熱海市つるやホテル） ● 10月18～19日、厚生担当者会同（東京都渋谷区千代田生命研修センター） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 5月20日、土地家屋調査士法一部改正（法律第44号）〔建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律附則6項による改正〕 	<ul style="list-style-type: none"> ● 5月21日、建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部改正（法律第51号） ● 建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令219）
		<ul style="list-style-type: none"> ● 11月18～19日、企画担当者会同（神奈川県箱根湯本ホテルおかだ） ● 11月24～25日、全国会長会議（高知県高知市三翠園ホテル） 		<ul style="list-style-type: none"> ● 区分建物移行作業（建物の区分所有等に関する法律及び不動産登記法の一部を改正する法律、附則第5条乃至第8条） ● 10月21日、不動産登記法施行細則一部改正（法務省令第34号） ● 11月10日、不動産登記記載例について（民三第6400号民事局長通達）
昭和59 (1984)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 6月15～16日、第39回日本土地家屋調査士連合会定時総会（静岡県伊東市ハトヤホテル） ● 10月11～12日、企画担当者会同（東京都港区虎ノ門パストラル） ● 11月30～12月1日、全国会長会議（千葉県千葉市ホテルニューツカモト） 		
昭和60 (1985)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 6月13～14日、第40回日本土地家屋調査士連合会定時総会（静岡県伊東市ハトヤホテル） ● 7月30～31日、企画担当者会同（東京都千代田区ダイヤモンドホテル） ● 8月5～6日、公共事業担当者会同（東京都千代田区日本都市センター） ● 11月1日、連合会事務所移転（東京都文京区） 	<ul style="list-style-type: none"> ● (第40回定時総会)、土地家屋調査士倫理綱領制定 ● 6月28日、土地家屋調査士法一部改正〔司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律2条による改正〕（法律第86号）・連合会への登録事務移譲・公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度化・罰則規定の整備、強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 5月1日、電子情報処理組織による登記事務の円滑化のための措置等に関する法律（法律第23号） ● 6月7日、登記特別会計法（法律第54号）施行：昭和60年7月1日

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
昭和 61 (1986) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1月23～24日、全国会長会議（東京都文京区連合会会議室） ● 1月24日、第41回日本土地家屋調査士会連合会臨時総会（東京都文京区連合会会議室） ● 5月29～30日、登録事務担当者会同（東京都文京区連合会会議室） ● 6月12～13日、第42回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県伊東市ハトヤホテル） ● 9月8～9日、全国会長会議（栃木県藤原町鬼怒川温泉あさやホテル） ● 10月14～15日、企画担当者会同（東京都文京区連合会会議室） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1月24日、土地家屋調査士法制定35周年／会館落成記念式典（東京都千代田区ホテルエドモント） 	
昭和 62 (1987) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 6月11～12日、第43回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都千代田区ホテルエドモント） ● 7月29～30日、企画担当者会同（東京都文京区連合会会議室） ● 11月9～10日、全国会長会議（石川県小松市法師） 		
昭和 63 (1988) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 2月26～27日、厚生・共済担当者会同（東京都文京区連合会会議室） ● 6月8～9日、第44回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県伊東市ハトヤホテル） ● 10月28～29日、全国会長会議（大阪府箕面市箕面観光ホテル） 		<ul style="list-style-type: none"> ● 東京法務局板橋出張所において、登記簿の最初のコンピュータ化稼働
平成元 (1989) 年	三浦福好 (所属：神奈川県土地家屋調査士会) 平成元年6月20日～平成7年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月1日、消費税に関する担当者会同（東京都千代田区ホテルエドモント） ● 4月24日、公共事業担当者会同（東京都文京区連合会会議室） ● 6月19～20日、第45回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県伊東市ハトヤホテル） ● 7月28～29日、企画担当者会同（東京都文京区連合会会議室） ● 10月26～27日、全国会長会議（岩手県花巻温泉ホテル千秋閣） 		
平成 2 (1990) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 5月1～2日、厚生担当者会同（東京都千代田区八重洲富士屋ホテル） ● 6月20日、第46回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都港区高輪ホテルパシフィック） ● 11月7～8日、全国会長会議（神奈川県箱根湯元ホテルおかだ） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月20日、土地家屋調査士制度制定40周年記念式典（東京都港区高輪ホテルパシフィック） 	
平成 3 (1991) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 4月1日、連合会機構改革 ● 6月10～11日、第47回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県伊東市ハトヤホテル） ● 10月16～17日、報酬担当者会同（静岡県熱海市つるやホテル） ● 10月27～28日、全国会長会議（福岡県福岡市ホテル日航福岡） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 11月22日、報酬体系変更、改正報酬額表民三第5784号認可、12月1日施行 	
平成 4 (1992) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1月17～18日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルエドモント） ● 6月18～19日、第48回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都千代田区ホテルエドモント） 		
平成 5 (1993) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1月13～14日、全国会長会議（東京都文京区連合会会議室） ● 6月15～16日、第49回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（静岡県熱海市ホテル水葉亭） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 11月12日、土地家屋調査士法一部改正〔行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律37条による改正〕（法律第89号） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 4月23日、不動産登記法の一部改正（法律第22号）

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
		<ul style="list-style-type: none"> ● 12月20～21日、境界鑑定研究講座〈パイロット研修〉(東京都文京区連合会会議室) 		<ul style="list-style-type: none"> ● 7月29日、不動産登記法施行細則一部改正(法務省令第32号) ● 7月29日、不動産登記事務取扱手続準則一部改正(民三第5319号民事局長通達)
平成6 (1994)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1月12～13日、全国会長会議(東京都文京区連合会会議室) ● 2月13～15日、業務(企画)担当者会同(静岡県熱海市ホテル水葉亭) ● 3月17～18日、指導者養成研修講座〈パイロット研修〉(東京都文京区連合会会議室) ● 6月13～14日、第50回日本土地家屋調査士会連合会定時総会(静岡県熱海市ホテル水葉亭) ● 7月20～21日、広報担当者会同(千葉県千葉市富士通システムラボラトリ) ● 8月24～25日、境界鑑定研究講座〈パイロット研修〉(東京都文京区連合会会議室) ● 9月5～6日、登録事務研修会(静岡県熱海市ホテル大野屋) ● 10月3日、全国会長会議(長野県松本市美ヶ原温泉ホテル) ● 10月20～21日、経理担当者会同(東京都文京区連合会会議室) ● 11月16～18日、境界鑑定研究講座〈パイロット研修〉(東京都文京区連合会会議室) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 10月3日、全国土地家屋調査士松本大会(長野県松本市松本市民会館) 土地家屋調査士制度発祥の地碑建立、序幕(長野県松本市ライラック公園) 	
平成7 (1995)年	水上要蔵 (所属：東京土地家屋調査士会) 平成7年6月20日～平成13年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ● 1月11～12日、全国会長会議(東京都文京区連合会会議室) ● 3月4～8日、初級研修(神奈川県綾瀬市石川島研修センター) ● 4月10日、全国土地家屋調査士松本大会「決議」の取扱い「法務省へ要望書提出」 ● 6月19～20日、第51回日本土地家屋調査士会連合会定時総会(東京都港区高輪ホテルメリアンパシフィック東京) ● 9月6～7日、広報担当者会同(富士通システムラボラトリ) ● 11月16～17日、総務担当者及び綱紀委員長会同(東京都目黒区五反田ゆうぼうと) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月27日、土地家屋調査士の処理件数及び報酬額の報告の廃止(法務省令第14号)、4月1日施行 ● 6月19日、土地家屋調査士制度制定45周年記念式典(東京都港区高輪ホテルメリアンパシフィック東京) 	
平成8 (1996)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1月11～12日、全国会長会議(東京都文京区連合会会議室) ● 1月22～24日、境界鑑定研究講座(東京都文京区連合会会議室) ● 2月5～9日、初級研修(Aコース)(ソキア研修所) ● 3月4～8日、初級研修(Bコース)(ソキア研修所) ● 6月17～18日、第52回日本土地家屋調査士会連合会定時総会(東京都港区高輪ホテルメリアンパシフィック東京) ● 9月4～5日、財務(厚生)担当者会同(静岡県熱海市後楽園ホテル) ● 10月23～24日、基準点測量研修(東京都目黒区五反田ゆうぼうと) ● 10月28～29日、全国会長会議(東京都目黒区五反田ゆうぼうと) 		

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
平成9 (1997)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1月13～14日、全国会長会議（東京都文京区連合会会議室） ● 1月20～22日、境界鑑定研究講座（東京都文京区連合会会議室） ● 6月16～17日、第53回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都港区高輪ホテルパシフィックメリディアン東京） ● 10月30～11月1日、基準点測量講座（静岡県熱海市ホテル水葉亭） ● 11月27～28日、業務担当者会同（静岡県熱海市ホテル水葉亭） 		
平成10 (1998)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1月12～13日、全国会長会議（東京都新宿区京王プラザホテル） ● 1月22～24日、境界鑑定研究講座（静岡県熱海市翠光園ホテル） ● 6月18～19日、第54回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都港区高輪ホテルパシフィックメリディアン東京） ● 日本土地家屋調査士会連合会に常勤役員制導入決議（第54回定時総会） ● 9月27～28日、基準点測量講座（東京都中野区セミナープラザ東中野） ● 11月6～7日、全国会長会議（静岡県熱海市後楽園ホテル） ● 11月22～23日、境界鑑定研究講座（東京都中野区セミナープラザ東中野） ● 11月24～25日、ブロック新人研修担当者会同（東京都文京区連合会会議室） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 4月7日、土地家屋調査士の補助者の員数制限規定の廃止（法務省令第17号）、10月1日施行 	
平成11 (1999)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 2月25～26日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルエドモント） ● 6月25～26日、第55回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都新宿区京王プラザホテル） ● 10月29日、全国会長会議（静岡県伊東市ハトヤホテル） ● 10月30日、制度制定50周年記念事業担当者会同（静岡県伊東市ハトヤホテル） ● 11月22～23日、地籍問題研究講座（東京都中野区セミナープラザ東中野） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地家屋調査士試験問題の公表・持ち帰りが認められる。（平成11年度の土地家屋調査士試験から） ● 12月8日、土地家屋調査士法一部改正〔民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律8条による改正〕（法律第151号） ● 12月22日、土地家屋調査士法一部改正〔中央省庁等改革関係法施行法318条による改正〕（法律第160号） 	<p>〔関係法令〕</p> <p>5月14日、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第43号）</p> <p>12月8日、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第151号）</p> <p>12月22日、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（法律第226号）</p>
平成12 (2000)年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1月30～31日、境界鑑定講座（東京都中野区セミナープラザ東中野） ● 2月25～26日、全国会長会議（東京都新宿区京王プラザホテル） ● 3月22～23日、ブロック新人研修担当者会同（東京都文京区連合会会議室） ● 6月24日、第56回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都新宿区京王プラザホテル） ● 11月10～11日、第2回地籍国際シンポジウム（東京都千代田区東京コンファレンスセンター） ● 11月11日、臨時全国会長会議（東京都千代田区東京コンファレンスセンター） ● 12月10～11日、境界鑑定講座（東京都中野区セミナープラザ東中野） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地籍調査事業（外注型）への土地家屋調査士の参画 ● 第5次国土調査事業十箇年計画（平成12年5月23日閣議決定） ● 6月23日、土地家屋調査士制度制定50周年記念式典（東京都新宿区京王プラザホテル） 	

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
平成 13 (2001) 年	西本孔昭 (所属：愛知県土地家屋調査士会) 平成 13 年 6 月 23 日～平成 17 年 6 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 2 月 11～12 日、地籍問題研究講座 (東京都中野区セミナープラザ東中野) ● 2 月 23～24 日、全国会長会議 (東京都新宿区京王プラザホテル) ● 6 月 22～23 日、第 57 回日本土地家屋調査士会連合会定時総会 (東京都新宿区京王プラザホテル) ● 10 月 2 日、土地家屋調査士記念碑移転完成式 (松本市) ● 11 月 22 日、全国会長会議 (東京都千代田区ホテルエドモント) ● 12 月 9～10 日、境界鑑定専門講座 (東京都中野区セミナープラザ東中野) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 6 月 8 日、土地家屋調査士法一部改正 (弁護士法の一部を改正する法律附則 4 条による改正) (法律第 41 号) ● 土地家屋調査士制度発祥の地碑移設 (長野県松本市総合体育館北隣) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2 月 16 日、不動産登記法施行細則一部改正 (法務省令第 21 号) ● 2 月 16 日、不動産登記事務取扱手続準則一部改正 (民二第 444 号民事局長通達)
平成 14 (2002) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1 月 27～28 日、地籍講座 (東京都中野区セミナープラザ東中野) ● 3 月 7 日、臨時全国会長会議 (東京都千代田区ホテルエドモント) ● 6 月 21～22 日、第 58 回日本土地家屋調査士会連合会定時総会 (東京都新宿区京王プラザホテル) ● 11 月、総務・業務担当者会同 (各ブロック協議会へ出張) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 5 月 7 日、土地家屋調査士法一部改正 (司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律 2・3 条・附則 13 条による改正) (法律第 33 号) ・事務所の法人化 ・資格試験制度の整備 ・懲戒手続の整備 (官報公告) ・会則記載事項からの報酬に関する事項の削除 (平 15.8.1 施行) ・研修・資格者情報の公開 	
平成 15 (2003) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1 月 14～15 日、全国会長会議 (東京都千代田区ホテルエドモント) ● 2 月・3 月、境界鑑定講座出張研修 (各ブロック協議会へ出張) ● 6 月 25～26 日、第 59 回日本土地家屋調査士会連合会定時総会 (東京都港区第一ホテル東京) ● 8 月・9 月、総務・事務局事務打合せ会、自家共済制度見直しに係る説明会、報酬担当者会同 (各ブロック協議会へ出張) ● 9 月 21～23 日、土地境界基本実務講座 (東京都中野区セミナープラザ東中野) ● 11 月 12 日、全国会長会議 (東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 8 月 1 日、日本土地家屋調査士会連合会の民間法人化 ● 8 月 1 日、会則記載事項からの報酬に関する事項の削除 (8 月 1 日改正法施行) 	<p>[関係法令]</p> <ul style="list-style-type: none"> 5 月 30 日、個人情報の保護に関する法律 (法律第 57 号) 7 月 9 日、民事訴訟法の一部改正 (法律第 108 号)
平成 16 (2004) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1 月 16 日、日調連 ADR シンポジウム (東京都千代田区東京コンファレンスセンター) ● 1 月 17 日、全国会長会議 (東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント) ● 6 月 25～26 日、第 60 回日本土地家屋調査士会連合会定時総会 (東京都新宿区京王プラザホテル) ● 9 月・10 月、土地家屋調査士業務に関するブロック担当者会同 (各ブロック協議会へ出張) 境界鑑定指導者養成講座平成 16 年 9 月 18～20 日 (東京都中野区セミナープラザ東中野) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 6 月 2 日、土地家屋調査士法一部改正 (破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 45 条による改正) (法律第 76 号) ● 6 月 9 日、土地家屋調査士法一部改正 (電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律 11 条による改正) (法律第 87 号) ● 6 月 18 日、土地家屋調査士法一部改正 (不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 20 条による改正) (法律第 124 号) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 6 月 18 日、不動産登記法の全部改正 (法律第 123 号) ・電子申請導入 ・登記識別情報制度導入 ● 12 月 1 日、不動産登記令の全部改正 (政令第 379 号) <p>[関係法令]</p> <ul style="list-style-type: none"> 12 月 1 日、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (法律第 151 号)

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
平成 17 (2005) 年	松岡直武 (所属：大阪土地家屋調査士会) 平成 17 年 6 月 25 日～平成 23 年 6 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 月 17～18 日、第 61 回日本土地家屋調査士会連合会総会（臨時）（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント） ● 3 月 7 日～8 日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント） ● 6 月 24～25 日、第 62 回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都新宿区京王プラザホテル） ● 6 月 30 日、日本土地家屋調査士会連合会自家共済制度廃止 ● 10 月 22～23 日、オンライン登記申請に係る中央伝達研修会（東京都中野区セミナーハウスクロスウェーブ東中野） ● 12 月 9 日、日本土地家屋調査士会連合会認証サービス認定（電子署名及び認証業務に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づく特定認証業務の認定） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 4 月 13 日、土地家屋調査士法一部改正〔不動産登記法等の一部を改正する法律第 3 条による改正〕（法律第 29 号）・筆界特定手続代理関係業務・民間紛争解決手続代理関係業務 ● 7 月 26 日、土地家屋調査士法一部改正〔会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 129 条による改正〕（法律第 87 号） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2 月 18 日、不動産登記法施行細則の全部改正、不動産登記規則（法務省令第 18 号） ● 2 月 25 日、不動産登記事務取扱手続準則の全部改正（民二第 456 号民事局長通達） ● 3 月、不動産登記のオンライン申請制度の運用開始 ● 4 月 13 日、不動産登記法の一部改正（法律第 29 号） ・筆界特定制度導入 ● 11 月 7 日、登記手数料令の一部改正（政令第 337 号） ● 11 月 11 日、筆界特定申請手数料規則（法務省令第 105 号）
平成 18 (2006) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1 月 16 日～17 日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント） ● 2 月～3 月、オンライン登記申請に係るブロック伝達研修会（各ブロック協議会へ出張） ● 6 月 19～20 日、第 63 回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都千代田区赤坂プリンスホテル） ● 7 月、不動産登記規則第 93 条不動産調査報告書に係る説明会（各ブロック協議会へ出張） ● 11 月 12～14 日、第 5 回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto（京都国際会議場） ● 11 月 14 日、全国会長会議（京都国際会議場） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 6 月 2 日、土地家屋調査士法一部改正〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 232 条による改正〕（法律第 50 号） ● 民間紛争解決手続代理関係業務に係る土地家屋調査士特別研修の開始 	<p>〔関係法令〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 6 月 2 日、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法律第 48 号） ● 6 月 2 日、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（法律第 49 号） ● 6 月 2 日、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第 50 号） ● 筆界特定制度開始（平成 18 年 1 月） ● 地図情報システムの導入開始
平成 19 (2007) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1 月 15 日～16 日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント） ● 2 月 24 日～25 日、業務担当者説明会（東京都中央区晴海グランドホテル） ● 5 月 12 日、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第 5 条に規定する認証申請に関する説明会（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント） ● 6 月 18～19 日、第 64 回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都新宿区京王プラザホテル） ● 9 月 27 日～28 日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 4 月 1 日、登記特別会計法廃止施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3 月 31 日、登記特別会計法廃止（法律第 23 号）施行：4 月 1 日 ● 登記所保管の各種図面の電子化作業開始

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
平成 20 (2008) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1月17日～18日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント） ● 4月1日、連合会事務所移転（東京都千代田区） ● 6月16～17日、第65回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都新宿区京王プラザホテル） ● 9月18日～19日、全国会長会議（東京都千代田区ホテルメトロポリタンエドモント） ● 9月25日～26日、広報担当者会同（東京都千代田区土地家屋調査士会館） ● 10月～12月、業務・研修・社会事業に関するブロック担当者会同（各ブロック協議会へ出張） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月1日、土地家屋調査士法施行規則の一部改正〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による改正〕（法務省令第70号） ・土地家屋調査士法等違反に関する調査 ・公嘱協会の届出、報告及び検査 ・公嘱協会に対する懲戒処分のお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 登記所における登記簿のコンピュータ化完了 ● 新登記情報システムによる業務の全国展開開始 ● 登記事項証明書の交付事務等（乙号事務）の包括的民間委託開始
平成 21 (2009) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1月19日～20日、全国会長会議（東京都千代田区土地家屋調査士会館） ● 2月21日～22日、ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会（東京都千代田区土地家屋調査士会館） ● 3月2日、地籍シンポジウム in Tokyo（東京都千代田区アルカディア市ヶ谷） ● 6月15～16日、第66回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都新宿区京王プラザホテル） ● 10月29日～30日、全国会長会議（東京都千代田区土地家屋調査士会館） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地家屋調査士専門職能継続学習制度（CPD）の開始 	
平成 22 (2010) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1月～3月、総務・研修・社会事業に関するブロック担当者会同（各ブロック協議会へ出張） ● 1月14日、地籍シンポジウム in Tokyo（東京都港区東京プリンスホテル） ● 1月14日～15日、全国会長会議（東京都千代田区土地家屋調査士会館） ● 6月～10月、業務・広報担当者会同（各ブロック協議会へ出張） ● 6月24日、第67回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都文京区東京ドームホテル） ● 10月3日、記念シンポジウム／土地家屋調査士全国大会（東京都千代田区日比谷公会堂） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 4月1日、法務局又は地方法務局長の長は、土地家屋調査士法等違反に関する調査を土地家屋調査士会に委嘱することができる。（平成22年4月1日施行） ● 官民境界基本調査（地籍調査）事業への土地家屋調査士の参画 ● 第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定） ● 6月23日、土地家屋調査士制度制定60周年記念式典（東京都文京区東京ドームホテル） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月29日、不動産登記事務取扱手続準則の一部改正（民二第807号民事局長通達） 〔関係法令〕 3月31日、国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律（法律第21号） ● 4月1日、不動産登記規則の一部改正（法務省令第17号）
平成 23 (2011) 年	<p>竹内八十二 (所属：東京土地家屋調査士会)</p> <p>平成23年6月22日～平成25年6月19日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 1月13日～14日、全国会長会議（東京都港区東京プリンスホテル） ● 3月11日～継続対応 東北地方太平洋沖地震に関する災害対策本部会議、打合せ、救援物資搬送等対応 ● 3月26日、土曜ワイド劇場「愛と死の境界線 ～隣人との悲しき争い～」放映（テレビ朝日系） ● 6月21日～22日、第68回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都文京区東京ドームホテル） 		

	歴代連合会長	連合会の歩み	土地家屋調査士制度の変遷	不動産登記制度の変遷
平成 24 (2012) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1月19日～20日、全国会長会議（東京都港区東京プリンスホテル） ● 6月19日～20日、第69回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都文京区東京ドームホテル） ● 10月18日～20日、全国会長会議（北海道札幌市札幌グランドホテル） ● 10月19日、国際地籍学会総会、第8回国際地籍シンポジウム（北海道札幌市札幌グランドホテル） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月21日、司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部改正（住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）による、外国人住民を住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用対象に加える等の改正（平成24年7月9日施行）。）（法務省令第27号） ・「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）によって、新しい在留管理制度が導入されたことに伴う外国人登録制度の廃止。 ・土地家屋調査士法施行規則の登録の申請に係る条文中に「外国人登録に関する証明書」との用語が存していることから、所要の改正が行われた。（平成24年7月9日から施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月6日、不動産登記事務取扱手続準則の一部改正（民二第1416号民事局長通達）・出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いの改正平成24年6月6日（民二第1417号民事局長通達） ● 10月1日、不動産登記規則の一部を改正する省令（法務省令第38号）
平成 25 (2013) 年	林 千年 (所属：岐阜県土地家屋調査士会) 平成25年6月19日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月7日、8日、全国会長会議（東京都千代田区土地家屋調査士会館） ● 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの構築に関する説明会（2月～4月各ブロック協議会へ関係役員が出張） ● 6月19日～20日、第70回日本土地家屋調査士会連合会定時総会（東京都文京区東京ドームホテル） ● 10月16日、17日、第1回全国会長会議（東京ドームホテル） 		[関係法令] 3月29日、測量法第34条に基づく作業規程の準則の一部改正（国土交通省告示第286号）
平成 26 (2014) 年		<ul style="list-style-type: none"> ● 1月15日、16日、第2回全国会長会議（土地家屋調査士会館） ● 3月25日、土地家屋調査士白書2014 発刊 		

東日本大震災と 土地家屋調査士

- はじめに
- ① 各土地家屋調査士会との連携
- ② 日調連、各土地家屋調査士会による
被災者支援活動
- ③ 土地家屋調査士の大震災の教訓
- ④ 土地家屋調査士による復興支援

東日本大震災と土地家屋調査士

● はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード 9.0、最大震度 7 という観測史上最大の地震の恐怖と、それに伴って発生した巨大津波の猛威をもたらした未曾有の災害であった。

発災から約 3 年を経ようとしているが、被災地の復興は遅れており、最近では報道も激減し、世間の関心も薄れ、震災の恐怖すらも忘れられたかのように思われ、憂慮している。これは大震災とともに起きた福島第一原子力発電所事故についても同様である。

日本土地家屋調査士会連合会は、震災発生直後から各土地家屋調査士会、とりわけ甚大な被害のあった宮城県、福島県、岩手県の各土地家屋調査士会と密接に連絡を取り合いながら、復興支援を続けている。

土地家屋調査士白書の初版発行に当たり、「東日本大震災と土地家屋調査士」と題して、これまでの復興支援、特に土地家屋調査士ならではの復興事業への参画などについてまとめたものである。

① 各土地家屋調査士会との連携

日本土地家屋調査士会連合会では、発災後、速やかに日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則に基づき、「東北地方太平洋沖地震災害対策本部」を設置。各土地家屋調査士会の被災状況、会員安否の情報収集と今後の支援についての検討を行い、関係各省庁とも連絡、協議を行った。

以下に掲載する資料は、各土地家屋調査士会から報告を受けた被害状況の一覧と、内閣府（緊急災害対策本部）、警察庁、復興庁等が随時公開している震災概要、被害状況、避難者数等の統計であり、改めてこの震災の威力を物語っている統計である。

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について

平成 25 年 11 月 26 日（17：00）

緊急災害対策本部

概 要

※数値等に記載した増減は、前報との比較である。

1 地震の概要（気象庁）

(1) 発生日時 平成 23 年 3 月 11 日（金） 14 時 46 分

(2) 震源及び規模（推定）

三陸沖（北緯 38.1 度、東経 142.9 度、牡鹿半島の東南東 130km 付近）

深さ 24km、モーメントマグニチュード Mw9.0

(3) 各地の震度（震度 6 弱以上）

震度 7 宮城県北部

震度 6 強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部

震度 6 弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部

(4) 津波

3 月 11 日 14 時 49 分 津波警報（大津波）を発表 ※現在は津波注意報も解除

津波の観測値（検潮所）

・えりも町庶野	最大波	15：44	3.5m
・宮古	最大波	15：26	8.5m 以上
・大船渡	最大波	15：18	8.0m 以上
・釜石	最大波	15：21	420cm 以上
・石巻市鮎川	最大波	15：26	8.6m 以上
・相馬	最大波	15：51	9.3m 以上
・大洗	最大波	16：52	4.0m

2 政府の主な対応（初動対応）

3 月 11 日 14：50 官邸対策室設置、緊急参集チーム招集

15：00 緊急参集チーム協議開始

15：14 緊急災害対策本部設置（本部長：内閣総理大臣）

15：37 第 1 回緊急災害対策本部開催

「災害応急対策に関する基本方針」策定

（以後、9 月 11 日までに合計 19 回開催）

3 被害状況等

(1) 人的被害

ア 死者 15,883 名（±0 名）

イ 行方不明 2,651 名（-3 名）

ウ 負傷者 6,150 名（+4 名）

(2) 建築物被害

ア 全壊 126,613 戸（+35 戸）

イ 半壊 272,466 戸（+161 戸）

ウ 一部破損 743,109 戸（+445 戸）

4 被災者支援の状況

(1) 避難者

全国の避難者数 282,111 名

※避難所の他、親族、知人宅や公営住宅、仮設住宅等への入居者も含む

(2) 仮設住宅等の状況

応急仮設住宅の着工戸数 53,194 戸着工済み（うち 53,194 戸完成）

(3) 被災者の救助活動状況

救出等総数 27,157 名

5 部隊派遣等の状況

(1) 警察庁

ア 広域緊急援助隊等（活動中の人員） 約 210 名

イ 広域緊急援助隊等（これまでに派遣された総数） 約 112,400 名

(2) 消防庁（緊急消防援助隊）

総派遣部隊 8,854 隊、総派遣人員 30,684 名

派遣期間：平成 23 年 3 月 11 日～6 月 6 日（88 日間）

(3) 海上保安庁

ア 活動中の対応勢力：巡視船艇等 20 隻、航空機 8 機

イ これまでの対応勢力総数：巡視船艇等 26,363 隻、航空機 9,044 機、特殊救難隊等 2,511 名

(4) 防衛省（大規模震災災害派遣）

延べ人員：約 10,580,000 人（1 日の最大派遣人員約 107,000 人）

派遣期間：平成 23 年 3 月 11 日～8 月 31 日（174 日間）

(5) 厚生労働省

ア 医師等の派遣 累計 2,720 チーム 12,385 人

イ 保健師派遣 累計 230 チーム 11,267 人

6 海外支援の受入れ状況

(1) 米軍による支援

ア 空母・艦船 約 20 隻

イ 航空機 約 160 機

ウ 人員 約 20,000 名以上

(2) 外国による支援

ア 海外支援 163 ヶ国・地域及び 43 の機関が支援を表明

イ 救助隊 29 ヶ国・地域・機関から受入れ

ウ 救援物資 64 ヶ国・地域・機関から受入れ

エ 寄付金 95 ヶ国・地域・機関から受領

出典：(内閣府) 緊急災害対策本部 HP より

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の被害状況

平成 25 年 3 月 11 日 警察庁緊急災害警備本部広報資料より

災害種別	人的被害					建物被害								道路損壊	橋梁被害	山崖崩れ	堤防決壊	鉄軌道	
	死者	行方不明	負傷者			全壊	半壊	流失	全焼	半焼	床上浸水	床下浸水	一部破損						非住家被害
			重傷	軽傷	合計														
都道府県	人	人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
北海道	1			3	3		4				329	545	7	469					
東北	青森	3	1	25	86	111	308	701					1006	1402	2				
	岩手	4673	1151			213	18369	6547		33	1760	329	13556	5396	30	4	6		
	宮城	9536	1302			4144	85259	152875		135		15036	224050	28930	390	12	51	45	26
	秋田			4	7	11								3	3	9			
	山形	2		8	21	29								21	96	21		29	
福島	1606	211	20	162	182	21141	72714		77	3	1061	338	166015	1117	187	3	9		
東京	7		20	97	117	15	198		1				4847	1101	295	55	6		
関東	茨城	24	1	34	677	711	2623	24178		31	1798	779	183617	19613	307	41			
	栃木	4		7	126	133	261	2111					72876	295	257		40		2
	群馬	1		13	26	39		7					17246		36		9		
	埼玉			7	38	45	24	199		1	1		1	1800	33	160			
	千葉	21	2	28	228	256	801	10088		15	157	728	53039	660	2343			55	1
	神奈川	4		17	120	137		39					454	13	162	1	3		
	新潟				3	3								17	9				
	山梨				2	2								4					
	長野				1	1													
静岡			1	2	3							5	13	9					
中部	岐阜														1				
三重				1	1						2			9					
四国	徳島										2	9							
高知				1	1						2	8							
合計	15882	2668			6142	128801	269661		297	5111	17778	738571	59155	4200	116	208	45	29	

※未確認情報を含む。

※ 4 月 7 日に発生した宮城県沖を震源とする地震、4 月 11 日に発生した福島県浜通りを震源とする地震、4 月 12 日に発生した福島県中通りを震源とする地震、5 月 22 日に発生した千葉県北東部を震源とする地震、7 月 25 日に発生した福島県沖を震源とする地震、7 月 31 日に発生した福島県沖を震源とする地震、8 月 12 日に発生した福島県沖を震源とする地震、8 月 19 日に発生した福島県沖を震源とする地震、9 月 10 日に発生した茨城県北部を震源とする地震、10 月 10 日に発生した福島県沖を震源とする地震、11 月 20 日に発生した茨城県北部を震源とする地震、平成 24 年 2 月 19 日に発生した茨城県北部を震源とする地震、3 月 1 日に発生した茨城県沖を震源とする地震、3 月 14 日に発生した千葉県東方沖を震源とする地震、6 月 18 日に発生した宮城県沖を震源とする地震、8 月 30 日に発生した宮城県沖を震源とする地震及び 12 月 7 日に発生した三陸沖を震源とする地震の被害を含む。
出典：警察庁 HP より

所在都道府県別の避難者等の数（平成 25 年 3 月 7 日現在）【概要】

（単位：人、団体数）

所在都道府県	施設別				計	所在判明市区町村数	
	A 避難所（公民館、学校等）	B 旅館ホテル	C その他（親族・知人宅等）	D 住宅等（公営、仮設、民間、病院含む）			
北海道	0	0	560	2,387	2,947	91	
東北	青森県	0	0	513	636	1,149	24
	岩手県	0	0	342	39,962	40,304	(※1) 29
	宮城県	0	0	1,035	107,322	108,357	(※1) 35
	秋田県	0	0	488	793	1,281	20
	山形県	0	0	570	9,412	9,982	34
	福島県	0	0	-	97,072	97,072	(※1) 47
	新潟県	0	0	287	5,618	5,905	(※1) 28
関東	132	0	8,068	25,079	33,279	(※1) 377	
東海北陸	0	0	612	2,258	2,870	112	
近畿	0	0	1,298	2,895	4,193	136	
中国	0	0	626	1,371	1,997	73	
四国	0	0	263	253	516	47	
九州・沖縄	0	0	677	2,800	3,477	162	
合計	132	0	15,339	297,858	313,329	1,215	

【注】
 (※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。
 (※2) 自県外に避難等している者の数は、福島県から 56,920 人、岩手県から 1,603 人となっている。
 出典：復興庁 HP より

土地家屋調査士会員の被害状況

平成 25 年 12 月 1 日

調査士会	死亡	建物全壊	建物半壊	床上浸水	その他	避難
岩手県	1	11	1	1	1	
宮城県		16	20	1	2	
福島県		10	30			26
茨城県		2	3		10	
千葉県			4		2	
計	1	39	58	2	15	26

② 日調連、各土地家屋調査士会による被災者支援活動

● 各土地家屋調査士会の相談会開設による被災者支援活動

各土地家屋調査士会において、被災会、被災者に対して募金や自治体に寄附を行っているが、被災した方や震災により県外に避難している方のために各土地家屋調査士会において無料相談所を開設して対応した。

日調連と全国の土地家屋調査士会は、連絡を取り合いながら相談所の開設に関して協議し、実行してきたところ、被災地の相談会場の確保の難しさ、被災地域が広大で筆界の考え方が地域の慣習によって違う点、その会場に適切な人員を確保して送り込む方法、被災地との距離の問題など数多くの難題があったが、土地家屋調査士の使命感と表示登記に対する責任感が全国の会員を動かしたものと見える。

● 被災3県土地家屋調査士会の相談会による被災者支援活動

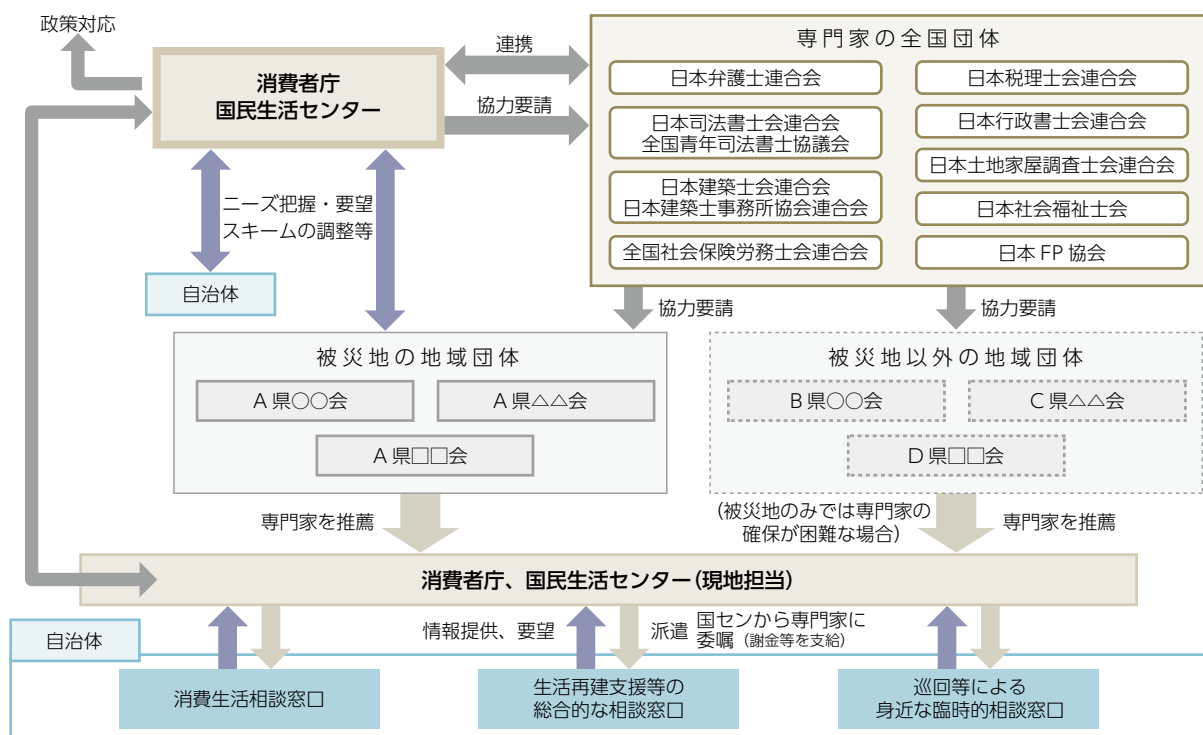
日調連と東日本大震災で特に甚大な被害をもたらされた宮城・福島・岩手各県の土地家屋調査士会（以下「被災3会」という）では、被災者への支援活動として、無料相談、消費者庁と自治体と専門家が協力して実施する相談所への協力、法テラスが実施する無料相談所への派遣、法務局又は地方法務局が実施する無料相談所への土地家屋調査士の派遣、各自治体が実施する無料相談所への土地家屋調査士の派遣、各士業団体が集って実施する相談所への派遣などがあり、現在も継続的に実施している。

特に、被災した国民からの相談を受けるために、自治体と各専門家と消費者庁が協力して相談窓口を設けることは、東日本大震災が初めてのケースである（下記専門家派遣事業のスキーム参照）。

また、被災3会における相談件数、相談業務内容についてもまとめてみた（P.98資料）。

相談会初期の段階では、行政書士会の廃車手続、司法書士会の相続、税理士会の諸税関係他、事業再建に係る融資関係等、生活再建に係る相談が多く、土地家屋調査士の相談案件としては少ない状況であったが、復興計画が具体化してきたあたりから、相談内容が登記に関する案件、境界問題、土地利用、住宅建築関係等にシフトしてきたように見える。

専門家派遣事業のスキーム



出典：消費者庁 HP より

東日本大震災に関して土地家屋調査士・土地家屋調査士会等が実施した相談会等の概要

(宮城県・福島県・岩手県 各土地家屋調査士会)

〈宮城県土地家屋調査士会〉

相談会名等	相談場所	期 間	相談者 延べ人数
東北地方太平洋沖地震に係る相談会	アエル5階	平成23年4月～5月	10
名取出張所無料相談会	各指定場所	平成23年3月～4月	8
仙台法務局被災者出張相談所	各指定場所	平成23年4月～6月	不明
がんばろう東北！東北一斉法務なんでも相談所	各指定場所	平成23年9月	不明
総合無料相談会（災害復興支援士業連絡会主催）	名取市役所	平成23年7月～9月	不明
法テラス臨時相談所	法テラス（南三陸・山元・東松島）	平成23年10月～継続	196
宮城県土地家屋調査士会（電話相談）	宮城県土地家屋調査士会館	平成23年4月～5月	57

〈福島県土地家屋調査士会〉

相談会名等	相談場所	期 間	相談者 延べ人数
被災者を対象とした特設登記・戸籍相談所開設 （福島県法務局主催）	相双・郡山・会津・白河・福島の各 指定場所	平成23年4月18日～26日	11
無料法律相談会（いわき市主催）	いわき市内	平成23年6月～7月	2
無料法律相談会（弁護士会主催）	相馬市内	平成23年4月～平成24年1月	3
被災者支援のための何でも相談会 （南相馬市主催・専門家派遣事業）	南相馬市内	平成23年8月～平成24年3月	8
相馬市無料困り事相談 （相馬市主催・専門家派遣事業）	相馬市の各指定場所	平成24年4月～継続	5
「法テラス二本松」（法テラス・専門家派遣事業）	二本松市内	平成24年10月～継続	29
「法テラスふたば」（法テラス・専門家派遣事業）	双葉郡広野町内	平成25年10月～継続	2
全国一斉不動産表示登記無料相談会 （福島県法務局と連携）	福島・郡山・会津・白河の各指定場 所	平成23年10月1日	16
全国一斉不動産表示登記無料相談 全国一斉！法務局休日相談所 （福島県法務局と連携）	福島・郡山・会津・白河・いわき・ 相双	平成24年9月	16
表示登記無料相談会	福島・郡山・会津・いわき・白河・ 相奴の各指定場所	平成23年～平成25年の各年10 月前後の期間	44
全国一斉！法務局休日相談所 （福島県法務局主催）	福島・郡山・会津・いわき・白河・ 相奴の各指定場所	平成24年2月	8
全国一斉不動産表示登記無料相談 （福島県法務局と連携）	福島・会津・いわきの各指定場所	平成25年7月	7
全国一斉！法務局休日相談所 （福島県法務局主催）	福島・郡山・会津・白河・いわき・ 相双の各指定場所	平成25年10月	9
福島県土地家屋調査士会（電話相談）	福島県土地家屋調査士会館	平成23年8月～継続	27

〈岩手県土地家屋調査士会〉

相談会名等	相談場所	期 間	相談者 延べ人数
岩手県内専門家「なんでも相談会」	宮古市、釜石市、陸前高田市	平成23年6月～平成24年11月	14
専門家派遣事業（消費者庁国民生活センター）	久慈、宮古、釜石、大船渡、大槌の 各指定場所	平成23年7月～平成25年3月	36
専門家派遣事業（法テラス）	久慈、宮古、釜石、大船渡、大槌の 各指定場所	平成25年4月～平成25年12月	40
「被災された方の住まいの相談会」（宮古市主催）	宮古市役所	平成24年7月～平成24年12月	不明
全国一斉！法務局休日相談	各支局指定場所	平成24年9月 平成25年3月 平成25年10月	不明
盛岡県法務局相談所	宮古支局、大船渡出張所、釜石市特 設相談所	平成24年5月～平成25年3月	不明
岩手県土地家屋調査士会	山田町、陸前高田市	平成23年12月～平成24年6月	20

● 東日本大震災関連の主な相談事例

〈 土 地 〉

- ◆ 土地の境界が良くわからない。
- ◆ 被災したので宅地を求めたいが、手続きと期間や費用について（分筆登記、農地転用関係の手続き）
- ◆ 土地が基礎も境もなくなった。境界の復元作業などは自治体などで補助してもらえないのか。
- ◆ 境界標の折損1点、亡失点1点の復元について
- ◆ 隣地所有者とは境界について合意しておらず、今後取壊して瓦礫を撤去した際に境界がわからなくなる。（国土調査の時に筆界未定地になっているとのこと。）
- ◆ 国土調査現地確認不能地（山林、約3800m²）の相続登記について、津波により両親は死亡。土地について市や法務局に訪ねたが、地図には記載されない土地である事だけは判った。何処にあるかもわからない土地をこの先代々相続していく事に疑問がある。又、相続して周囲の人と問題が生じないかどうか心配である。
- ◆ 農地を宅地として買い受けたい時の手続きについて。
- ◆ プラスチック杭2点が亡失。亡失点の隣接所有者とは日頃から折り合いが悪い。このまま放置しておく、勝手に漁具置場にされかねない。現地は建物基礎コンがきれいに撤去されている。
- ◆ 親の土地を使用している人がいる。親が震災でなくなってしまったので、貸借契約の事はわからない。
- ◆ 居宅、物置が流失・倒壊。現在、仮設住宅に入居。今後、従前地に建築するか、高台に移転するか決めかねている。いずれかに新築することになるが、倒壊した建物について、どのような手続きが必要か。
- ◆ 長年住んできた、居宅（100坪）と隣接する車庫（2台分）が津波により流失、倒壊。被災後、市営住宅に入居。その市営住宅の床が損傷が激しく、現在補修工事を施しながら生活中で、出来れば従来の生活を取り戻したいが、従前地には住みたくない。最近、被災した居宅及び車庫の敷地について、譲渡の申し入れがあった。譲渡申込者は高台に土地（地目、地積等不明）をもっており、将来の居宅敷地用にその土地と交換するか、あるいは生活資金に余裕ある訳でもなく、現金も必要としている（方針未定）。土地交換と売買の各々留意点、契約後の諸手続と諸費用（税金等）について。
- ◆ 境界杭が流失。個別ではトラブルになる可能性があると思ったので、役所に出向き全体的に復元できないかと相談したら無理だといわれた。無償でやってくれるところはないか。
- ◆ 30年前に土地改良による換地処分された土地（土地改良区管理の公道）に隣接所有者が越境していることについて相談。相談者は被災者（建物流失）。近い将来、上述の公道突端に接する自己所有地に居宅新築を検討中。公道には2か所にプラスチック杭がある。相談者の記憶では、公道幅員3mとのこと。そのはずが越境により、相応の幅員が確保されておらず、建築計画に支障をきたす。
- ◆ 知人に隣地を譲ろうと思っているので、そのための手続き等について。譲受人は畑を道路として利用したい。現況畑、登記の地目、面積はわからない。
- ◆ 図面はあるが、土地の位置がわからない。10坪位の土地が隣接地の中にあるが、土地交換が出来るかどうか。また、土地の形状を詳しく知りたい。
- ◆ 震災による火災により山の木を切りたいが隣接地の所有者がわからない。
- ◆ 母名義の住居、倉庫等4棟と権利証を震災で流失した。この先不安である。市税務課で固定資産評価証明を頂いてきた。土地は証明書のとおり多数あり、建物は冒頭の4棟である。現在、母は施設に入っており、私が手続きをしなければならない。
- ◆ 本換地完了している（被災地内の）区画整理地内で兄から譲られることになっていた農地の一部があるのだがその所有権を移転する手続き。
- ◆ 自宅は流され、現在別の街に居住している。住宅があった場所は何も残っていない状況で、瓦礫撤去後の更地状態となっている。自分の土地も含め、今後の利用について見通しがなく困っている。
- ◆ 被災し、父親名義（今回の震災で死亡）の土地が数筆ある中で建物を建てられそうな土地が筆界未定地である。どの場所に土地があるのか知りたい。

- ◆父が生前購入していた土地につき、どこの土地を購入したのか不明のため調べたい。
- ◆土地の一部を買い受けたが、相手が分筆登記、所有権移転登記を履行しない。司法書士に売渡証書を作成してもらったが、それでも履行せずにいたら相手方が震災で死亡した。現地の境界杭は津波で全て亡失している、分筆登記測量をしないで所有権移転できないか。
- ◆津波で分からなくなった海辺の土地の所有権調査を県が行い、自分のものと思っていない土地が自分のものだと県から通知がきた。その土地は、何十年も前から第三者が耕作しており、その第三者

と話をしたが、固定資産税も納めているらしいし、相手は権利証も持っていると言っているという。「私は権利証を流されて確認ができないが土地は自分の名義らしい」。どのようにしたらよいか。

- ◆家を建てたいが売買の予約をした土地の地目が雑種地になっている。又、埋蔵文化財がある地区でもあり問題ないか。
- ◆権利証を流失。再発行できないか。
- ◆相続関係書類を流失した。再度集めなくてもいい特例はないか。また、相続費用の軽減はないか。

〈 建 物 〉

- ◆仮設住宅は2年の期限があり、今後の住家をどのように考えていったらよいか。
- ◆被災し、借家住まいであるがこれからどうなるのか。仮設住宅は、2年と言われており、公営住宅に早く入りたいが、仮設入居者が優先的には入れるのか不安。
- ◆自宅と倉庫が流れた。登記の相談。流失した建物の登記手続き。
- ◆建物が被災し、以前購入した土地に建築しようとしたが、許可が難しいと言われた。(公道までの通路が一部2mに満たないようである)
- ◆今回被災した場所に建築可能であると言うが不安。別の場所を購入しようか迷っている。購入する場合の手続きや土地の値段について。
- ◆父親名義の建物滅失登記の通知が法務局からきたが、地震前に既に取り壊していた。自分の建物は津波で1階に被害を受けた。2階は大丈夫で物置代わりに使用している。自分の建物も滅失登記されたのだろうか。

- ◆建物が全壊、基礎だけ残っている。隣も同じだが、市の基礎撤去受け付けが2月末までになっいて、撤去してから隣との境界が分からなくなって揉めるようなことにはなりたくない。
- ◆現在、息子との共有の建物があり、税金面を考えて単有建物に変更しようと考えているがどのような手続きが必要なのか。
- ◆建物半壊のため、代替新築に伴う登記について。
- ◆建物が全壊したため、市で取壊したが滅失登記は必要か？また、誰がやるのか？
- ◆権利証及び建物が流失し、土地の所有者である父親も死亡した。それに関わる手続きを知りたい。
- ◆現在仮設住宅住まいだが、昨年12月に主人が死亡し相続登記を申請したいがその手続きの仕方は。
- ◆隣接者が境界杭を抜き擁壁を造り建物を増築した。話も聞いてくれない。
- ◆東電の財物賠償に伴う警戒区域内の未登記建物について(賠償の有無と受託会員の紹介も含む)。

注：被災3会からの相談事例報告に基づき、一部要約の上掲載。相談事例は、多岐または、関連事項を含んで様々な要因が絡んでいるケースが多いが、掲載の上で、相談項目の整理の便宜上〈土地〉と〈建物〉と分類した。

3 土地家屋調査士の大震災の教訓

土地家屋調査士は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災、平成16年10月23日の新潟県中越大地震、今回の東日本大震災などにおいて地殻変動による土地境界の問題、また、地震、津波による建物の倒壊の問題に直面してきた。

とりわけ、登記所の事務停止や地殻変動により土地境界が相対的に水平移動したかどうかの問題は、土地家屋調査士の日常業務である境界の確認や登記申請等の業務上の取扱いに大きく影響する。

このような大震災のときは、阪神・淡路大震災において初めて示された平成7年3月29日法務省民三第2589号民事局長通達による水平地殻変動と筆界の考え方が適用される。

また、倒壊建物においては登記上の建物要件からみて、滅失した建物と判断するのか、存続している建物と判断するのかという問題や、被災分譲マンションの問題など、これまでに経験した大震災から学ぶケースもあれば、この度のような津波による建物の倒壊のように新たな問題が起こるケースもある。

以下は、東日本大震災において、これまでに法務省から発出された主な通知等で土地家屋調査士業務に大きく影響するものである。

東日本大震災による土地の水平地殻変動と登記の取扱いについて

（平成23年4月28日日本土地家屋調査士会連
合会あて法務省民事局民事第二課事務連絡）

標記について、該当法務局・地方法務局に対し、別添のとおり事務連絡を送付しましたので、参考送付します。

別添

東日本大震災による土地の水平地殻変動と登記の取扱いについて

（平成23年4月28日法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当）
（東京、仙台）地方法務局首席登記官（不動産登記担当）（横浜、さい
たま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、甲府、長野、新潟、福島、山形、
盛岡、秋田、青森）あて法務省民事局民事第二課事務連絡）

国土地理院の提供している別紙の情報によると、本年3月11日の東日本大震災及びその後の余震によって、電子基準点の位置が水平方向で最大5メートル以上移動しているとのことですが、この地震により水平移動した地表面については、土地の筆界も相対的に移動したものと考えられます。

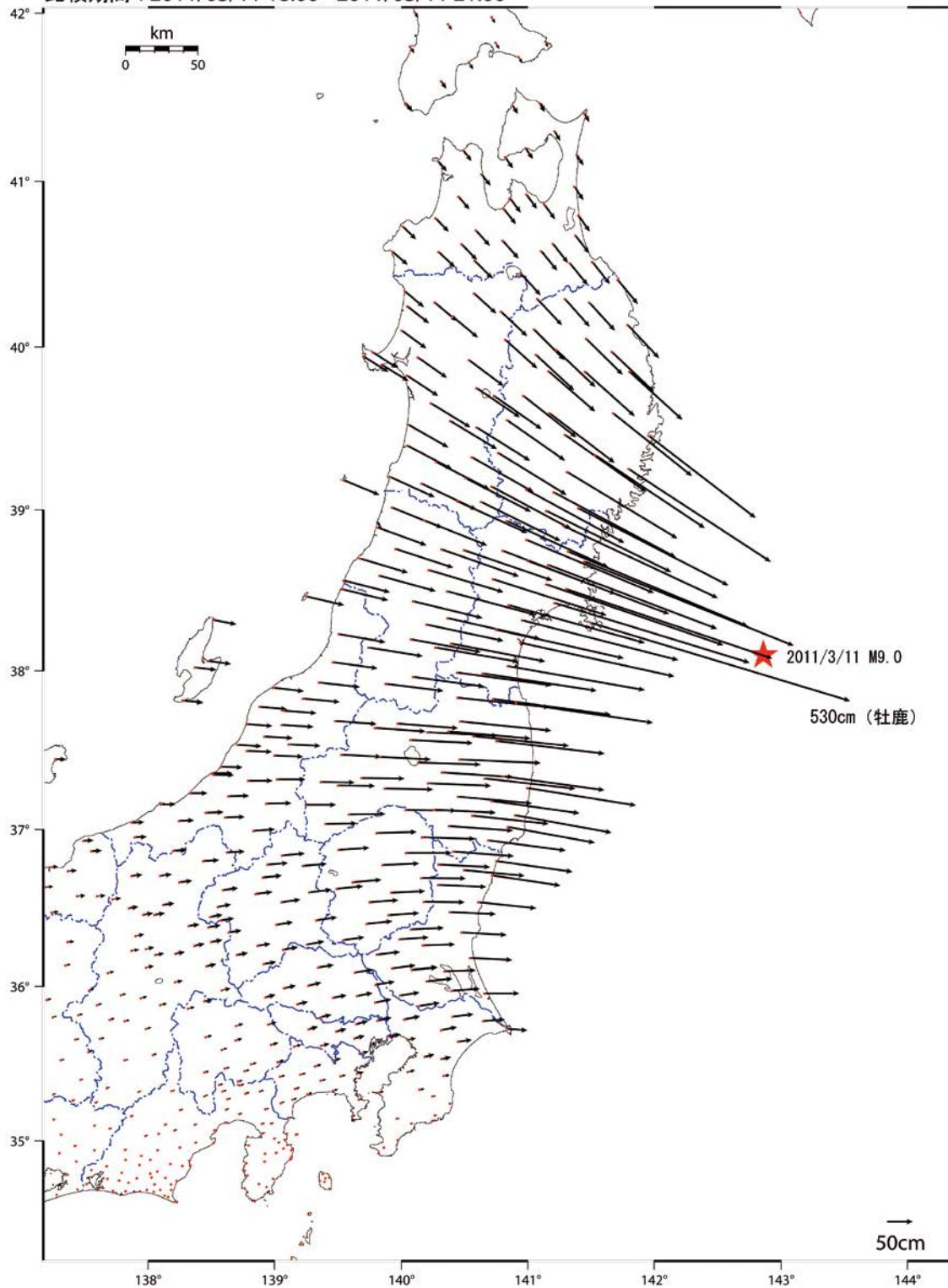
したがって、土地の筆界が相対的に移動したものとして取り扱った地積測量図を添付情報とする登記の申請・嘱託は、基本的には受理して差し支えないと考えられます。ただし、地域によっては、がけ崩れ、地滑り等により、必ずしも水平に移動していない場合も想定されますので、審査に当たってはこの点を配慮願います。

また、土地の水平地殻変動については、現在、国土地理院が、改めて基準点の測量を行っており、この成果に基づき、登記所備付地図の座標値の変換作業を予定しているため、本事務連絡の取扱いは、その変換作業が完了するまでの間とし、その後の取り扱いについては、別途連絡する予定です。

本震(M9.0)に伴う地殻変動(水平) **暫定**

別紙 資料1

基準期間 : 2011/03/01 21:00 - 2011/03/09 21:00
 比較期間 : 2011/03/11 18:00 - 2011/03/11 21:00



[基準 : R3速報解 比較 : Q3迅速解]

☆固定局 : 三隅 (950388)

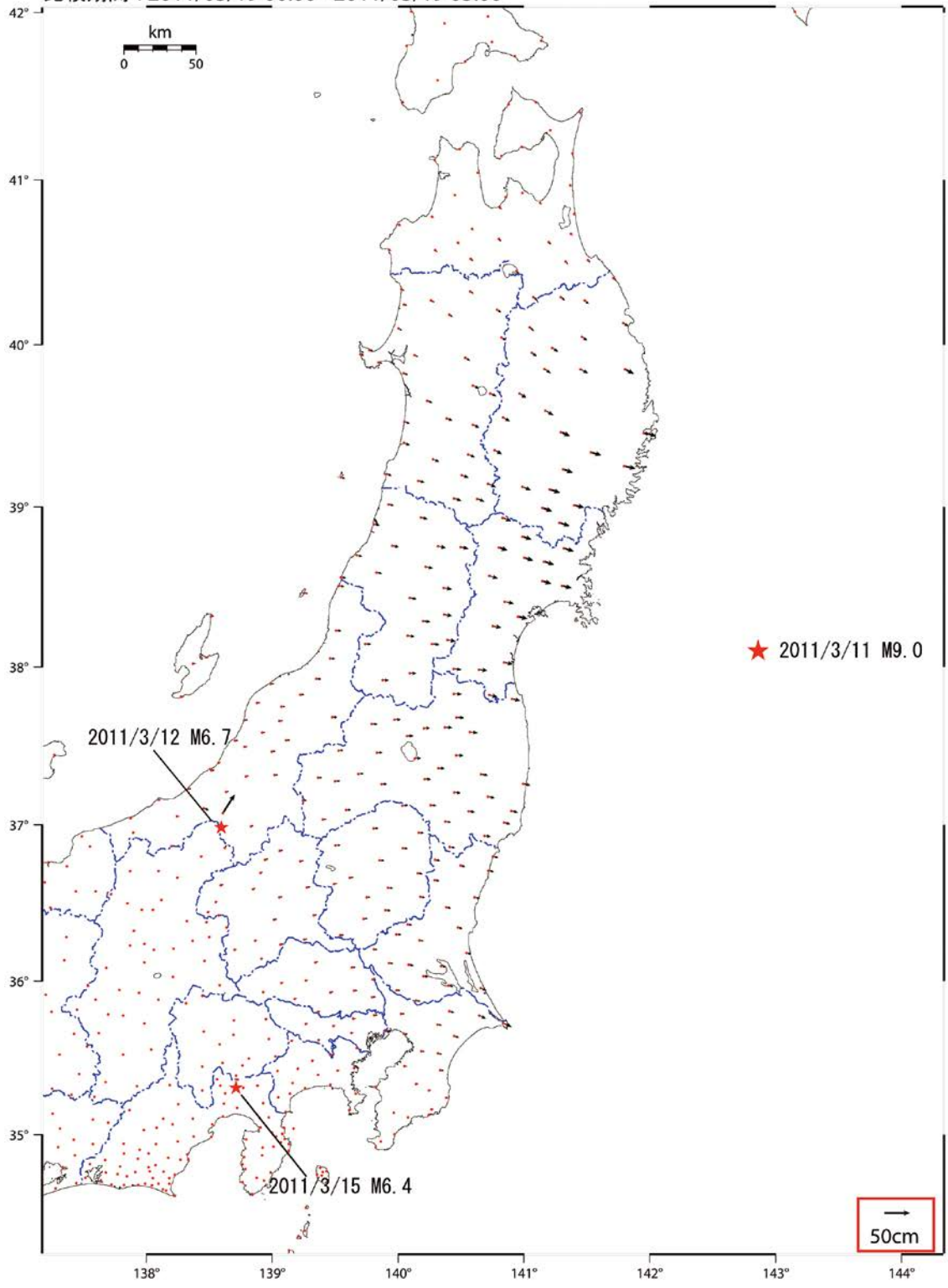
国土地理院

本震(M9.0)以降に生じている地殻変動

暫定

別紙 資料2

基準期間 : 2011/03/11 18:00 - 2011/03/11 21:00
比較期間 : 2011/03/19 00:00 - 2011/03/19 03:00



[Q3迅速解]

☆固定局 : 三隅 (950388)

国土地理院

東北地方太平洋沖地震等の被災に伴う登記所の事務停止等について

(平成23年3月13日日調連発第424号各土地家屋調査士会長あて日本土地家屋調査士会連合会長通知)

本日午後4時40分に、法務省民事局民事第二課から、次のとおり連絡が入りましたので、取り急ぎ、お知らせいたしますとともに、会員の皆さまに周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細については、法務局ホームページにも掲載されるとのことです。

1 標記地震の被災に伴う事務停止の関係

次に記す登記所について、明日からの1週間を事務停止とする。

- ① 仙台法務局管内 石巻支局、気仙沼支局
- ② 福島地方法務局管内 富岡出張所
- ③ 盛岡地方法務局管内 一関支局、大船渡出張所

ただし、事務停止の期間は変更される場合もあるとのことです。

2 標記地震の被災に伴う統合の延期の関係

秋田地方法務局管内で予定されていた、「横手支局を大曲支局に統合する。」件を、当面、見送ることとする。

(備考) 上記1に記載した登記所の管轄不動産について、登記情報提供サービスの利用及び他の登記所に対する窓口又は郵送による登記事項証明書の交付請求は可能です。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における
地積測量図の作成等に関する留意点について

(平成 23 年 3 月 22 日日調連発第 449 号各土地家屋調
査士会長あて日本土地家屋調査士会連合会長通知)

国土交通省国土地理院（以下「地理院」という。）は、本月 11 日に発生した標記地震の影響に伴い、東北地方及びその周辺で地殻変動が大きかった地域の基準点測量成果（電子基準点、三角点、水準点）の公表を停止し、基準点の改測を行う予定としています。

そこで、その改定の成果が公表されるまでの間、分筆の登記等に伴って登記所提出される地積測量図の作成に係る留意点につきまして、別添のとおり法務省民事局民事第二課長から当職あて通知がありましたので、この旨通知します。

なお、留意点は下記のとおりであります。各土地家屋調査士会においては、所属会員にこの旨周知するとともに、管轄の法務局及び地方法務局と十分な打合せをするなど表示に関する登記の申請についての処理に遺漏のないよう配慮願います。所に対する窓口又は郵送による登記事項証明書の交付請求は可能です。

記

1 基準点測量成果の公表が停止された地域

青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、栃木県、群馬県、長野県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県

2 基準点測量成果の公表が停止された地域において提出される地積測量図の取扱い

基準点測量成果の公表が停止された地域において提出される地積測量図に記録された筆界点の座標値は、「近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合」（不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号。以下「規則」という。）第 77 条第 2 項）に該当するものとして、近傍の恒久的地物に基づく測量の成果として取り扱うものとする。

したがって、地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて実施された場合であっても、同座標値は、任意座標値として取り扱われることになる。

ただし、地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて測量された成果であるときは、土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に対し、その旨を地積測量図に記録することを求めるものとする。（注 1）

3 地震前の測量成果による筆界点の座標値の取扱い

提出された地積測量図に記録された筆界点の座標値が地震前の測量成果に基づくものである場合には、地震後に、その成果について、点検が行われ、その点検結果において相対的位置に変動がない（公差の範囲内）と確認されたときは、その旨が、規則第 93 条ただし書に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した不動産に係る調査に関する報告に記録されていることが必要となる。

4 その他

地理院が基準点の改定を行い、その成果に基づき、地震発生前の座標値から地震発生後の座標値に変換するためのパラメータ等が公表された場合の取扱いについては、おって連絡するものとする。

(注 1) 地積測量図への記録の例

「この測量に使用した基本三角点等は、地震前の国土地理院の公表成果を使用したものである。」

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における
地積測量図の作成等に関する留意点について

(平成 23 年 3 月 18 日法務省民二第 696 号日本土地家屋調
査士会連合会会長あて法務省民事局民事第二課長通知)

国土交通省国土地理院（以下「地理院」という。）は、本月 11 日に発生した標記地震の影響に伴い、東北地方及びその周辺で地殻変動が大きかった地域の基準点測量成果（電子基準点、三角点、水準点）の公表を停止し、基準点の改測を行う予定としています。

そこで、その改定の成果が公表されるまでの間、分筆の登記等に伴って登記所提出される地積測量図の作成に係る留意点は、下記のとおりとしますので、この旨、土地家屋調査士会及び貴会会員に周知をお願いするとともに、各土地家屋調査士会においては、管轄の法務局及び地方法務局と十分な打合せをするなど表示に関する登記の申請についての処理に遺漏のないよう配意願います。

記

1 基準点測量成果の公表が停止された地域

青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、栃木県、群馬県、長野県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県

2 基準点測量成果の公表が停止された地域において提出される地積測量図の取扱い

基準点測量成果の公表が停止された地域において提出される地積測量図に記録された筆界点の座標値は、「近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合」（不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号。以下「規則」という。）第 77 条第 2 項）に該当するものとして、近傍の恒久的地物に基づく測量の成果として取り扱うものとする。

したがって、地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて実施された場合であっても、同座標値は、任意座標値として取り扱われることになる。

ただし、地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて測量された成果であるときは、土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に対し、その旨を地積測量図に記録することを求めるものとする。

3 地震前の測量成果による筆界点の座標値の取扱い

提出された地積測量図に記録された筆界点の座標値が地震前の測量成果に基づくものである場合には、地震後に、その成果について、点検が行われ、その点検結果において相対的位置に変動がない（公差の範囲内）と確認されたときは、その旨が、規則第 93 条ただし書に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した不動産に係る調査に関する報告に記録されていることが必要となる。

4 その他

地理院が基準点の改定を行い、その成果に基づき、地震発生前の座標値から地震発生後の座標値に変換するためのパラメータ等が公表された場合の取扱いについては、おって連絡するものとする。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における
地積測量図の作成等に関する留意点について

平成 23 年 3 月 18 日法務省民二第 695 号法務局民事行政部
長（東京、仙台）地方法務局長（横浜、さいたま、千葉、
水戸、宇都宮、前橋、甲府、長野、新潟、福島、山形、盛
岡、秋田、青森）あて法務省民事局民事第二課長通知

国土交通省国土地理院（以下「地理院」という。）は、本月 11 日に発生した標記地震の影響に伴い、東北地方及びその周辺で地殻変動が大きかった地域の基準点測量成果（電子基準点、三角点、水準点）の公表を停止し、基準点の改測を行う予定としています。

そこで、その改定の成果が公表されるまでの間、分筆の登記等に伴って登記所に提出される地積測量図の作成に係る留意点は、下記のとおりとしますので、この旨、貴管下登記官に周知願います。

記

1 基準点測量成果の公表が停止された地域

青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、栃木県、群馬県、長野県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県

2 基準点測量成果の公表が停止された地域において提出される地積測量図の取扱い

基準点測量成果の公表が停止された地域において提出される地積測量図に記録された筆界点の座標値は、「近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合」（不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号。以下「規則」という。）第 77 条第 2 項）に該当するものとして、近傍の恒久的地物に基づく測量の成果として取り扱うものとする。

したがって、地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて実施された場合であっても、同座標値は、任意座標値として取り扱われることになる。

ただし、地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて測量された成果であるときは、申請人又はその代理人に対し、その旨を地積測量図に記録することを求めるものとする。

3 地震前の測量成果による筆界点の座標値の取扱い

提出された地積測量図に記録された筆界点の座標値が地震前の測量成果に基づくものである場合には、地震後に、その成果について、点検が行われ、その点検結果において相対的位置に変動がない（公差の範囲内）と確認されたときは、その旨が、規則第 93 条ただし書に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した不動産に係る調査に関する報告（これと同等の官公署等が作成する調査報告を含む。）に記録されていることが必要である。

4 その他

地理院が基準点の改定を行い、その成果に基づき、地震発生前の座標値から地震発生後の座標値に変換するためのパラメータ等が公表された場合の取扱いについては、追って連絡するものとする。

東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について

（平成23年3月24日日調連発第458号各土地家屋調査士会）
 長あて日本土地家屋調査士会連合会災害対策本部長通知

標記につきまして、法務省民事局民事第二課長から、別添のとおり依頼があり、すでに土地の境界を示す境界石、コンクリート杭、金属鋏等の境界標識はもとより、塀・石垣の基礎部分、側溝なども土地の位置、境界を確認するために重要な役割を果たすことから、これらについて可能な限り保存するよう関係機関等に周知が図られております。

つきましては、土地関係の相談等に当たる場合は、上記の趣旨を踏まえて対応するよう貴会所属会員への周知方をお願いします。

別添

東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について

（平成23年3月24日法務省民二第739号日本土地家屋調査士会連合会東）
 北地方太平洋沖地震災害対策本部長あて法務省民事局民事第二課長依頼

標記地震による被災地域において、倒壊家屋の撤去等の復旧作業が開始されたところですが、土地の境界を示す境界石、コンクリート杭、金属鋏等の境界標識はもとより、塀・石垣の基礎部分、側溝なども土地の位置、境界を確認するために重要な役割を果たしますので、これらについて可能な限り保存するよう関係作業機関等への周知を依頼しました。

ついでには、貴会会員が土地関係の相談等に当たる場合にも、この趣旨を踏まえて対応されるよう関係者に周知方配慮をお願いします。

参考

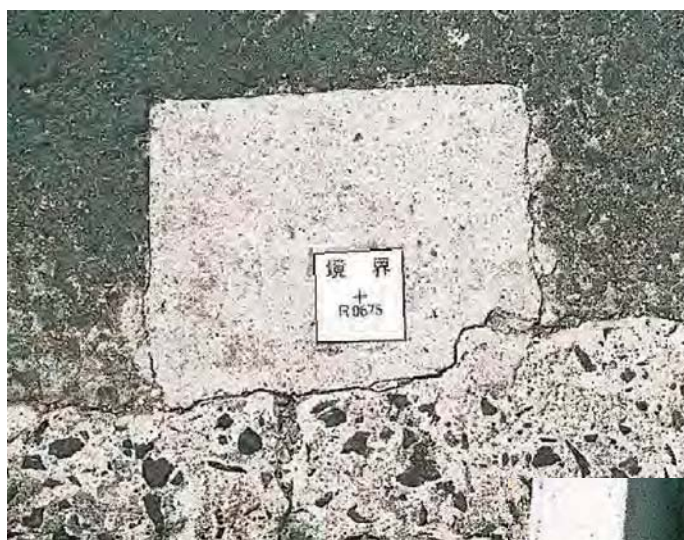


石杭



コンクリート杭





金属標

4 土地家屋調査士による復興支援

土地家屋調査士法の第1条（目的）には、「土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする」と定められている。

被災地においては、登記事務の停止や津波等による瓦礫、家屋の倒壊、土地境界杭の流失、地盤沈下、地殻変動など国民の大切な不動産が明確に示せない状況にあり、自治体の復興計画に重大な影響を及ぼす懸念があった。

土地家屋調査士は、土地、建物の表示登記の専門家として、一刻も早く正常な登記事務ができるようにすることが責務であると考え、日本土地家屋調査士会連合会が関係省庁、とりわけ法務省とは、日調連と被災3会（宮城・福島・岩手各県土地家屋調査士会）と打合せを繰り返しながら、復興支援に全力を挙げている。

以下に、土地家屋調査士が東日本大震災の復興支援のために行った業務・事業等について、関連資料とともに掲載する。

(1) 環境省からの協力依頼について

東日本大震災の発災と同時に、環境省災害廃棄物対策特別本部長から、日本土地家屋調査士会連合会に対し、「環境に配慮した復興」への協力要請があった。

この要請に対して、被災地にある土地家屋調査士会や被災地に近い土地家屋調査士会には、日本土地家屋調査士会連合会からもこの協力要請を行い、被災状況の把握と被災地にある土地家屋調査士会との連携を深めるよう連絡を密にしてきた。

環境省からの協力依頼について

（平成 23 年 3 月 25 日日調連発第 466 号各土地家屋調査士会長）
 （あて日本土地家屋調査士会連合会災害対策本部長情報提供）

去る 3 月 11 日（金）東北地方太平洋沖地震発生と同時に、日調連災害対策本部から政府・関係機関に働きかけ、阪神・淡路の復興支援の経験を活かし、災害復興事業の第一歩が土地の境界の画定であることを主張してきました。

その声が、政府に届き、連合会に対し、環境省災害廃棄物対策特別本部長から「環境に配慮した復興」への協力要請（別紙 1）が発せられました。

この協力要請に沿って、被災地にある土地家屋調査士会や被災地に近い土地家屋調査士会には、連合会からもこの協力要請をお願いし、被災状況の把握と被災地にある土地家屋調査士会との連携を深めるようお願いをしているところです。

復旧のため一般の交通機関が閉鎖される困難な状況の中、現地の実情を踏まえ、政府関係者とも復興に向けての情報交換を行っている段階ですが、法務省からは、関係機関に対し、「土地の境界を示す境界標識や石垣等の地物の保存」を求めべく周知が行われ、日調連災害対策本部からも関係機関等に周知するよう依頼（別紙 2）が届いています。

また、本日（3 月 25 日）示された、環境省災害廃棄物対策特別本部のお知らせ（別紙 3）の中に、被災者生活支援特別対策本部の下に設置された「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」（小川敏夫法務副大臣を座長、辻恵民主党議連幹事長ほか内閣法制局、警察庁、法務省、国土交通省、環境省等で構成）の指針によると「損壊家屋等の撤去について」の項目に土地家屋調査士等の記述があり、国又は地方自治体から復興に向けての協力の依頼が予測されますのでお知らせします。

添付資料（省略）

別紙 1 「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震からの環境に配慮した復興へのご協力について」

別紙 2 「東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について」
 （P. 107 参照）

別紙 3 「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について（お知らせ）」

(2) 保険調査、業務委託について

被災した土地家屋調査士会では、地震保険損害調査の勉強会を開催した。

委託業務の内容（資料抜粋）

1. 委託対象者：土地家屋調査士としての資格・実務経験のある方
2. 調査対象地域：岩手県、宮城県、福島県
3. 業務内容
 - ①東日本大震災において被害を受けた住宅および家財に関する地震保険の調査。
 - ②当社の拠点（事務所：盛岡市、仙台市、郡山市等）に朝 8 時 30 分頃（各拠点により異なる）に集合、その日の調査対象物件に関する資料を渡します。原則 1 日 4 件以上の調査をお願いしますが、実際の調査件数は物件所在地や交通事情により変動します。

- ③現地の調査では、「地震保険損害調査書」に従い住宅および家財についての損害箇所等の確認（含む写真撮影）を行ったうえで、認定結果（全損、半損、一部損、対象外）の判定を行い、被保険者（住宅および家財の所有者）に説明を行います。
- ④現地の調査終了後、当社事務所に戻って、その日のうちに「地震保険損害調査報告書」を完成させ、提出いただきます。なお、業務の終了時間は調査件数や調査物件の場所により変動します。

(3) 土地家屋調査士の専門性が活かされる復興に関する様々な業務

倒壊した建物を登記官の職権で滅失登記するための調査、土地の境界等の被災状況実態調査、登記所備付地図を街区単位で修正する作業、登記所備付地図を土地ごとの境界を復元して修正する作業など、土地家屋調査士の専門性が活かされる復興に関する様々な業務について、宮城県・福島県・岩手県の被災3土地家屋調査士会を管轄する法務局、地方法務局からの委託を受けた。

①東日本大震災倒壊建物の滅失調査作業（概要）

第1 一般事項

1 調達の目的

建物滅失調査は、東日本大震災による倒壊、流失及び焼失建物（以下「被災建物」という。）の滅失登記の処理を早期にかつ効率的に行うため、〇〇法務局（以下「委託者」という。）の委託に基づき、建物の被災状況を調査し、滅失登記に必要な報告書等を作成することを目的とする。

この調達では、〇〇市の被災建物の調査を委託するものである。

なお、この建物の個数は、次のとおりのランクに分け、それぞれの作業工程を分類することとする。

- A ランク……津波により、地番区域単位で建物が壊滅的に滅失している状況であり、概況調査のみをもって調査を完了し、成果品である現地調査書を作成するもの 〇〇個
- B ランク……津波により、ほとんど（8割から9割以上）の建物が滅失するなど、概況調査の後の資料調査（航空写真と地図等の調査）のみで成果品を作成するもの 〇〇個
- C ランク……津波・地震により、建物が滅失している地域で、資料調査の後の現地調査を行い、成果品を作成するもの 〇〇個
- D ランク……現地調査を必要とする地域で、滅失とするかの判断について、所有者の意向を確認する必要があり、その確認後、成果品を作成するもの 〇〇個

2 作業の概要

本業務の内容は、次に掲げる事項に沿って、前記1の対象地域についての報告書を作成するものとする。

- (1) 概況調査
- (2) 資料収集
- (3) 調査簿の作成
- (4) 現地調査
- (5) 現地調査書作成
- (6) 再調査・立会

②土地の境界等の被災状況実態調査（概要）

第1 一般事項

1 調達の目的

土地の境界等の被災状況実態調査は、〇〇県の不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図が備え付けられている地域において、東日本大震災により土地の境界が全く不明となった地域

又は不規則に移動した地域の位置及び範囲を特定することを目的とする。また、この調査の結果は、今後予定されている筆界の復元及び地図の修正のための資料となるものである。

2 作業の概要

本業務の内容は、次に掲げる事項に沿って、前記1の対象地域についての報告書を作成するものとする。詳細については、別途定める要領のとおりとする。

- (1) 基礎資料調査
 - ア 情報収集
 - イ 被災概況調査書の作成
 - ウ 被災概況調査素図の作成
- (2) 地図の分類の一覧図作成
- (3) 現地調査
 - ア 調査区域の選定
 - イ 被災概況調査図の作成
 - ウ 地図の精度検証
 - エ 調査区域内の検査測量等
- (4) 土地被災調査書及び被災地域特定図の報告

③地図の街区単位修正作業

第1 一般事項

1 調達の目的

地図の街区単位修正作業は、東日本大震災に伴う地殻変動により土地が不規則に移動をした地域において、不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定による地図（以下「登記所備付地図」という。）を街区の単位で測量を行い、その移動量を確認した上で、登記所備付地図を修正する作業の総称である。

この調達では、別紙リストに掲げた地区について、地図の街区単位修正作業を実施することを目的とする。

2 作業の概要

この調達において実施する作業（以下「本作業」という。）の内容は、次に掲げる事項に従い、前記1の対象地区について、地図の街区単位修正作業を実施するものである。本作業の詳細については別添「土地の境界復元及び地図の街区単位修正作業実施要領〔第3版〕」によるものとする。

- (1) 基礎資料調査
 - ア 資料調査及び収集
 - イ 街区単位の選定
 - ウ 街区点の選点
 - エ 検証点の選点
 - オ 資料の整理（街区点・検証点選点記録簿及び調査図素図の作成）
- (2) 現地調査
 - ア 現地踏査及び作業計画（街区単位の決定を含む。）
 - イ 基準点測量（成果検定を含む。）
 - ウ 街区点測量・検証点測量
- (3) 街区点及び検証点の測量結果の検証
- (4) 筆界点座標値の変換（ヘルマート変換又はアフィン変換）
- (5) 補正判定（補正結果の検証）
- (6) 重ね図（本作業を実施する前の登記所備付地図と本作業により測量した成果に基づきヘルマート変換及びアフィン変換による座標値変換を行い作成した図面とを重ね合わせた図面をいう。以下同じ。）の作成

(7) 街区単位修正図の作成

④土地の境界復元作業

第1 一般事項

1 調達目的

土地の境界復元作業は、街区単位修正作業を実施した結果、当該作業では地図の精度の回復が困難と認められる地域において、不動産登記法第14条第1項の規定による地図（以下「登記所備付地図」という。）等を資料として土地の境界を復元し、当該地区に境界標を設置するとともに、登記所備付地図を修正する作業の総称である。

この調達では、〇〇市〇〇地区〇〇平方キロメートルについて土地の境界復元作業をすることを目的とする。

2 作業の概要

この調達において実施する作業（以下「本作業」という。）の内容は、次に掲げる事項に従い、前記1の対象地区についての土地の境界復元作業を実施するものである。本作業の詳細については別添「土地の境界復元及び地図の街区単位修正作業実施要領〔第3版〕」によるものとする。

- (1) 追加的資料調査及び収集
- (2) 追加基準点設置（成果検定を含む。）
- (3) 一筆地調査（基礎測量・画地調整・復元測量を含む。）
- (4) 細部測量
- (5) 地図の作成及び面積計算（原図、地積等調査一覧表及び地積測量図の作成を含む。）
- (6) 縦覧・異議申立処理

〈編者〉

日本土地家屋調査士会連合会

東京都千代田区三崎町 1-2-10
土地家屋調査士会館

Tel. 03-3292-0050 Fax. 03-3292-0059
URL <http://www.chosashi.or.jp/>

土地家屋調査士白書 2014

定価：本体 1,800 円(税別)

平成 26 年 3 月 25 日 初版発行
平成 26 年 6 月 6 日 初版第 2 刷発行

編者 日本土地家屋調査士会連合会

発行者 尾中哲夫

発行所 日本加除出版株式会社

本社 郵便番号 171-8516
東京都豊島区南長崎 3 丁目 16 番 6 号
TEL (03) 3953-5757 (代表)
(03) 3952-5759 (編集)
FAX (03) 3951-8911
URL <http://www.kajo.co.jp/>

営業部 郵便番号 171-8516
東京都豊島区南長崎 3 丁目 16 番 6 号
TEL (03) 3953-5642
FAX (03) 3953-2061

組版・印刷・製本 (株)アイワード

落丁本・乱丁本は本社でお取替えいたします。

©日本土地家屋調査士会連合会 2014

Printed in Japan

ISBN978-4-8178-4151-3 C3032 ¥1800E

JCOPY (株)出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書を無断で複写複製(電子化を含む)することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(株)出版者著作権管理機構(JCOPY)の許諾を得てください。

また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

JCOPY H P : <http://www.jcopy.or.jp/>, e-mail : info@jcopy.or.jp
電話 : 03-3513-6969, FAX : 03-3513-6979

ISBN978-4-8178-4151-3

C3032 ¥1800E



9784817841513

定価：本体 1,800円 (税別)



1923032018005



土地家屋調査士白書 2014